

# 関係法令等

1	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例	1-2
2	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則	1-7
3	世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例	1-105
4	世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則	1-121
5	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則に関する関係告示	1-124
6	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	1-133
7	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	1-158
8	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	1-167
9	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令	1-178
10	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係告示	1-184
11	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令	1-186
12	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令	1-187
13	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令	1-197
14	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令	1-201
15	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令	1-220
16	世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定道路の構造の基準に関する条例	1-221
17	世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定道路の構造の基準に関する条例施行規則	1-222
18	世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定公園施設の設置の基準等に関する条例	1-223
19	世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定公園施設の設置の基準等に関する条例施行規則	1-224

# 1 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例

平成 19 年 3 月 14 日条例第 27 号  
改正平成 21 年 9 月 30 日条例第 37 号

## 目次

### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条- 第 5 条）
  - 第 2 章 基本方針（第 6 条- 第 8 条）
  - 第 3 章 ユニバーサルデザインの意識啓発等（第 9 条・第 10 条）
  - 第 4 章 ユニバーサルデザインのまちづくり
    - 第 1 節 公共的施設の整備の基準（第 11 条- 第 13 条）
    - 第 2 節 特定公共的施設の整備（第 13 条の 2- 第 17 条）
    - 第 3 節 住宅の整備（第 18 条- 第 21 条）
    - 第 4 節 推進地区の指定（第 22 条）
    - 第 5 節 情報及びサービスに係る取組（第 23 条）
  - 第 5 章 移動のユニバーサルデザイン（第 24 条・第 25 条）
  - 第 6 章 施策の推進（第 26 条- 第 30 条）
  - 第 7 章 調査、勧告及び公表（第 31 条- 第 33 条）
  - 第 8 章 雑則（第 34 条- 第 36 条）
- 附則

私たちのまち世田谷は、住宅都市として発展し、大人も子どもも、若者も高齢者も、障害者も、外国人も、すべての人が様々な夢を持ち、暮らしている。世田谷が将来にわたって、活力ある地域社会を形成し続けるためには、それぞれの生活が尊重され、すべての人がその個性及び能力を発揮することができ、自由に様々な活動に参画し、自己実現をすることができるよう、すべての人にとって利用しやすい生活環境を整備していくユニバーサルデザインの考え方が重要である。

世田谷区は、梅丘地区での住民参加の福祉のまちづくりを契機に、バリアフリーの普及及び学習のための催し、道路、公園等及び民間建築物のバリアフリーの推進等個性豊かで先駆的な取組を区民と協働して行うことによりまちづくりを進めてきた。

21 世紀に入り、私たちは経験したことのない少子高齢社会、人口減少社会を迎えている。世田谷区でもこれまでの歩みをより強く確実なものにしていくことが求められており、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、すべての区民が可能な限り、公平に社会参加のできる自立した生活を目指していかなければならない。そのために社会における様々な障壁をなくすにとどまらず、すべての区民の基本的な人権が尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる社会を築くため、ユニバーサルデザインに基づく取組を推進していく必要がある。

ここに、ユニバーサルデザインを総合的に推進することにより、すべての区民が個人として尊重され、共に支えあい、安全で安心して快適に住み続けることの

できる社会の実現を図り、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、区、区民及び事業者の相互の理解及び協働の下に、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインに基づき、生活環境の整備を推進していくための基本的な事項を定めることにより、区民の社会的な自立及び社会参加の機会を確保し、もって安全で安心して快適に住み続けることのできる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方をいう。
- (2) 生活環境の整備 ユニバーサルデザインに基づき、公共的施設及び住宅の構造、設備等並びに情報及びサービスの提供について適切な措置をとることをいう。
- (3) 事業者 公共的施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者及び公共交通事業者をいう。
- (4) 公共的施設 官公署の事務所等の公共施設、病院、劇場、集会場、物品販売業又はサービス業を営む店舗、鉄道の駅、学校、道路、公園その他の不特定又は多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- (5) 特定公共的施設 公共的施設のうち、特に生活環境の整備を推進する必要があるもので規則で定める種類及び規模のものをいう。
- (6) 集合住宅 共同住宅、長屋、寮又は宿舍をいう。

### （区の役割）

第 3 条 区は、この条例の目的を達成するため、区民及び事業者との協働により、生活環境の整備に関する施策を推進するものとする。

### （区民の役割）

第 4 条 区民は、ユニバーサルデザインについての理解を深めるとともに、生活環境の整備に関する区の施策の推進に協力するよう努めるものとする。

### （事業者の役割）

第 5 条 事業者は、ユニバーサルデザインについての理解を深め、積極的に生活環境の整備に努めるとともに、生活環境の整備に関する区の施策の推進に協

力するものとする。

## 第2章 基本方針

### (総合的かつ計画的な推進)

第6条 区長は、区民、事業者及び関係団体との連携の下に、総合的かつ計画的に生活環境の整備に関する施策を推進するものとする。

### (推進計画の策定)

第7条 区長は、生活環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 生活環境の整備に関する目標
- (2) 生活環境の整備に関する重点施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する重要事項

3 区長は、推進計画を策定するに当たっては、区民、事業者及び関係団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ次条に規定する世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

### (世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会)

第8条 区的生活環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進計画に関すること。
- (2) 第11条に規定する整備基準及び第18条に規定する集合住宅整備基準に係る基本的事項に関すること。
- (3) 第29条に規定する施策の評価点検に関すること。
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条第1項に規定する基本構想に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する基本的事項

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 事業者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第3章 ユニバーサルデザインの意識啓発等

### (意識啓発等)

第9条 区長は、ユニバーサルデザインに係る意識を啓発し、すべての人が互いに理解を深めるため、交流の機会を設けるよう努めるものとする。

2 区長は、区民及び事業者が生活環境の整備について理解を深めるとともに、これらの者による生活環境の整備に関する自発的な活動が促進されるよう、生活環境の整備に関する啓発活動その他必要な措置を講じなければならない。

### (情報の提供及び共有)

第10条 区、区民及び事業者は、生活環境の整備を推進するため、相互に情報を提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

2 区長は、区民、事業者又は関係団体が行う先導的な取組が生活環境の整備の推進に資すると認めるときは、その成果の普及に努めなければならない。

## 第4章 ユニバーサルデザインのまちづくり

### 第1節 公共的施設の整備の基準

#### (整備基準の策定)

第11条 区長は、公共的施設的生活環境の整備について、公共的施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者の判断の基準となるべき事項(以下「整備基準」という。)を策定しなければならない。

2 区長は、整備基準を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、整備基準の変更について準用する。(整備基準への適合努力義務)

第12条 公共的施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 公共的施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者は、公共的施設又は集合住宅を利用する者の安全で安心な移動を確保することができるよう、他の公共的施設又は集合住宅を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者と連携し、適切かつ一体的な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (整備基準適合証の交付)

第13条 区長は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)を交付するものとする。

2 整備基準適合証の交付を受けようとする者(第16条の規定による届出をした者を除く。)は、規則で定めるところにより、区長に対し、申請をしなければならない。

3 整備基準適合証の交付を受けた者は、規則で定めるところにより整備基準適合証を公共的施設の適切な場所に表示するよう努めるものとする。

## 第2節 特定公共的施設の整備

### (遵守基準への適合義務)

第13条の2 特定公共的施設を所有し、若しくは管理する者(第17条第1項に規定する既存特定公共的施設所有者等を除く。)又は新設し、若しくは改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定公共的施設にする場合に限る。))をいう。次条第1項において同じ。)しようとする者は、当該特定公共的施設を遵守基準(整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものをいう。第32条第2項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

### (届出)

第14条 特定公共的施設の新設又は改修をしようとする者(以下「特定公共的施設建築主」という。)は、その計画について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に区長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更(規則で定める軽易な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に区長に届け出なければならない。

### (特定公共的施設建築主に対する要請)

第15条 区長は、前条の規定による届出があったときは、整備基準に基づき審査し、その特定公共的施設(工事中のものを含む。以下この条、次条、第31条第1項及び第32条第2項において同じ。)について第12条及び第13条の2に規定する措置の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定公共的施設の設計及び施工に関する事項について、当該届出をした特定公共的施設建築主に対し、必要な措置を講ずるよう要請をすることができる。

### (工事完了届、調査等)

第16条 第14条の規定による届出をした者は、特定公共的施設の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、区長は、職員に、当該届出をした者の同意を得て、特定公共的施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。

3 区長は、前項の規定による調査の結果、特定公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、第1項の規定による届出をした者に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

4 第2項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (既存特定公共的施設の整備状況の把握等)

第17条 第13条の2の規定の施行の際現に存する特定公共的施設(工事中のものを含む。以下「既存特定公共的施設」という。)を所有し、又は管理する者(以下「既存特定公共的施設所有者等」という。)は、当該既存特定公共的施設を整備基準に適合させるための措置の状況を把握するよう努めなければな

らない。

- 2 区長は、既存特定公共的施設所有者等に対し、前項に規定する措置の状況について、報告を求めることができる。
- 3 既存特定公共的施設所有者等は、前項の規定により報告を求められたときは、第1項に規定する措置の状況について、規則で定めるところにより、区長に報告しなければならない。
- 4 区長は、第1項に規定する措置の的確な実施を確保するために特に必要があると認めるときは、既存特定公共的施設所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請をすることができる。この場合において、区長は、第28条に規定するユニバーサルデザインアドバイザーが設置されているときは、必要に応じてその意見を聴かなければならない。

## 第3節 住宅の整備

### (集合住宅整備基準の策定)

第18条 区長は、集合住宅の生活環境の整備について、集合住宅を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者の判断の基準となるべき事項(以下「集合住宅整備基準」という。)を策定しなければならない。

- 2 区長は、集合住宅整備基準を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、集合住宅整備基準の変更について準用する。

### (集合住宅整備基準への適合努力義務)

第19条 集合住宅を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者は、当該集合住宅を集合住宅整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 集合住宅を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者は、集合住宅又は公共的施設を利用する者の安全で安心な移動を確保することができるよう、他の集合住宅又は公共的施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者と連携し、適切かつ一体的な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (集合住宅遵守基準への適合義務)

第19条の2 規則で定める規模の集合住宅を所有し、若しくは管理する者(この条の規定の施行の際現に存する集合住宅(工事中のものを含む。)を所有し、又は管理する者を除く。)又は新設し、若しくは改修(増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して集合住宅にする場合に限る。))をいう。第21条第2項において同じ。)しようとする者は、当該集合住宅を集合住宅遵守基準(集合住宅整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものをいう。)に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

### (住宅を供給する者の努力義務)

第20条 住宅を供給する者は、その供給する住宅について、生活環境の整備に努めるものとする。

### (規定の準用)

第21条 第13条の規定は、集合住宅整備基準に適合している集合住宅について準用する。

2 前節(第13条の2を除く。)及び第7章の規定は、第19条の2に規定する規則で定める規模の集合住宅の新設又は改修について準用する。

#### 第4節 推進地区の指定

(ユニバーサルデザイン環境整備推進地区の指定)

第22条 区長は、公共的施設及び集合住宅の生活環境の整備を積極的に推進する必要があると認める地区で、当該整備を一体的に行う必要があると認めるものをユニバーサルデザイン環境整備推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

2 区長は、推進地区の指定に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 区は、推進地区においては、自ら設置する公共的施設及び集合住宅の生活環境の整備を特に積極的に実施するものとする。

4 区長は、推進地区において区民、事業者及び関係団体との協働により、公共的施設及び集合住宅の生活環境の整備が促進されるよう、必要な措置を講ずることができる。

5 第2項の規定は、推進地区の指定の変更又は廃止について準用する。

#### 第5節 情報及びサービスに係る取組

(安全で快適な利用等のための情報提供等)

第23条 事業者は、公共的施設を利用する者の安全で快適な利用及び移動を確保するため、必要な情報及びサービスの提供に努めるものとする。

2 事業者は、前項に規定する情報の提供に当たっては、公共的施設を利用する者が容易に理解することができるように配慮するとともに、当該情報の適切な管理に努めるものとする。

### 第5章 移動のユニバーサルデザイン

(公共的施設の安全で安心な移動の確保)

第24条 第12条第2項に定めるもののほか、事業者は、公共的施設を利用する者の安全で安心な移動を確保することができるよう、他の事業者と連携し、適切かつ一体的な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者及び土地の所有者等は、当該関係者の全員の合意により、当該公共的施設又は土地について、安全で安心な移動を確保するための整備又は管理に関する協定を締結することができる。

3 区民及び事業者は、公共的施設において、物品の放置その他の行為(以下「物品の放置等」という。)により区民の安全で安心な移動又は利用を妨げることのないよう努めるものとする。

4 公共的施設を管理する者は、物品の放置等その他区民の安全で安心な移動又は利用の妨げとなる事由を発見したときは、速やかに、当該妨げとなる事由を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、公共的施設を管理する者は、第28条に規定するユニバーサルデザインアドバイザーが設置されているときは、必要に応じてその意見を聴くことができる。

(移動手手段の確保)

第25条 区長は、区民、事業者及び関係団体と連携し、区民の安全で安心な移動を確保するため、適切な移動手手段の確保及び整備に努めるものとする。

2 区長は、公共交通事業者に対し、区民の安全で安心な移動を確保するため、必要があると認めるときは、その車両等の構造上及び運行上の配慮について必要な措置を講ずるよう要請をするものとする。

### 第6章 施策の推進

(生活環境の整備に対する支援)

第26条 区長は、生活環境の整備について自主的な活動を行う区民及び関係団体に対し、必要な支援をするものとする。

2 区長は、生活環境の整備を行おうとする者に対し、必要があると認めるときは、技術的支援等必要な措置を講ずることができる。

(住宅の生活環境の整備に対する支援)

第27条 区長は、区民が住宅の生活環境の整備を行おうとするときは、必要な支援に努めるものとする。

2 区長は、住宅の生活環境の整備に関する適切な基準等を、区民に提示するため、必要な情報の収集に努めるものとする。

(ユニバーサルデザインアドバイザー)

第28条 区長は、区民及び関係団体が自主的に行う生活環境の整備への支援、区が行う公共的施設の利用等に関しての評価及び提案に係る助言等を行わせるため、ユニバーサルデザインアドバイザーを置くことができる。

(施策の評価点検及び区民等の意見の反映)

第29条 区長は、生活環境の整備に関する施策を推進するために、当該施策について段階的かつ継続的に評価点検を行い、当該評価点検の結果を当該施策に反映させなければならない。

2 区長は、前項の評価点検を行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項に定めるもののほか、区長は、区民及び事業者の意見を生活環境の整備に関する施策に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区、国等の先導的整備)

第30条 区は、生活環境の整備を積極的に推進するため、自ら設置する公共的施設及び集合住宅について、率先して整備基準及び集合住宅整備基準への適合を図るものとする。

2 区長は、国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)に対し、これらが設置する公共的施設及び集合住宅について、整備基準及び集合住宅整備基準への適合に率先して努めるよう要請をするものとする。

### 第7章 調査、勧告及び公表

(特定公共的施設の調査)

第31条 区長は、第16条第2項に定めるもののほか、第15条、第17条第4項、次条及び第33条第1項の規定の施行に必要な限度において、特定公共的施

設について調査を行うことができる。

- 2 第 16 条第 2 項及び第 4 項の規定は、前項の調査について準用する。

#### (勧告)

第 32 条 区長は、第 14 条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した特定公共的施設建築主及び第 17 条第 3 項の規定による報告を行わない既存特定公共的施設所有者等に対し、当該届出及び報告を行うよう勧告することができる。

- 2 区長は、特定公共的施設建築主又は特定公共的施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定施設建築主等」という。）が行う生活環境の整備に関する措置が正当な理由なく遵守基準に適合していないと認めるとき又は整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定公共的施設建築主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### (公表)

第 33 条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

## 第 8 章 雑則

### (国等との連携)

第 34 条 区は、生活環境の整備を効果的に推進するため、国等との連携に努めるものとする。

### (国等に関する特例)

第 35 条 国等については、第 4 章第 2 節（第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び前章の規定は、適用しない。

- 2 区長は、国等に対し、公共的施設の整備基準及び集合住宅の集合住宅整備基準への適合状況その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。

### (委任)

第 36 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
(世田谷区福祉のいえ・まち推進条例の廃止)
- 2 世田谷区福祉のいえ・まち推進条例（平成 7 年 11 月世田谷区条例第 68 号）は、廃止する。  
(世田谷区福祉のいえ・まち推進条例の廃止に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の世田谷区福祉のいえ・まち推進条例（以下「廃止条例」という。）第 30 条第 1 項の規定により指定されている福祉的環境整備推進地区は、第 22 条第 1 項の規定により指定されたユニバーサルデザイ

ン環境整備推進地区とみなす。

- 4 前項のほか、この条例の施行前に廃止条例の規定によりした届出、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりした届出、手続その他の行為とみなす。

## 附 則（平成 21 年 9 月 30 日条例第 37 号）

- 1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（以下「新条例」という。）第 13 条の 2 及び第 19 条の 2 の規定（特定公共的施設又は集合住宅を新設し、又は改修しようとする者の規定に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に新条例第 14 条（新条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者について適用する。

## 2 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則

平成 19 年 4 月 1 日規則第 55 号  
改正：令和 5 年 8 月 31 日規則第 87 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会（第 5 条—第 10 条）
- 第 3 章 生活環境の整備（第 11 条—第 18 条）
- 第 4 章 勧告及び公表（第 18 条の 2—第 20 条）
- 第 5 章 雑則（第 21 条—第 23 条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成 19 年 3 月世田谷区条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

#### （公共的施設）

第 3 条 条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める公共的施設は、別表第 1 の公共的施設の欄に定める施設とする。ただし、同表 1 の部及び 2 の部に定める公共的施設においては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 3 条第 1 項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 143 条第 1 項又は第 2 項の伝統的建造物群保存地区区内における同法第 2 条第 1 項第 6 号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。

#### （特定公共的施設）

第 4 条 条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定める特定公共的施設は、別表第 1 の特定公共的施設の欄に定める施設とする。

### 第 2 章 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会

#### （世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会の委員）

第 5 条 条例第 8 条に規定する世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 7 人以内
- (2) 区民 9 人以内
- (3) 事業者 4 人以内

#### （会長及び副会長）

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

#### （招集）

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

#### （会議）

第 8 条 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### （部会）

第 9 条 会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

#### （意見聴取等）

第 10 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

### 第 3 章 生活環境の整備

#### （整備基準及び集合住宅整備基準）

第 11 条 条例第 11 条第 1 項に規定する整備基準（以下「整備基準」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表中欄に掲げるものとし、条例第 13 条の 2 に規定する遵守基準（以下「遵守基準」という。）は、同表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表右欄に掲げるものとする。

区分	整備基準	遵守基準
建築物	別表第 2 に定める事項	別表第 3 に定める事項
小規模建築物	別表第 2 に定める事項	別表第 4 に定める事項
道路	別表第 5 に定める事項	別表第 6 に定める事項
特定道路	別表第 6 の 2 に定める事項	別表第 6 の 3 に定める事項
公園	別表第 7 に定める事項	別表第 8 に定める事項
公共交通施設	別表第 9 に定める事項	別表第 10 に定める事項

路外 駐車場	別表第 1 1 に 定める事項	別表第 1 1 に 定める事項
-----------	--------------------	--------------------

- 2 別表第 2 から別表第 4 までに掲げる整備項目のうち、建築物の用途及び規模に応じ、条例第 14 条の規定による届出の対象となる計画に係る整備項目については、区長が別に定める。
- 3 条例第 18 条第 1 項に規定する集合住宅整備基準（以下「集合住宅整備基準」という。）は、別表第 12 に定める事項とし、条例第 19 条の 2 に規定する集合住宅遵守基準は、別表第 13 に定める事項とする。
- 4 条例第 19 条の 2 の規則で定める規模は、住戸の数（改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して集合住宅にする場合に限る。）をいう。以下この項及び第 10 項において同じ。）の場合にあっては、改修に係る部分の住戸の数）が 20 以上又は床面積（改修の場合にあっては、改修に係る部分の床面積）の合計が 1,000 平方メートル以上とする。
- 5 別表第 12 及び別表第 13 に掲げる整備項目のうち、集合住宅の規模に応じ、条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 14 条の規定による届出の対象となる計画に係る整備項目については、区長が別に定める。
- 6 特定公共的施設（建築物に限る。）又は集合住宅の改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定公共的施設又は集合住宅にする場合に限る。）をいう。以下この項、第 13 条第 1 項第 1 号及び第 14 条において同じ。）をする場合（条例第 14 条（条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う場合に限る。）の別表第 2 から別表第 13 までの規定の適用は、次に掲げる部分に限るものとする。
  - (1) 当該改修に係る部分
  - (2) 道等（道又は公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。）から前号に掲げる部分にある利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この条において同じ。）、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第 3 の 15 の項において同じ。）であって、その用途に供する部分の床面積が 1,000 平方メートル以上のものにおける車椅子利用者用客室（車椅子利用者（車椅子を利用している者をいう。以下同じ。）が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
  - (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

- (4) 第 1 号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子利用者用便所（車椅子使用者が円滑に利用することができる便所をいう。以下同じ。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車椅子利用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第 1 号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 7 別表第 1 の 1 の部及び 2 の部に定める特定公共的施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 19 号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 1 号に規定する公立小学校等を除く。）その他これに類する施設を除く。）については、前項及び別表第 2 中「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えて適用する。
- 8 集合住宅又はその敷地に多数の者が共同で利用する集会室等の利用居室等、車椅子利用者用便所及び車椅子利用者用駐車施設を設ける場合の集合住宅については、別表第 2 の規定（移動等円滑化経路等に係るものに限る。）を準用する。この場合において、「不特定若しくは多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。
- 9 前項の場合において、別表第 2 の規定（移動等円滑化経路等に係るものに限る。）の適用を受ける特定経路等（別表第 12 の 1 の項第 1 号に規定する経路をいう。）となるべき経路又はその一部については、別表第 12 の規定は適用しない。
- 10 別表第 1 の 1 の部 23 の項に定める公共的施設及び特定公共的施設のうち集合住宅を含む複合建築物の集合住宅の用に供する部分（以下この項及び次項において「集合住宅の用に供する部分」という。）については、第 1 項の規定にかかわらず、別表第 12 及び別表第 13 の規定を適用する。ただし、集合住宅の用に供する部分において、住戸の数（改修の場合にあっては、改修に係る部分の住戸の数）が 20 未満のもので、かつ、床面積（改修の場合にあっては、改修に係る部分の床面積）の合計が 1,000 平方メートル未満のもの（当該集合住宅の用に供する部分がその他の用途の部分と床又は壁で区画されていること等により利用者の経路が分けられているもの



に限る。)については、この限りでない。

- 11 前項前本文の場合において、別表第 12 及び別表第 13 に掲げる整備項目のうち、集合住宅の用に供する部分の規模に応じ、条例第 14 条の規定による届出の対象となる計画に係る整備項目については、区長が別に定める。
- 12 第 6 項、別表第 2 から別表第 6 の 2 までの規定及び別表第 7 から別表第 13 までの規定（別表第 1 の 4 の部 1 の項に定める特定公共的施設のうち世田谷区立公園の生活環境の整備に係る別表第 8 の規定を除く。）は、区長が、これらの規定によることなく整備基準及び集合住宅整備基準（以下「整備基準等」という。）に適合させた場合と同等以上に生活環境の整備が行われていると認めた場合又は地形若しくは敷地の形態、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準等による生活環境の整備が困難であると認めた場合は、適用しないことができる。

#### （整備基準適合証）

- 第 12 条 条例第 13 条第 1 項（条例第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する整備基準適合証の交付を受けようとする場合の同条第 2 項（条例第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、整備基準適合証交付申請書（第 1 号様式）及び公共的施設又は集合住宅が整備基準等に適合していることを明らかにする図書を区長に提出することにより行うものとする。
- 2 条例第 13 条第 1 項及び条例第 16 条第 3 項（条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する整備基準適合証は、公共的施設整備基準適合証（第 2 号様式）又は集合住宅整備基準適合証（第 3 号様式）及びユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証（第 4 号様式。以下これらを「基準適合証」という。）とする。
- 3 区長は、条例第 13 条第 1 項に規定する整備基準適合証の交付をしないことに決定したときは、申請をした者に対し、その旨及びその理由を記載した書面を交付するものとする。
- 4 条例第 13 条第 3 項（条例第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による表示は、ユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証により行うものとし、当該公共的施設又は集合住宅の主要な出入口に近接した場所で、道等から見やすい位置に表示することによる。
- 5 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、基準適合証の交付を受けた者から当該基準適合証を返還させるものとする。
  - (1) 虚偽の申請その他の不正の事実が判明したとき。
  - (2) 交付の対象となった公共的施設又は集合住宅が、改修等により整備基準等に適合しなくなったとき。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、返還させることが適当であると区長が認めたとき。

#### （届出）

- 第 13 条 条例第 14 条（条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日までに行うものとする。
  - (1) 特定公共的施設（建築物に限る。）又は集合住宅の新設又は改修 工事に係る次のいずれかの行為を行おうとする日の前の日（条例第 14 条第 2 項（条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出の内容の変更後の工事が次のいずれの行為も伴わない場合にあっては、当該工事に着手する日の 30 日前の日）
    - ア 建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請
    - イ 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出
    - ウ 建築基準法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知
    - エ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条第 1 項（同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請
    - オ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 1 項（同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請（同法第 17 条第 4 項（同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合に限る。）
    - カ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 1 項から第 5 項まで（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請（同法第 6 条第 2 項（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合に限る。）
    - キ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項に規定する認定の申請（同法第 54 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。）又は同法第 55 条第 1 項に規定する変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。）
    - ク 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する認定の申請又は同法第 7 条第 1 項に規定する変更の認定の申請
  - (2) 前号以外の特定公共的施設の新設又は改修工事に着手する日の 30 日前の日
- 2 条例第 14 条（条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定公共的施設整備計画（変更）届出書（第 5 号様式）又は集合住宅整備計画（変更）届出書（第 6 号様式）に別表第 14 の区分欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表添付書類欄に定める書類を添えて、区長に提出する

ことにより行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、区が行う道路、公園、公共交通施設又は路外駐車場の新設又は改修の工事に係る条例第 14 条の規定による届出は、道路・公園・公共交通施設・路外駐車場新設等整備計画報告書（第 7 号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

**（軽易な変更）**

- 第 14 条 条例第 14 条第 2 項（条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽易な変更は、特定公共的施設又は集合住宅の新設又は改修に係る変更のうち、整備基準等の適用の変更を伴わない変更及び工事着手予定期日又は工事完了予定期日に係る変更とする。

**（工事完了届）**

- 第 15 条 条例第 16 条第 1 項（条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定公共的施設整備完了届出書（第 8 号様式）又は集合住宅整備完了届出書（第 9 号様式）に、第 13 条に規定する届出に基づき工事が行われたことを証する写真、図書等を添えて、区長に提出することにより行うものとする。

**（身分証明書）**

- 第 16 条 条例第 16 条第 4 項（条例第 21 条第 2 項及び第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、第 10 号様式とする。

**（整備状況の報告等）**

- 第 17 条 条例第 17 条第 3 項の規定による報告は、区長が定める期限までに既存施設適合状況調査報告書（第 11 号様式）に別表第 14 の区分欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表添付書類欄に定める書類を添えて、区長に提出することにより行うものとする。

- 2 区長は、前項の報告に係る特定公共的施設のうち整備基準に適合していないものについて、当該特定公共的施設を整備基準に適合させるための工事の計画を既存施設改善計画届出書（第 12 号様式）により作成し、区長が必要と認める図書を添えて、区長に届け出るよう要請をすることができる。

**（書類等の提出部数）**

- 第 18 条 第 12 条第 1 項、第 13 条、第 15 条及び前条の規定により提出する書類及び図書の部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

**第 4 章 勧告及び公表**

**（勧告書）**

- 第 18 条の 2 条例第 32 条の規定による勧告は、勧告書（第 13 号様式）により行うものとする。

**（公表）**

- 第 19 条 条例第 33 条第 1 項（条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (3) 勧告に従わなかった旨及び勧告の内容

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要であると認めた事項

**（意見陳述等の機会の付与）**

- 第 20 条 条例第 33 条第 2 項（条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述及び証拠の提示（以下「意見陳述等」という。）は、区長が口頭によることを認めた場合を除き、意見及び証拠の内容を記載した書面（以下「意見書」という。）を区長に提出することにより行うものとする。

- 2 区長は、勧告を受けた者に対し、意見書の提出期限（口頭による意見陳述等を認めた場合は、その日時）までに相当な期間において、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 公表しようとする内容
- (2) 公表の根拠となる条例等の条項
- (3) 公表の原因となる事実
- (4) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述等を認めた場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

- 3 前項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情がある場合には、区長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

- 4 区長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

- 5 区長は、当事者に口頭による意見陳述等を認めたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

- 6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに区長に提出しなければならない。

- 7 区長は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述等をしなかったときは、条例第 33 条第 1 項の規定による公表をすることができる。

**第 5 章 雑則**

**（車両等）**

- 第 21 条 条例第 25 条第 2 項に規定する車両等とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 8 号に規定する公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

**（公共的団体）**

- 第 22 条 条例第 30 条第 2 項に規定する規則で定める公共的団体は、法令の規定により国、都道府県又は建築主事を置く市町村とみなされて建築基準法第 18 条の規定が準用され、又は適用される団体（独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社を除く。）とする。

**（委任）**

- 第 23 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長

が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(世田谷区福祉のいえ・まち推進条例施行規則の廃止)
- 2 世田谷区福祉のいえ・まち推進条例施行規則(平成7年11月世田谷区規則第94号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に前項の規定による廃止前の世田谷区福祉のいえ・まち推進条例施行規則第2号様式及び第3号様式による用紙を用いて作成され、交付されている公共的施設整備基準適合証及び集合住宅整備基準適合証は、それぞれこの規則第2号様式及び第3号様式による用紙を用いて作成され、交付されている公共的施設整備基準適合証及び集合住宅整備基準適合証とみなす。

#### 附 則(平成21年9月30日規則第80号)

- 1 この規則は、平成21年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定(第7号様式及び第10号様式の規定を除く。)は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)第14条(同条例第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「条例の規定による届出」という。)に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備(以下「生活環境の整備」という。)について適用し、施行日前行われる条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第10号様式による用紙を用いて作成され、交付されている身分証明書は、新規則第10号様式による用紙を用いて作成され、交付されている身分証明書とみなす。

#### 附 則(平成24年11月30日規則第100号)

この規則は、平成24年12月4日から施行する。

#### 附 則(平成25年3月29日規則第52号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)第14条の規定による届出(以下「条例の規定による届出」という。)に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備(以下「生活環境の整備」という。)について適用し、施行日前行われる条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成25年10月31日規則第84号)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。ただし、第13条第1項第1号工の改正規定は、同月25日から施行する。

#### 附 則(平成31年1月31日規則第2号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)第14条の規定による届出(以下「条例の規定による届出」という。)に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備(以下「生活環境の整備」という。)について適用し、施行日前行われる条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

#### 附 則(令和元年6月28日規則第17号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

#### 附 則(令和元年12月9日規則第60号)

- 1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)第14条の規定による届出(以下「条例の規定による届出」という。)に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備(以下「生活環境の整備」という。)について適用し、施行日前行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

#### 附 則(令和3年3月31日規則第70号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第5号様式の(1)から第9号様式まで、第11号様式及び第12号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

#### 附 則(令和4年1月31日規則第3号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 公布の日
  - (2) 第13条第1項第1号力の改正規定 令和4年2月20日
- 2 この規則による改正後の第13条第1項第1号力に掲げる行為に係る工事の計画の届出は、前項第2号に定める日前行っても行うことができる。



#### 附 則(令和5年8月31日規則第87号)

- 1 この規則は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)第14条の規定による届出(以下「条例の規定による届出」という。)に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備(以下「生活環境の整備」という。)について適用し、施行日前行われた条例の規定によ

る届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第4号様式の規定により作成され、交付されているユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証は、この規則による改正後の第4号様式の規定により作成され、交付されたユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証とみなす。

別表第1 (第3条、第4条関係)

1. 建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 医療等施設	(1) 病院又は診療所(小規模建築物に該当するものを除く。) (2) 助産所(助産所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。) (3) 施術所(施術所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。) (4) 薬局(医薬品の販売業を併せて行うものを除く。)(薬局の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)	医療等施設の区分に該当する公共的施設の全て
2 公益施設	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	公益施設の区分に該当する公共的施設の全て
3 福祉施設	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	福祉施設の区分に該当する公共的施設の全て
4 学校等施設	(1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。) (2) 学校に類する施設(個人の経営に係る施設を除く。)	学校等施設の区分に該当する公共的施設の全て
5 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての施設
6 自動車関連施設	(1) 自動車の駐車のための施設	(1) 自動車の駐車のための施設(自動車の駐車のための施設の用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以上で、かつ、駐車可能台数が20台以上のものに限る。)
	(2) 自動車の停留のための施設	(2) 自動車の停留のための施設(自動車の停留のための施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。)
	(3) 自動車修理工場	(3) 自動車修理工場(自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)
	(4) 自動車洗車場	(4) 自動車洗車場(自動車洗車場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)
	(5) 自動車教習所	(5) 自動車教習所(自動車教習所の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。)
	(6) 給油取扱所(給油取扱所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)	(6) 給油取扱所(公共的施設の全て)
7 公衆便所	公衆便所	公衆便所の区分に該当する公共的施設の全て
8 集会施設	(1) 世田谷区立区民会館、世田谷区立区民センター又は世田谷区立地区会館 (2) 公会堂 (3) 集会場 (4) 冠婚葬祭施設 (5) その他これらに類する施設	(1) 世田谷区立区民会館、世田谷区立区民センター又は世田谷区立地区会館 (2) 公会堂 (3) 集会場 (4) 冠婚葬祭施設 (5) その他これらに類する施設
9 物品販売業を営む店舗等	(1) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)	(1) 物品販売業を営む店舗(公共的施設の全て)
	(2) 卸売市場	(2) 卸売市場(卸売市場の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。)
10 飲食店	飲食店(飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)	飲食店の区分に該当する公共的施設の全て
11 サービス業を営む店舗等	(1) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)	サービス業を営む店舗等の区分に該当する公共的施設の全て

	(2) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。） (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）	
12 宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施設	宿泊施設の区分に該当する公共的施設（宿泊施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
13 興行施設	(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) その他これらに類する施設	興行施設の区分に該当する公共的施設（興行施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
14 文化施設	(1) 博物館、美術館又は図書館 (2) その他これらに類する施設	文化施設の区分に該当する公共的施設の全て
15 展示施設	展示場又はこれに類する施設	展示施設の区分に該当する公共的施設（展示施設の用途に供する部分の床面積（住宅の展示施設にあっては、敷地面積）の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
16 運動施設	(1) 体育館、水泳場又はポーリング場 (2) その他これらに類する施設	運動施設の区分に該当する公共的施設（運動施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
17 遊興施設	(1) キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホール (2) その他これらに類する施設	遊興施設の区分に該当する公共的施設（遊興施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
18 公衆浴場	公衆浴場又はこれに類する施設	公衆浴場の区分に該当する公共的施設（公衆浴場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）
19 業務施設	事務所（他の施設に附属するものを除く。）	業務施設の区分に該当する公共的施設（業務施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
20 工業施設	工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設	工業施設の区分に該当する公共的施設（工業施設の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）
21 公共用歩廊	公共用歩廊	公共用歩廊の区分に該当する公共的施設（公共用歩廊の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）
22 地下街	地下街又はこれに類する施設	地下街の区分に該当する公共的施設（地下街の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）
23 複合施設	1の項から22の項まで若しくは2の部に掲げる公共的施設又は集合住宅の複合建築物	複合施設の区分に該当する公共的施設（複合施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）

## 2. 小規模建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 医療等施設	(1) 診療所（患者の収容施設を有しないものであって、診療所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。） (2) 助産所（助産所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。） (3) 施術所（施術所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。） (4) 薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）（薬局の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	医療等施設の区分に該当する公共的施設の全て
2 自動車関連施設	給油取扱所（給油取扱所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	自動車関連施設の区分に該当する公共的施設の全て
3 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	物品販売業を営む店舗の区分に該当する公共的施設の全て
4 飲食店	飲食店（飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	飲食店の区分に該当する公共的施設の全て
5 サービス業を営む店舗等	(1) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	サービス業を営む店舗等の区分に該当する公共的施設の全て

	<p>(2) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）</p>	
--	--	--

### 3. 道路

区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	<p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（3の2の部に掲げる公共的施設を除く。）</p> <p>(2) 建築基準法第42条第1項第2号から第5号までに規定する道路又は同条第2項に規定する道路</p> <p>(3) 世田谷区公共物管理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）第2条第2号又は第3号に規定する水路を使用した通路で、不特定かつ多数の者が利用するもの（世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）別表第1の4の部に規定する緑道を除く。）</p> <p>(4) 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例（昭和57年3月世田谷区条例第29号）第3条の規定による助成の対象となる私道</p>	道路の区分に該当する公共的施設の全て

#### 3の2. 特定道路

区分	公共的施設	特定公共的施設
特定道路	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第10号の特定道路	特定道路の区分に該当する公共的施設の全て

### 4. 公園

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 公園、緑地等	<p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による公園</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童遊園</p> <p>(3) 世田谷区立公園、世田谷区立身近な広場、世田谷区立区民農園又は世田谷区立土と農の交流園</p> <p>(4) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第15号）別表第4に規定する広場状空地又はアーケード、ピロティ等であって広場状のもの（著しく狭小なものを除く。）</p>	公園、緑地等の区分に該当する公共的施設の全て
2 庭園	庭園（寺社等に附属するもの、美術館、博物館等に附属するもの又は冠婚葬祭施設等に附属するものを除く。）	庭園の区分に該当する公共的施設の全て
3 動物園、植物園又は遊園地	<p>(1) 動物園又は植物園（大学、研究所等が学術研究を目的として設置するものを除く。）</p> <p>(2) 遊園地</p>	動物園、植物園又は遊園地の区分に該当する公共的施設の全て

### 5. 公共交通施設

区分	公共的施設	特定公共的施設
公共交通施設	<p>(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの</p> <p>(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道の施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの</p> <p>(3) 世田谷区立自転車等駐車場、世田谷区立レン</p>	公共交通施設の区分に該当する公共的施設の全て

	タサイクルポート又は鉄道事業者若しくはその関係団体が設置する自転車等駐車場若しくはレンタサイクル施設 (4) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの (5) その他これらに類する施設	
--	--	--

## 6. 路外駐車場

区分	公共的施設	特定公共的施設
路外駐車場	路外駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で、建築物及び小規模建築物に該当しないものに限る。）	路外駐車場の区分に該当する公共的施設（自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が250平方メートル以上で、かつ、駐車可能台数が20台以上のものに限る。）

備考 1の部及び2の部の床面積は、改修する場合にあっては、改修に係る部分の床面積をいう。



別表第2 建築物に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（工に定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表及び次表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合における道等から当該利用居室等までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（17の項に規定する車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合における利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路</p> <p>エ 建築物が共用歩廊である場合におけるその一方の側の道等から当該共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるもの並びにエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる出入口（移動等円滑化経路等を構成する出入口を除く。）のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 廊下等	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在を警告するために、点状ブロック等（床面等に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 階段、傾斜路等（以下「階段等」という。）の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。ウ</p>
4 階段	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、連続して手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合は、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>キ 踏面及びけあげの寸法は、それぞれ一定とすること。</p> <p>(2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。</p> <p>イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 前号の規定は、6の項に定める要件を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用</p>

	しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるもの</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。</p> <p>カ 傾斜路の折返し部分には、長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>
6 エレベーター及びその乗降口ピラー	<p>移動等円滑化経路等を構成するエレベーター（次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口ピラーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の内部については、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用することができる機種を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、幅は、160センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子使用者が円滑に利用することができるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。</p> <p>エ 乗降口ピラーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降口ピラーに転落防止対策を講ずること。</p> <p>オ 籠の内部及び乗降口ピラーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。</p> <p>(ア) 文字等の浮き彫り</p> <p>(イ) 音による案内</p> <p>(ウ) 点字及び(ア)又は(イ)に類するもの</p> <p>カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>キ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ク 乗降口ピラーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠の内部又は乗降口ピラーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ケ 乗降口ピラーの制御装置に近接する部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>コ アからケまでに掲げるもののほか、高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。</p>
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号。以下「平成18年国土交通省告示第1492号」という。）第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号。以下「平成12年建設省告示第1413号」という。）第1第9号に規定するものとする。</p> <p>イ 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きを十分に確保すること。</p>
8 便所	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けないこととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造等の車椅子使用者用便所を1以上設け、当該車椅子使用者用便所及び便所</p>

	<p>の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア) 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく、かつ、利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(3) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p> <p>(4) 第1号の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 大便秘器は、1以上を腰掛式の大便秘器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた大便秘器のある便房の1以上に、手すりを設けること。</p> <p>(5) 第1号の便所内に男子用小便秘器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置き式の小便秘器、壁掛式の小便秘器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。</p>
9 敷地内の通路	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(エ) 段がある部分の上端及び下端には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。点状ブロック等の敷設が利用上特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>エ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。</p> <p>エ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p>
10 駐車場	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車可能台数が200以下のときは当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車可能台数が200を超えるときは当該駐車可能台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
11 標識	<p>移動等円滑化の措置（整備基準等に基づき生活環境の整備を行うことをいう。以下同じ。）がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設があることを表示する次に掲げる要件を満たす標識を設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 表示すべき内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定</p>

	められているときは、これに適合すること。)
12 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、前2号の規定は適用しない。</p>
13 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から前項第2号に規定する設備又は同項第3号の案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める要件を満たすものである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面等に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。）及び点状ブロック等（以下これらを「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分を除く。）</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等の部分</p>
14 浴室及びシャワー室	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（宿泊施設の客室に設けられるものを除く。以下この項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
15 洗面所等	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する洗面所（宿泊施設の客室に設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 床面には、段差を設けないこと。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 次号に定める要件を満たす洗面器又は手洗い器を1以上設けること。</p> <p>(2) 洗面所以外の場所に不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する洗面器又は手洗い器を設ける場合には、次に掲げるものとする（同一の場所に複数設ける場合は、1以上を次に掲げるものとする。）。</p> <p>ア 下部の空間を車椅子を使用した状態で車椅子使用者のひざ及び足先を入れることができるようにする等車椅子使用者等の利用に配慮した構造とすること。</p> <p>イ 左右にカウンター又は手すりを設けること。</p>
16 更衣室及び脱衣室	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する更衣室及び脱衣室を設ける場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 床面には、段差を設けないこと。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 必要な場所に手すりを設けること。</p>
17 宿泊施設の客室	<p>(1) 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を、当該宿泊施設の全客室数が200以下の場合は当該客室数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全客室数が200を超える場合は当該客室数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>a 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>

	<p>イ 浴室、シャワー室及び洗面所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造とすること。</p> <p>a 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 出入口は、アの(ウ)に掲げるものとする。</p> <p>ウ 車椅子使用者用客室内の必要な場所に手すりを設けること。</p> <p>エ 車椅子使用者用客室内の必要な場所に車椅子を回転することができる空間を確保すること。</p> <p>オ 車椅子使用者用客室内の必要な場所に非常用押しボタンを設置すること。</p> <p>カ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</p> <p>(3) 一般客室（和室部分を除く。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とすること。</p> <p>ウ 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に並び、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。</p> <p>(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p> <p>(イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p> <p>(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p> <p>エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。</p>
18 観覧席及び客席	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が200以下の場合には当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。</p> <p>イ 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</p>
19 公共的通路	<p>公共的通路（都市計画法、建築基準法又は世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号。以下「住環境条例」という。）の規定に基づき、建築物内及び当該建築物の敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行の用に供する通路部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、通行に支障がない高さ及び空間を確保すること。</p> <p>(イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>d 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(エ) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p>

	<p>g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>e 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(エ) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p>
20 光警報装置	<p>便所、授乳室、宿泊施設の客室、更衣室又は貸し会議室を設ける場合には、自動火災報知機と連動した光警報装置をこれらの部屋ごとに1以上設けること。</p>

備考

- この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。
- 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

別表第3 建築物に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（工に定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合における道等から当該利用居室までの経路（幼稚園、保育所及び母子生活支援施設、理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗並びに中規模建築物（診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）又は別表第1の1の部9の項公共的施設の欄第1号、10の項及び11の項公共的施設の欄第1号に掲げる建築物であって、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ200平方メートル以上500平方メートル未満のものをいう。以下この表において同じ。）にあつては、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合における利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合におけるその一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 廊下等	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 階段の上端又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在を警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるもの</p> <p>ウ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上（中規模建築物にあつては、90センチメートル以上）とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（中規模建築物若しくは主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用者に特に支障をきたす場合を除く。）。</p> <p>エ 次に掲げる建築物で、(ア)から(ク)までについては床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの、(ケ)については区長が別に定めるものにあつては、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(ア) 病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）</p> <p>(イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</p> <p>(ウ) 公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設</p> <p>(エ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>(オ) ホテル、旅館その他これらに類する施設</p> <p>(カ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設</p> <p>(キ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設</p> <p>(ク) 展示場又はこれに類する施設</p> <p>(ケ) 複合施設</p>
4 階段	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別す</p>

	<p>ることができるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けているものである場合においては、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、前号に掲げるもの（中規模建築物にあっては、アに掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場に手すりを設けること。</p> <p>イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。</p> <p>ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 前号の規定は、6の項第1号に定める要件を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</p>
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>(エ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの（中規模建築物にあっては、エからカまでに掲げるものを除く。）とすること。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するもの及び中規模建築物に設けるものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1（中規模建築物にあって、傾斜路の高さが16センチメートル以下のものについては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 手すりを設けること（前号アに規定する手すりが設けられている場合を除く。）。</p> <p>オ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>カ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。</p> <p>(3) 道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路（以下「宿泊者特定経路」という。）を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>カ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p>
6 エレベーター及びその乗降ロビー	<p>(1) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター（次項に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあつては、90センチメートル以上とすること。</p>



	<p>ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ケ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあっては、アからウまで及びオからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>コ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーにあっては、アからケまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。</p> <p>(ア) 籠の内部に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(イ) 籠の内部及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が円滑に利用することができる位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次のいずれかの方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>a 文字等の浮き彫り</p> <p>b 音による案内</p> <p>c 点字及びa又はbに類するもの</p> <p>(ウ) 籠の内部又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(2) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター（次項に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
<p>7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機</p>	<p>(1) 移動等円滑化経路等又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。</p> <p>イ 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きを十分に確保すること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエスカレーター（平成18年国土交通省告示第1492号第1第2号に規定するエスカレーターをいう。以下同じ。）は、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾(こう)配に応じた踏段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号。以下「平成12年建設省告示第1417号」という。）第1ただし書に規定するものとする。</p>
<p>8 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けないこととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア) 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ウ 次に掲げる建築物で(ア)から(サ)までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、(シ)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア) 病院、診療所、助産所、施術所その他これらに類する施設</p> <p>(イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</p> <p>(ウ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設</p> <p>(エ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設</p>

	<p>(オ) 学校</p> <p>(カ) 公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）</p> <p>(キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>(ク) 飲食店</p> <p>(ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>(サ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設</p> <p>(シ) ホテル、旅館その他これらに類する施設</p> <p>(ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設</p> <p>(セ) 展示場又はこれに類する施設</p> <p>(ソ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設</p> <p>(タ) 公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（1の集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）</p> <p>(チ) 地下街又はこれに類する施設</p> <p>(ツ) 複合施設</p> <p>エ 前号に掲げる建築物で(ア)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるもの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(3) 第1号の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。</p> <p>(4) 第1号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。</p>
9 敷地内の通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>エ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上（中規模建築物にあっては、90センチメートル以上）とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。</p> <p>エ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するもの及び中規模建築物に設けるものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、20分の1（中規模建築物にあって、傾斜路の高さが16センチメートルを超え75センチメートル以下のものは12分の1、当該高さが16センチメートル以下のものは8分の1）を超えないこと。</p> <p>(ウ) 手すりを設けること。</p> <p>(エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。ただし、中規模建築物にあっては、この限りでない。</p>
10 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p>

	<p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路についての誘導表示を設けること。</p> <p>(4) 中規模建築物にあっては、前3号の規定は適用しない。</p>
11 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設があることを表示する次に掲げる要件を満たす標識を設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 表示すべき内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
12 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、前2号の規定は適用しない。</p>
13 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から前項第2号に規定する設備又は同項第3号の案内所までの経路（不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める要件を満たすものである場合</p> <p>イ 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分を除く。）</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等の部分</p>
14 浴室及びシャワー室	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（宿泊施設の客室に設けられるものを除く。以下この項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
15 宿泊施設の客室	<p>(1) 宿泊施設には、当該宿泊施設的全客室数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものとする。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>a 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 浴室及びシャワー室は、次に掲げるものとする。ただし、当該客室が設けられている建築物に不</p>

	<p>特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件を満たす浴室及びシャワー室が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造とすること。</p> <p>    a 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>    b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(イ) 出入口は、アの(イ)に掲げるものとする。</p> <p>(3) 一般客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>    ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>    イ 一般客室（和室部分を除く。ウ及びエにおいて同じ。）の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>    ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とすること。</p> <p>    エ 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に並び、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。</p> <p>    (ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p> <p>    (イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p> <p>    (ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p> <p>    オ ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。</p> <p>    カ その宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは、「そのホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。</p> <p>    キ 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及びカの規定は適用しない。</p>
16 観覧席及び客席	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>    ア 車椅子使用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に1以上設けること。</p> <p>    イ 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</p>
17 公共的通路	<p>公共的通路の1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>    ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>    (ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、通行に支障がない高さ及び空間を確保すること。</p> <p>    (イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>        a 手すりを設けること。</p> <p>        b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>        c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>        d 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>        e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>        f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>        g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>    (ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>    (エ) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>    (オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>        a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>        b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>        c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>        d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警</p>

	<p>告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>e 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(エ) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p>
--	---

備考

- 1 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。
- 2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

別表第4 小規模建築物に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口は、次に掲げるものとする。ただし、直接地上へ通ずる出入口、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。以下この表において同じ。）の出入口並びに便所及び便房（次項に定めるものに限る。）の出入口に限る。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができるときは、この限りでない。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。ただし、上下階の移動に係る部分は、この限りでない。</p>
2 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者が利用することができる次に掲げる構造の便房を1以上設けること。</p> <p>ア 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用することができるような空間を確保すること。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる出入口と当該便房の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。ただし、上下階の移動に係る部分は、この限りでない。</p>
3 敷地内の通路	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路（道等から1の項に定める要件を満たした直接地上へ通ずる出入口までのものに限る。）は、1以上を次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（ア） 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合</p> <p>（イ） 敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができるとき。</p>

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。1の部及び2の部の床面積は、改修する場合にあっては、改修に係る部分の床面積をいう。

別表第5 道路に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 歩道等	<p>(1) 歩車道の分離</p> <p>ア 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）とは、原則として分離し、歩行者又は自転車利用者（以下「歩行者等」という。）の安全を確保すること。</p> <p>イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則とすること。</p> <p>ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩道等の有効幅員及び勾配</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>イ 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。</p> <p>ウ 歩道等の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</p> <p>エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、100分の1以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。</p> <p>オ 単断面道路の路肩部分の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、最小限とすること。</p> <p>(3) 舗装等</p> <p>ア 歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。</p> <p>イ 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車道等の舗装は、可能な限り透水性舗装又は排水性舗装とすること。</p> <p>エ 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。</p>
2 路肩の確保及び区別化	<p>自動車等の交通量が多く、かつ、歩道等と車道等を分離することができない道路については、必要に応じ、路肩の幅員を十分に確保するとともに、色調の変化、仕上げの材質の変化等により、外側線を境として車道と路肩とを視覚又は触覚により区別することができるようにすること。</p>
3 歩道等と車道等との段差	<p>(1) 一般的事項</p> <p>ア 車道等に接続する歩道等の部分（以下「接続部分」という。）は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</p> <p>ウ 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</p> <p>エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平坦部を設けること。</p> <p>(2) 交差点における切下げ</p> <p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。</p> <p>(3) 枝道等と交差する場合</p> <p>ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。</p> <p>イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。</p>
4 沿道施設との段差	<p>特定公共的施設等の出入口と接続する部分は、段差を可能な限り縮小すること。</p>
5 橋の取付け部	<p>(1) 橋の取付け部においては、可能な限り道路の高低差を縮小すること。</p> <p>(2) 橋の取付け部においては、全ての歩行者等が安全で快適に移動することができるよう勾配を緩やかにする工夫をすること。</p> <p>(3) 橋の取付け部における勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</p>
6 車両乗入れ部	<p>(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。</p> <p>(2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</p> <p>(3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。</p>
7 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。</p>
8 視覚障害者誘導専用設備	<p>(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。</p> <p>(3) 前号ただし書の場合において、輝度比が確保される措置を講ずること。</p>
9 立体横断施設	<p>立体横断施設は、全ての者に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。</p>
10 休憩施設（ベンチ等）	<p>全ての歩行者が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。</p>

11 道路附属物及び占用物の整理	道路の附属物及び占用物は、可能な限り整理し、通行することができる空間を最大限に確保することができるように配置すること。
12 歩行者広場	横断歩道の手前その他の道路上の歩行者の滞留が必要な部分には、可能な限り歩行者広場を設けること。
13 案内板等	(1) 道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院等の案内板、説明板及び標識（以下この表、次表、別表第6の2及び別表第6の3において「案内板等」という。）を設けること。 (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は分かりやすい場所に配置し、その高さは車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。
14 照明施設	沿道の住民への影響を考慮しながら可能な限り照明施設を設けるものとし、歩行者等の通行部分の照度を確保すること。
15 階段	(1) 地形の形態上やむを得ず道路上に階段を設ける場合には、転落等の危険を回避し、安全を確保するとともに、歩行者の負担を軽減するように配慮すること。 (2) 階段は、次に掲げる構造とすること。 ア 踏面及びげあげの寸法は一定とし、踏面はつまずきにくい構造とすること。 イ 直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。 ウ 幅は、150センチメートル以上とすること。 エ 高低差300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 オ 階段の始終点に、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 カ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。 キ 階段の始末端部には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 傾斜路を併設すること。
16 滑止め等の交通安全施設	(1) 歩道等のない道路の交差点には、必要に応じ、滑止め等の交通安全施設を設けること。 (2) 交差点には、必要に応じ、歩行者等の注意を喚起するための表示を設けること。
17 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	(1) 駐車場を設ける場合には、次に掲げる構造等の車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路の長さができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 エ 傾斜部に設けないこと。 オ 原則として透水性舗装とすること。 (2) 駐車場の歩行者の出入口から車椅子使用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための表示をすること。 (3) 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 ウ 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスト、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。 エ 原則として透水性舗装とすること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。



別表第6 道路に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 歩道等	<p>(1) 歩車道の分離</p> <p>ア 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。</p> <p>イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則とすること。</p> <p>ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩道の有効幅員及び勾配</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>イ 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。</p> <p>ウ 歩道等の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</p> <p>エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、100分の1以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別な状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。</p> <p>(3) 舗装等</p> <p>ア 歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。</p> <p>イ 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。</p>
2 歩道等と車道等との段差	<p>(1) 一般的事項</p> <p>ア 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</p> <p>ウ 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</p> <p>エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。</p> <p>(2) 交差点における切下げ</p> <p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。</p> <p>(3) 枝道等と交差する場合</p> <p>ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平たんとなるような構造とすること。</p> <p>イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。</p>
3 車両乗入れ部	<p>(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平たんとなるような構造とすること。</p> <p>(2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</p> <p>(3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。</p>
4 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、可能な限り道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。</p>
5 視覚障害者誘導用設備	<p>(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。</p> <p>(3) 前号ただし書の場合において、輝度比が確保される措置を講ずること。</p>
6 立体横断施設	<p>立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。</p>
7 休憩施設（ベンチ等）	<p>高齢者、障害者等が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。</p>
8 案内板等	<p>(1) 道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院等の案内板等を設けること。</p> <p>(2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>(3) 案内板等は分かりやすい場所に配置し、その高さは車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p>
9 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	<p>駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をすとともに、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。</p>

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第6の2 特定道路に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 歩道等と車道等の分離	<p>(1) 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。</p> <p>(2) 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。</p> <p>(3) 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。</p> <p>(4) 歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。</p> <p>(5) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。</p> <p>(6) 前号の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。</p>
2 路肩の確保及び区別化	<p>自動車等の交通量が多く、かつ、歩道等と車道等を分離することができない道路については、必要に応じ、路肩の幅員を十分に確保するとともに、色調の変化、仕上げの材質の変化等により、外側線を境として車道と路肩とを視覚又は触覚により区別することができるようにすること。</p>
3 歩道の有効幅員等	<p>(1) 歩道の有効幅員は、200センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては350センチメートル以上）とすること。</p> <p>(2) 自転車歩行車道の有効幅員は、300センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては400センチメートル以上）とすること。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち17の項第1号の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>(5) 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる空間を立体的かつ連続的に確保すること。</p>
4 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。</p>
5 道路附属物及び占用物の整理	<p>道路の附属物及び占用物は、可能な限り整理し、通行することができる空間を最大限に確保することができるように配置すること。</p>
6 立体横断施設	<p>(1) 全ての者の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、立体横断施設を設けること。</p> <p>(2) 立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>(3) 前号に規定するもののほか、立体横断施設には、必要がある場合は、エスカレーターを設けること。</p> <p>(4) 立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 籠の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠及び昇降路の出入口の幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。</p> <p>オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認することができる構造とすること。</p> <p>カ 籠内に手すりを設けること。</p> <p>キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p> <p>ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。</p> <p>サ 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。</p> <p>シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 2段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>オ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>カ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p>

	<p>キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。</p> <p>ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(6) 立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。</p> <p>イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。</p> <p>エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。</p> <p>キ 踏み段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(7) 立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該通路の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>イ 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 2段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>カ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 2段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>カ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ク 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 階段の高さが300センチメートルを超える場合は、その途中に踊り場を設けること。</p> <p>サ 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては120センチメートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
7 休憩施設（ベンチ等）	全ての歩行者が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。
8 歩行者広場	横断歩道の手前その他の道路上の歩行者の滞留が必要な部分には、可能な限り歩行者広場を設けること。
9 歩道等と車道等との段差（一般的事項）	<p>(1) 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</p> <p>(3) 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</p> <p>(4) 接続部分は、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。</p> <p>(5) 接続部分（横断歩道に接続する歩道等の部分に限る。）は、車椅子使用者が円滑に転回することができる構造とすること。</p>
10 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。
11 歩道等と車道等との段差（枝道等と交差する場合）	自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとなるような構造とすること。切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
12 沿道施設との段差	特定公共的施設等の出入口と接続する部分は、段差を可能な限り縮小すること。

13 橋の取付け部	(1) 橋の取付け部においては、可能な限り道路の高低差を縮小すること。 (2) 橋の取付け部においては、全ての歩行者等が安全で快適に移動することができるよう勾配を緩やかにする工夫をすること。 (3) 橋の取付け部における勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。
14 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。 (3) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
15 舗装等	(1) 道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。 (2) 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (3) 車道等の舗装は、可能な限り透水性舗装又は排水性舗装とすること。 (4) 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。
16 縦断勾配	道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。
17 横断勾配	(1) 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。 (2) 単断面道路の路肩部分の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、最小限とすること。
18 視覚障害者誘導用設備	(1) 道路の歩行者の通行部分には、可能な限り視覚障害者誘導用設備を設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。
19 案内板等	(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要な施設の案内板等を設けること。 (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 (4) 案内板等には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
20 照明施設	(1) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。 (2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び駐車場には、高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
21 滑止め等の交通安全施設	(1) 歩道等のない道路の交差点には、必要に応じ、滑止め等の交通安全施設を設けること。 (2) 交差点には、必要に応じて歩行者等の注意を喚起するための表示を設けること。
22 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	(1) 駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をすとともに、車椅子使用者用駐車施設を設けること。 (2) 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 (3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる構造等とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 エ 傾斜部に設けないこと。 オ 原則として透水性舗装とすること。 (4) 駐車場の歩行者の出入口から車椅子使用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための表示をすること。 (5) 駐車場の自動車の出入口又は車椅子使用者用駐車施設を設ける際には、車椅子使用者が円滑に利用することができる停車の用に供する部分（以下「車椅子使用者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (6) 車椅子使用者用停車施設は、次に掲げる構造とすること。 ア 車両への乗降の用に供する部分の幅及び奥行きは150センチメートル以上とする等、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に乗降することができる構造とすること。 イ 車椅子使用者用停車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 (7) 駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合は、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。

	<p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(8) 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>ウ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスト、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。</p> <p>オ 原則として透水性舗装とすること。</p> <p>(9) 駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>(10) 前号のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、第8号に規定する出入口に近接して設けること。</p> <p>(11) 第6の項第4号アからエまでの規定は、第9号のエレベーター（前号のエレベーターを除く。）について準用する。</p> <p>(12) 第6の項第4号の規定は、第10号のエレベーターについて準用する。</p> <p>(13) 第6の項第5号の規定は、第9号の傾斜路について準用する。</p> <p>(14) 第6の項第8号の規定は、駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。</p> <p>(15) 屋外に設けられる駐車場の車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用停車施設及び第8号に規定する通路には、屋根を設けること。</p> <p>(16) 車椅子使用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。</p> <p>(17) 車椅子使用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる構造のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(18) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 第8号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同号アからオまでに掲げる構造とすること。</p> <p>イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>オ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。</p> <p>カ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(19) 第17号アの便房は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>(20) 第18号イ、オ及びカの規定は、前号の便房について準用する。</p> <p>(21) 第18号アからウまで、オ及びカ並びに第19号イからエまでの規定は、第17号イの便所について準用する。この場合において、第19号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
23 乗合自動車停留所	<p>(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合は、この限りでない。</p>
24 路面電車停留場等	<p>(1) 路面電車停留場の乗降場は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては200センチメートル以上とし、片側を使用するものにあつては150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。</p> <p>ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。</p> <p>エ 横断勾配は、100分の1を標準とすること。</p> <p>オ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</p>

	<p>カ 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。</p> <p>キ 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。</p> <p>(2) 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 縦断勾配は、100分の5以下とすること。</p> <p>イ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(3) 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくすること。</p>
--	---

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第6の3 特定道路に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 歩道等と車道等の分離	<p>(1) 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。</p> <p>(2) 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。</p> <p>(3) 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。</p> <p>(4) 歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。</p> <p>(5) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。</p> <p>(6) 前号の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。</p> <p>(7) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、前2号の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、これらの規定による基準によらないことができる。</p>
2 歩道の有効幅員等	<p>(1) 歩道の有効幅員は、200センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては350センチメートル以上）とすること。</p> <p>(2) 自転車歩行車道の有効幅員は、300センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては400センチメートル以上）とすること。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち12の項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 第1号の規定にかかわらず、一体的に高齢者、障害者等の円滑な移動を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を150センチメートルまで縮小することができる。</p> <p>(5) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、4の項に規定する立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を100センチメートルまで縮小することができる。</p> <p>(6) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「200センチメートル」とあるのは、「100センチメートル」とする。</p> <p>(7) 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>(8) 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる空間を立体的かつ連続的に確保すること。</p>
3 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、可能な限り道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。</p>
4 立体横断施設	<p>(1) 高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、立体横断施設を設けること。</p> <p>(2) 立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>(3) 前号に規定するもののほか、立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けること。</p> <p>(4) 立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 籠の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠及び昇降路の出入口の幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。</p> <p>オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認することができる構造とすること。</p> <p>カ 籠内に手すりを設けること。</p> <p>キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p> <p>ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。</p> <p>サ 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。</p> <p>シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</p>

	<p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 2段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>オ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>カ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。</p> <p>ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(6) 立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。</p> <p>イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。</p> <p>エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。</p> <p>キ 踏み段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(7) 立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>イ 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 2段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>カ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 2段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>カ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ク 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 階段の高さが300センチメートルを超える場合は、その途中に踊り場を設けること。</p> <p>サ 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては120センチメートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
5 休憩施設（ベンチ等）	<p>高齢者、障害者等が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。</p>
6 歩道等と車道等との段差（一般的事項）	<p>(1) 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</p> <p>(3) 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</p> <p>(4) 接続部分は、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。</p> <p>(5) 接続部分（横断歩道に接続する歩道等の部分に限る。）は、車椅子使用者が円滑に転回することができる構造とすること。</p>
7 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	<p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。</p>



8 歩道等と車道等との段差（枝道等と交差する場合）	自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとなるような構造とすること。切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
9 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平たんとなるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。 (3) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
10 舗装等	(1) 道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけの良さを考慮し、舗装材料を選択すること。 (2) 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (3) 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。
11 縦断勾配	道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。
12 横断勾配	歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。
13 視覚障害者誘導用設備	(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用設備を設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。
14 案内板等	(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要な施設の案内板等を設けること。 (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 (4) 案内板等には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
15 照明施設	(1) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。 (2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び駐車場には、高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
16 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	(1) 駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、車椅子使用者用駐車施設を設けること。 (2) 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 (3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる構造等とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 (4) 駐車場の自動車の出入口又は車椅子使用者用駐車施設を設ける際には、車椅子使用者用停車施設を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (5) 車椅子使用者用停車施設は、次に掲げる構造とすること。 ア 車両への乗降の用に供する部分の幅及び奥行きは150センチメートル以上とする等、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に乗降することができる構造とすること。 イ 車椅子使用者用停車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 (6) 駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合は、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。 ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 (7) 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 ウ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。 (8) 駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

	<p>(9) 前号のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、第7号に規定する出入口に近接して設けること。</p> <p>(10) 第4の項第4号アからエまでの規定は、第8号のエレベーター（前号のエレベーターを除く。）について準用する。</p> <p>(11) 第4の項第4号の規定は、第9号のエレベーターについて準用する。</p> <p>(12) 第4の項第5号の規定は、第8号の傾斜路について準用する。</p> <p>(13) 第4の項第8号の規定は、駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。</p> <p>(14) 屋外に設けられる駐車場の車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用停車施設及び第7号に規定する通路には、屋根を設けること。</p> <p>(15) 車椅子使用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とすること。  ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。  イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。  ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。  エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。</p> <p>(16) 車椅子使用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる構造のいずれかに適合すること。  ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。  イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(17) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる構造とすること。  ア 第7号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同号アからウまでに掲げる構造とすること。  イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。  ウ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。  エ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。  オ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。  （ア） 幅は、80センチメートル以上とすること。  （イ） 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。  カ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(18) 第16号アの便房は、次に掲げる構造とすること。  ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。  イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。  ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。  エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>(19) 第17号イ、オ及びカの規定は、前号の便房について準用する。</p> <p>(20) 第17号アからウまで、オ及びカ並びに第18号イからエまでの規定は、第16号イの便所について準用する。この場合において、第18号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
17 乗合自動車停留所	<p>(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
18 路面電車停留場等	<p>(1) 路面電車停留場の乗降場は、次に掲げる構造とすること。  ア 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては200センチメートル以上とし、片側を使用するものにあつては150センチメートル以上とすること。  イ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。  ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。  エ 横断勾配は、100分の1を標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。  オ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。  カ 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。  キ 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによること。  ア 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。  イ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(3) 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくすること。</p>

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第7 公園に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 出入口	<p>(1) 外部の道路等と接する出入口は、次に掲げる構造とすること。地形上又は構造上、3の項に定める要件を満たす園路に接続することが困難である出入口については、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に通行することができる構造とすること。</p> <p>ウ 路面には、段差を設けないこと。</p> <p>エ 出入口から公園内外への距離が150センチメートル以上の平坦な部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 点状ブロック等、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p> <p>(2) 道路等から出入口までの通路に設ける歩行者用通路は、車道と分離すること。この場合において、当該歩行者用通路の構造については、3の項に定める園路の整備基準を準用する。</p> <p>(3) 券売所及び入場口は、利用しやすい位置に設け、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 入場口のうち1以上は、幅90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 券売所から入場口までに至る経路及び入場口の通路のうち1以上について、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p>
2 駐車場	<p>(1) 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車可能台数が200以下の場合には当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車可能台数が200を超える場合は当該駐車可能台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 次項に定める要件を満たす園路に接続しやすい位置に設けること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>エ 傾斜部に設けないこと。</p> <p>(3) 駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための誘導表示をすること。</p> <p>(4) 車椅子使用者用駐車施設から公園の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 路面には、段差を設けないこと。</p>
3 園路	<p>高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により1以上設けること。この園路は、1の項に定める要件を満たす出入口及び前項に定める要件を満たす駐車場に接続すること。また、敷地境界から当該出入口に至る経路も同様とする。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 縦断勾配は、100分の4以下とすること。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 100分の3以上100分の4以下の縦断勾配が5メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。</p> <p>エ 路面には、段差を設けないこと。</p> <p>オ 縁石、街きよ等により段差を生じる場合は、100分の5以下（構造上等やむを得ない場合は、100分の8以下）の勾配ですり付けること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。</p> <p>カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、排水等に影響を与える等特別な理由がある場合は、100分の2以下とすることができる。</p> <p>キ 園路に附帯する観覧場所、休憩場所等には、車椅子が安定して停止することができる平坦な部分を適宜設けること。</p> <p>ク 出入口、便所等に接続する園路の部分には、視覚障害者誘導用設備を設けること。</p>
4 階段	<p>階段は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。</p> <p>イ 幅は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 高さ300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 階段の始終点に長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。</p> <p>オ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。</p> <p>カ 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。</p> <p>キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ク 踏面及びけあげの寸法は、一定とし、踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>ケ 前項に定める園路に階段を設ける場合には、次項に定める要件を満たす傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設すること。</p> <p>コ 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。</p>

5 階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>傾斜路は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合、100分の8以下とすることができる。</p> <p>ウ 傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の始終点及び折返し部分に長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p> <p>オ 横断勾配を設けないこと。</p> <p>カ 両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の両側に縁石又は側壁を設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p> <p>ク 傾斜路の始終端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
6 舗装材料	<p>(1) 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 1の項に定める出入口、3の項に定める園路、4の項に定める階段及び前項に定める傾斜路の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくく、水はけの良い仕上げとなるものを使用すること。</p> <p>イ 2の項に定める駐車場の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。</p> <p>(2) 庭園にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 1の項に定める出入口の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくく、水はけの良い仕上げとなるものを使用すること。</p> <p>イ 2の項に定める駐車場の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。</p>
7 排水溝等	<p>園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを、当該園路等と段差が生じないように設けること。</p>
8 転落防止設備	<p>高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p>
9 休憩所	<p>休憩所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができること。</p> <p>オ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>カ 便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所の構造については、13の項に定める便所の整備基準を準用する。</p>
10 ベンチ・野外卓	<p>(1) ベンチは、高齢者、障害者等の休憩及び観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。</p> <p>(2) 野外卓は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者が使用することができるように150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者のひざが入るように、卓の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p> <p>(3) 売店又は飲食施設と一体として設ける野外卓は、前号に掲げるもののほか、いす又はベンチを可動式とする等車椅子使用者が利用しやすい構造とすること。</p>
11 水飲み・手洗場	<p>水飲み・手洗場は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>イ 飲み口までの高さは、70センチメートル以上80センチメートル以下とし、車椅子使用者のひざが入るように、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>ウ 車椅子が接近し方向転換することができるように、使用方向に長さが150センチメートル以上で、かつ、幅が150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p>
12 案内板等	<p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置や経路を表示した案内板、説明板及び標識(以下この表及び次表において「案内板等」という。)を設置する場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 園内の要所に必要に応じて案内板等を設けること。</p> <p>イ 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。</p> <p>ウ 内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>エ 平仮名、ピクトグラム(絵文字)、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。</p> <p>オ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p> <p>カ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上250センチメートル以上になるよう設置すること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる掲示板を設置する場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p> <p>イ 当該掲示板に表示された内容を容易に識別することができること。</p> <p>ウ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p>

	(3) 園内の要所(園路、傾斜路及び階段を除く。)に必要に応じて視覚障害者誘導用設備を設けること。
13 便所	<p>(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 主たる出入口に至る通路、出入口及び床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 便所の出入口の前には、幅150センチメートル以上、かつ、長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。</p> <p>(イ) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 勾配は、100分の5以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の場合は100分の12以下、75センチメートル以下の場合は100分の8以下とすることができる。</p> <p>ウ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を光感知式等の自動洗浄装置を備えた受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。</p> <p>(2) 前号の便所の内部又は近接した位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ア 出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用便房を内部に設置する第1号の便所の車椅子使用者用便房以外の部分は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 主たる出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に通行することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 大便秘器を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便秘器とし、当該大便秘器のある便房の1以上に手すりを設けること。</p> <p>エ ウの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便秘器である旨の表示を行うこと。</p> <p>オ 主たる出入口に車椅子使用者を含む全ての者が利用することができる旨の表示を行うこと。</p> <p>(4) 車椅子使用者用便房を内部に設置しない第1号の便所に大便秘器を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 1以上を腰掛式の大便秘器とし、当該大便秘器のある便房の1以上に手すりを設けること。</p> <p>イ アの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便秘器である旨の表示を行うこと。</p> <p>(5) 便所を設ける場合には、そのうち1以上にベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を適切な位置に設け、当該便所の出入口にはその旨の表示を行うこと。</p> <p>(6) 前各号の表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。)</p>
14 屋根付広場	<p>屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 出入口には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p>
15 野外劇場・野外音楽堂	<p>野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 出入口及び通路には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動することができる広さを確保すること。</p> <p>エ 通路の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>オ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</p> <p>カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。</p> <p>キ 路面は、平坦で、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ク 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、13の項に定める便所の整備基準を準用する。</p> <p>ケ 計画収容者数が200以下の場合は計画収容者数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、計画収容者数が200を超える場合は計画収容者数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上の車椅子使用者等が円滑に利用することができる観覧スペース(以下この表及び次表において「車椅子使用者用観覧スペース等」という。)を設けること。</p> <p>コ 車椅子使用者用観覧スペース等は、次に掲げる構造とすること。</p>

	<p>(ア) 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 段差を設けないこと。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者等が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(エ) 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。</p>
16 公園内建築物・屋内設備	<p>便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物（管理事務所等）並びに屋内設備は、別表第2に定める建築物の整備基準を準用する。ただし、当該建築物内に便所を設置する場合には、13の項に定める便所の整備基準を準用する。</p>
17 公園内運動施設	<p>(1) 公園内運動施設の出入口の構造については、1の項に定める公園の出入口の整備基準を準用する。</p> <p>(2) 公園内運動施設には、車椅子使用者等が休憩し、又は待機することができる場所を設けること。</p>
18 券売機・電話ボックス	<p>(1) 券売機を設ける場合の構造については、別表第9の8の項に定める駅舎等の券売機の整備基準を準用する。</p> <p>(2) 電話ボックスを設ける場合には、そのうち1以上を車椅子使用者が利用することができる構造のものとし、出入口、売店付近又は主要な園路に接する平たんな位置に設けること。</p>
19 その他の施設等	<p>利用者が視覚、聴覚、触覚、きゅう覚等により、自然環境等を感じることができるような空間、施設等を配置すること。</p>

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。

別表第8 公園に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 出入口	<p>外部の道路等と接する出入口は、次に掲げる構造とすること。地形上又は構造上、3の項に定める要件を満たす園路に接続することが困難である出入口については、遵守基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>エ 出入口から公園内外への距離が150センチメートル以上の平坦な部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 点状ブロック等、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p>
2 駐車場	<p>(1) 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車可能台数が200以下の場合には当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車可能台数が200を超える場合は当該駐車可能台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 次項に定める要件を満たす園路に接続しやすい位置に設けること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p>
3 園路	<p>高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により1以上設けること。この園路は、1の項に定める要件を満たす出入口及び前項に定める要件を満たす駐車場に接続すること。また、敷地境界から当該出入口に至る経路も同様とする。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50メートル以内ごとに、車椅子が転回することができる場所を確保した上で、幅120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、100分の4以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</p> <p>ウ 100分の3以上100分の4以下の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中で150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。</p> <p>エ 路面には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>オ 縁石、街きよ等により段差を生じる場合は、100分の5以下（構造上等やむを得ない場合は、100分の8以下）の勾配ですり付けること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。</p> <p>カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、排水等に影響を与える等特別な理由がある場合は、100分の2以下とすることができる。</p> <p>キ 園路に附帯する観覧場所、休憩場所等には、車椅子が安定して停止することができる平坦な部分を適宜設けること。</p> <p>ク 視覚障害者誘導用設備を園路の要所に設けること。</p>
4 階段	<p>階段は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 回り階段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 高さ300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 階段の始終点に長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。</p> <p>オ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>カ 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。</p> <p>キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ク 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>ケ 前項に定める園路に階段を設ける場合には、次項に定める要件を満たす傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設すること。</p> <p>コ 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
5 階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>傾斜路は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、原則として100分の5以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、100分の8以下とすることができる。</p> <p>ウ 傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の始終点に長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。</p> <p>オ 横断勾配を設けないこと。</p>

	<p>カ 両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p>
6 舗装材料	<p>(1) 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地にあつては、1の項に定める出入口、3の項に定める園路、4の項に定める階段及び前項に定める傾斜路の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。</p> <p>(2) 庭園にあつては、1の項に定める出入口の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。</p>
7 排水溝等	園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを、当該園路等と段差が生じないように設けること。
8 転落防止設備	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
9 休憩所	<p>休憩所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができること。</p> <p>オ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>カ 便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所の構造については、13の項に定める便所の整備基準を準用する。</p>
10 ベンチ・野外卓	<p>(1) ベンチは、高齢者、障害者等の休憩及び観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。</p> <p>(2) 野外卓は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者が使用することができるように150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者のひざが入るように、卓の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p>
11 水飲み・手洗場	<p>水飲み・手洗場は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>イ 飲み口までの高さは、70センチメートル以上80センチメートル以下とし、車椅子使用者のひざが入るように、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>ウ 車椅子が接近し方向転換することができるように、使用方向に長さが150センチメートル以上で、かつ、幅が150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p>
12 案内板等	<p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置や経路を表示した案内板等を設置する場合は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 園内の要所に必要に応じて案内板等を設けること。</p> <p>イ 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。</p> <p>ウ 内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>エ 平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。</p> <p>オ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p> <p>カ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上250センチメートル以上になるよう設置すること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる掲示板を設置する場合は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p> <p>イ 当該掲示板に表示された内容を容易に識別することができること。</p> <p>ウ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p>
13 便所	<p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 主たる出入口に至る通路、出入口及び床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、100分の5以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の場合は100分の12以下、75センチメートル以下の場合は100分の8以下とすることができる。</p> <p>ウ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便所を1以上設けること。</p> <p>オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を光感知式等の自動洗浄装置を備えた受け口の高さが35センチメートル以下的小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。</p>



	<p>(2) 前号の便所の内部又は近接した位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ア 出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用便房を内部に設置する第1号の便所の車椅子使用者用便房以外の部分は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 主たる出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に通行することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 大便秘器を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便秘器とし、当該大便秘器のある便房の1以上に手すりを設けること。</p> <p>エ ウの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便秘器である旨の表示を行うこと。</p> <p>オ 主たる出入口に車椅子使用者を含む全ての者が利用することができる旨の表示を行うこと。</p> <p>(4) 車椅子使用者用便房を内部に設置しない第1号の便所に大便秘器を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 1以上を腰掛式の大便秘器とし、当該大便秘器のある便房の1以上に手すりを設けること。</p> <p>イ アの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便秘器である旨の表示を行うこと。</p>
14 屋根付広場	<p>屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 出入口には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p>
15 野外劇場・野外音楽堂	<p>野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 出入口及び通路には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保すること。</p> <p>エ 通路の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>オ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</p> <p>カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。</p> <p>キ 路面は、平たんで、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ク 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、13の項に定める便所の遵守基準を準用する。</p> <p>ケ 計画収容者数が200以下の場合は計画収容者数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、計画収容者数が200を超える場合は計画収容者数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペース等を設けること。</p> <p>コ 車椅子使用者用観覧スペース等は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者等が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(エ) 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。</p>
16 公園内建築物・屋内設備	<p>便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物（管理事務所等）並びに屋内設備は、別表第3に定める建築物の遵守基準を準用する。ただし、当該建築物内に便所を設置する場合には、13の項に定める便所の遵守基準を準用する。</p>

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。

別表第9 公共交通施設に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 道路等から駅舎等の出入口までの経路	<p>道路等から鉄道及び軌道の旅客施設（以下「駅舎等」という。）の出入口までの経路は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 路面には、段差を設けないこと。</p> <p>ウ 路面には、排水口、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造の蓋を設けること。</p>
2 移動等円滑化経路	<p>(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に連続して利用することができる経路（以下この表及び次表において「移動等円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>(2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下この表及び次表において「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。</p> <p>(4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第1号の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。</p>
3 駅舎等の出入口	<p>駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1以上の出入口については、段差を解消すること。</p> <p>ウ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとし、出入口の内外の滑りにくさは、同等とすること。</p> <p>エ 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>オ 駅舎等の出入口に車椅子使用者のための停車区画を設ける場合には、車椅子使用者のための停車区画である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>カ 駅舎等の出入口の上屋は、コンコース、通路等が雨等によりぬれない構造とすること。</p>
4 駅舎等の駐車場	<p>駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第2に規定する整備基準を準用する。</p>
5 駅舎等の通路等	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は9の項に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、10の項に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p> <p>エ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p>
6 駅舎等の出札、案内所等	<p>(1) 出札、案内所等のカウンターは、下部に車椅子使用者が円滑に利用することができるための空間を設けること。</p> <p>(2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 案内所等（勤務する者を置かないものを除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。</p>
7 駅舎等の階段	<p>階段は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 主要な階段の踏面及びけあげの寸法は、一定とすること。</p> <p>イ 主要な階段は、直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。</p> <p>ウ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 高さ300センチメートル以内ごとに踊り場を設けること。</p> <p>オ 踏面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>キ 手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。</p> <p>ク 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>ケ 階段下等において、視覚障害者等が安全に歩行するために必要な高さ、空間等を確保すること。やむを得ず確保することができない場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>コ 階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
8 駅舎等の傾斜路	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。</p>

	<p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ180センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、長さ180センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(2) 傾斜路の両側に、高さ35センチメートル以上の立ち上がり（車椅子あたり）を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとする。</p> <p>(5) 屋外に設ける傾斜路については、上屋を設けること。</p>
9 駅舎等のエレベーター	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、地形上又は施設管理上エレベーターを設けることができない場合で、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができる場合、次項に定める要件を満たすエスカレーターを設けるとし又は当該高低差のある部分が前項に定める要件を満たす傾斜路及び通路によって連続しているときは、この限りでない。</p> <p>ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の容量は、11人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、駅舎等における高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合</p> <p>(イ) 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を設置する場合</p> <p>ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備、音声誘導装置等を設けること。</p> <p>エ 昇降路の出入口の前の部分に、車椅子を回転させることができる空間を確保し、制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠の外部及び籠の内部に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠の外部にいる者と籠の内部にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。</p>
10 駅舎等のエスカレーター	<p>エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。</p> <p>ア 改札口にできるだけ近い位置に設けること。</p> <p>イ 上下専用であること。</p> <p>ウ 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 緊急時の非常停止装置は、容易に操作することができるものとし、かつ、分かりやすい位置に設けること。</p> <p>オ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則として黄色による縁取りを行うこと。</p> <p>カ 前項に定める要件を満たすエレベーターの設置が困難な駅舎等に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>キ 踏段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。</p> <p>ク 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。</p> <p>ケ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。</p>
11 駅舎等の便所	<p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 便所への案内、誘導、男女別表示等を分かりやすく表示すること。</p> <p>イ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 出入口及び床面には、段差を設けないこと。</p> <p>エ 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 大便器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。</p> <p>カ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。</p> <p>キ 洗面器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、洗面器の1以上の付近に手すりを設けること。</p> <p>ク 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ケ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>コ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。</p> <p>サ クからコマまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p> <p>(2) 前号の便所の内部に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ア 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p>

	<p>工 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設けること。</p>
12 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）	<p>(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。</p> <p>ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、旅客待合所に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p> <p>カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ、テーブル等を適宜設けること。</p> <p>(2) 通路等又は乗降場に次に掲げる構造等の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（以下この項において「休憩設備」という。）を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>ア 分かりやすく利用しやすい位置に配置し、通路等から休憩設備までの経路は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるように配慮すること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ等を適宜設けること。</p> <p>ウ イの設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。</p>
13 駅舎等の戸	<p>駅舎等の不特定又は多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。</p> <p>ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p>
14 駅舎等の案内板等	<p>(1) 駅舎等の出入口付近はその他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。</p> <p>(2) 駅舎等の出入口付近には、周辺の施設等の案内板等を設けること。</p> <p>(3) 駅舎等の要所に駅の名前を表示し、及び路線の案内板、乗降場その他の主要な施設の案内板等を設けること。</p> <p>(4) 移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(5) 駅舎等の案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p> <p>(6) 駅舎等の案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>(7) 駅舎等の案内板等の表記には、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。</p>
15 駅舎等の案内装置等	<p>(1) 列車の到着及び通過、行き先等を知らせるための放送設備等を設けること。</p> <p>(2) フラッシュ及び音声により聴覚障害者及び視覚障害者に緊急事態の発生を知らせるための点滅型誘導音装置付誘導灯を設けること。</p> <p>(3) 連続した手すりの曲がり角及び手すりの端部付近には、点字又は記号により案内表示をすること。</p> <p>(4) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。</p> <p>(5) 乗降場には、列車の到着、通過、行き先等を知らせるための文字による案内表示をすることができる情報提供表示器を設置すること。</p> <p>(6) 列車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p>
16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、駅舎等の設備等の配置を表示した点字案内板及び触知案内図（以下この表及び次表において「設備等配置点字案内板等」という。）の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 券売機から改札口までの経路及び改札口の通路の1以上に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(4) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。</p> <p>(5) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。</p> <p>(6) 色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。</p> <p>(7) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(8) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p>

17 駅舎等の手すり	<p>(1) 一般旅客が常時利用する主要な通路においては、両側に二段手すりを設けること。</p> <p>(2) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して二段手すりを設けること。</p> <p>(3) 前2号の二段手すりは、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 取付高さは、下段が床面から65センチメートル程度、上段が床面から85センチメートル程度とすること。</p> <p>イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。</p> <p>ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。</p> <p>エ 始末端部、分岐部等の要所には、行き先、方面等を点字で表示すること。</p> <p>(4) 便所、エレベーター等においては、次に掲げる構造の移乗等動作補助用手すりを設けること。</p> <p>ア 移乗等動作に応じて、水平型又は垂直型とすること。</p> <p>イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。</p> <p>ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。</p>
18 駅舎等の券売機	<p>(1) 券売機は、金銭投入口等を車椅子使用者の手の届く高さに設け、車椅子使用者が券売機に近接することができるようにカウンターに切込みを入れること又は蹴(け)込み付券売機とすること。</p> <p>(2) 券売機は、運賃等を点字で表示すること。機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。</p> <p>(3) 運賃表は、内容を容易に読み取ることができる文字の大きさとし、高齢者、障害者等に見やすい位置に設けること。</p>
19 駅舎等の公衆電話	<p>公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の台の上に置くこと。</p> <p>ア 高さは、70センチメートル程度であること。</p> <p>イ 下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル程度の空間があること。</p>
20 駅前広場	<p>駅前広場は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる規模及び配置とし、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 歩行者用通路は、車路と分離すること。</p> <p>イ 駅舎等の出入口付近に必要なに応じて歩行者が留まることができる空間及び休憩施設を設けること。</p> <p>ウ 歩行者用通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>エ 歩行者用通路は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ バス停留所は、運行本数及び路線数に応じて配置すること。</p> <p>カ 必要に応じて案内板、説明板、標識等（以下この表及び次表において「案内板等」という。）を設けること。</p> <p>キ 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p> <p>ク 案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>ケ 案内板等の表記は、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。</p>
21 自転車等駐車場	<p>自転車等駐車場は、次に掲げる構造等とすること。</p> <p>ア 出入口は、車の通行等を考慮して安全な位置に設けること。</p> <p>イ 自転車等の入出庫は、入出が容易な構造とすること。</p> <p>ウ 自転車等の駐車方法は、平置きとすること。</p> <p>エ 照明設備を設けること。</p> <p>オ 場内の見通しがきくこと。</p> <p>カ 場内の分かりやすい位置に案内板等を設けること。</p>
22 こ線橋	<p>こ線橋は、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動に配慮した構造、配置等とすること。</p>
23 踏切	<p>踏切は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩行者が安全かつ円滑に通行することができる通路部分を連続して確保すること。</p> <p>イ 踏切の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保すること。</p> <p>ウ 踏切内は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 歩道等の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に敷設し、注意喚起を行う点状ブロックに適切に誘導すること。</p> <p>オ 踏切道内には、視覚障害者が車道及び線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、表面に凹凸のついた誘導表示等（歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。）を設けること。</p>
24 鉄軌道駅の改札口	<p>(1) 改札口の通路のうち1以上は、幅を90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。</p>
25 鉄道駅の乗降場	<p>鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 床面の水勾配は、100分の1程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすり付け部における水勾配は、この限りでない。</p> <p>イ 床面及びホーム先端のノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ ホーム先端のノンスリップタイルの材料を選択する場合には、ホーム縁端警告ブロックとの対比効果が得られるように配置すること。</p> <p>エ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック又は点状ブロック（以下これらを「ホーム縁端警告ブロック等」という。）を連続して敷設すること。</p> <p>オ 線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。</p> <p>カ 列車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。</p>

	<p>キ 乗降に係る部分については、上屋を設けること。</p> <p>ク 発着する全ての車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ケ クに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。</p> <p>コ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p> <p>サ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>シ 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
26 軌道の停留所	<p>(1) 乗降場は、車椅子を回転させることができる幅を確保すること。</p> <p>(2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 乗降場に至る経路及び乗降場には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(4) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。</p> <p>(5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路、乗降場等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p>
27 バス停留所	<p>(1) 分かりやすい場所に停留所の位置等を示す表示をすること。</p> <p>(2) 行き先、経由地、運行予定表等を表示すること。</p> <p>(3) 駅前広場等におけるバスターミナルには、全体の運行系統、バス停留所等を表示する総合的な案内板を設けること。</p> <p>(4) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(6) 乗降場の縁端のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、視覚障害者の進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(7) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造とすること。</p>
28 タクシー乗り場	<p>(1) タクシー乗り場である旨を表示すること。</p> <p>(2) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第10 公共交通施設に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、移動等円滑化経路とすること。</p> <p>(2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(3) 乗継ぎ経路のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。</p> <p>(4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第1号の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。</p>
2 駅舎等の出入口	<p>駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、7の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1以上の出入口については、段差を解消すること。</p> <p>ウ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p>
3 駅舎等の駐車場	<p>駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第3に規定する遵守基準を準用する。</p>
4 駅舎等の通路等	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、7の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は8の項に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、9の項に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p> <p>エ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p>
5 駅舎等の出札、案内所等	<p>(1) 出札、案内所等のカウンターは、下部に車椅子使用者が円滑に利用することができるための空間を設けること。</p> <p>(2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 案内所等（勤務する者を置かないものを除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。</p>
6 駅舎等の階段	<p>階段は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 主要な階段は、回り階段としないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 高さ300センチメートル以内ごとに踊り場を設けること。</p> <p>エ 踏面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>カ 手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。</p> <p>キ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>ク 階段下等において、視覚障害者等が安全に歩行するために必要な高さ、空間等を確保すること。やむを得ず確保することができない場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>ケ 階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
7 駅舎等の傾斜路	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。</p> <p>(2) 傾斜路の両側に、高さ35センチメートル以上の立ち上がり（車椅子あたり）を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとすること。</p>
8 駅舎等のエレベーター	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができる場合又は地形上若しくは施設管理上エレベーターを設けることが著しく困難な場合は、この限りでない。</p>

	<p>ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の容量は、11人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合</p> <p>(イ) 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を設置する場合</p> <p>ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備を設けること。</p> <p>エ 昇降路の出入口の前の部分に、車椅子を回転させることができる空間を確保し、制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠の外部及び籠の内部に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠の外部にいる者と籠の内部にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。</p>
9 駅舎等のエスカレーター	<p>エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。</p> <p>ア 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 緊急時の非常停止装置は、容易に操作することができるものとし、かつ、分かりやすい位置に設けること。</p> <p>ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則として黄色による縁取りを行うこと。</p> <p>エ 前項に定める要件を満たすエレベーターの設置が困難な駅舎等に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。</p> <p>カ 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。</p> <p>キ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上下専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p>
10 駅舎等の便所	<p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 便所への案内、誘導、男女別表示等を分かりやすく表示すること。</p> <p>イ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 出入口及び床面には、段差を設けないこと。</p> <p>エ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 大便器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。</p> <p>カ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。</p> <p>キ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ク ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ケ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。</p> <p>コ キからケまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(2) 前号の便所の内部又は近接した分かりやすく利用しやすい位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>エ 腰掛式の大便器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設けること。</p>
11 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）	<p>(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。</p> <p>ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、7の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、旅客待合所に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p> <p>カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。</p> <p>(2) 通路等又は乗降場に高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 前号の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。</p>
12 駅舎等の戸	<p>駅舎等の不特定かつ多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。</p> <p>ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p>



13 駅舎等の案内板等	<p>(1) 駅舎等の出入口付近その他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。ただし、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 駅舎等の案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>(4) 駅舎等の案内板等の表記には、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格Z 8 2 1 0に定められているときは、これに適合すること。</p>
14 駅舎等の案内装置等	<p>(1) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等の設備等の配置が単純な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 列車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p>
15 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、前号ただし書の経路については、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。</p> <p>(5) 色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。</p> <p>(6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p>
16 駅舎等の手すり	<p>(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。</p> <p>(2) 前号の手すりは、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 取付高さは、一段手すりの場合は床面から80センチメートル程度、二段手すりの場合は下段が床面から65センチメートル程度、上段が床面から85センチメートル程度とすること。</p> <p>イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。</p> <p>ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。</p> <p>エ 始末端部、分岐部等の要所には、行き先、方面等を点字で表示すること。</p> <p>(3) 便所、エレベーター等においては、移乗等動作補助用手すりを設けること。</p>
17 駅舎等の券売機	<p>(1) 券売機は、金銭投入口等を車椅子使用者の手の届く高さに設け、車椅子使用者が券売機に近接することができるようにカウンターに切込みを入れること又は蹴(け)込み付券売機とすること。</p> <p>(2) 券売機は、運賃等を点字で表示すること。機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。</p>
18 鉄軌道駅の改札口	<p>(1) 改札口の通路のうち1以上は、幅を90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。</p>
19 鉄道駅の乗降場	<p>鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 床面の水勾配は、100分の1程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすり付け部における水勾配は、この限りでない。</p> <p>イ 床面及びホーム先端のノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。ただし、ホームドア、ホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>エ 線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。</p> <p>オ 列車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。</p> <p>カ 発着する全ての車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>キ カに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。</p> <p>ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>コ 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
20 軌道の停留所	<p>(1) 乗降場は、車椅子を回転させることができる幅を確保すること。</p> <p>(2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 乗降場に至る経路及び乗降場には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(4) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。</p>

	(5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路、乗降場等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。
21 バス停留所	(1) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (2) 乗降場の縁端のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、視覚障害者の進入を防止するための設備を設けること。 (3) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第11 路外駐車場に関する整備基準・遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設	<p>(1) 路外駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車椅子利用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子利用者用駐車施設である旨の表示を行うこと。</p> <p>ウ 傾斜部に設けないこと。</p> <p>エ 次項第2号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
2 路外駐車場移動等円滑化経路	<p>(1) 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>(2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(ウ) 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(エ) 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(エ) 手すりを設けること。</p> <p>(3) 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口付近に路外駐車場車椅子利用者用駐車施設への経路について案内のための表示を行うこと。ただし、当該路外駐車場車椅子利用者用駐車施設を当該出入口から視認することができる場合は、この限りでない。</p>

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第12 集合住宅に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 特定経路等	<p>(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上を多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この表及び次表において「特定経路等」という。）とすること。</p> <p>ア 道等から各住戸までの経路</p> <p>イ 集合住宅又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合における各住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 集合住宅又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路</p> <p>エ 集合住宅又はその敷地に当該集合住宅の居住者のみが利用する集会室等を設ける場合における各住戸から当該集会室等までの経路</p> <p>(2) 特定経路等上に階段又は段を設けないものとする（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満で、階数が3で戸数が29以下の場合及び階数が4で戸数が19以下の場合における階から階に至る階段については、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 特定経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。ただし、構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる出入口（特定経路等を構成する出入口を除く。）のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 廊下等	<p>(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在を警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、120センチメートル以上とすることができる。この場合、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 連続して手すりを設けること。</p>
4 階段	<p>(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、連続して手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合には、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>キ 踏面及びげあげの寸法は、それぞれ一定とすること。</p> <p>ク 十分な照度が得られるよう照明器具を配置すること。</p> <p>ケ 勾配は、高齢者、障害者等が昇降しやすい程度とすること。</p> <p>コ 踊り場を設けること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。</p> <p>イ げあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 前号の規定は、別表第2の6の項に定める要件を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</p>

5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とする。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。</p>
6 エレベーター及びその乗降口	<p>特定経路等を構成するエレベーター（次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口は、床面積の合計が2,000平方メートル未満で、階数が3で戸数が30以上の場合、階数が4で戸数が20以上の場合及び階数が5以上の場合並びに床面積の合計が2,000平方メートル以上の場合にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>ウ 籠の内部については、次に掲げるものとする。ただし、車椅子で利用することができる機種を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 奥行きは、135センチメートル以上とする。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、車椅子を使用することができる奥行きがあること。</p> <p>(イ) 幅は、140センチメートル以上とする。</p> <p>(ウ) 車椅子の転回に支障がない構造とする。</p> <p>エ 乗降口は、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とする。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、車椅子を回転させることができる空間を確保すること。</p> <p>オ エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降口へ転落防止対策を講ずること。</p> <p>カ 籠の内部及び乗降口には、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。</p> <p>(ア) 文字等の浮き彫り</p> <p>(イ) 音による案内</p> <p>(ウ) 点字及び(ア)又は(イ)に類するもの</p> <p>キ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ク エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 乗降口へ、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠の内部又は乗降口へ、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>コ アからケまでに掲げるもののほか、高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とする。</p>
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>特定経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。</p> <p>イ 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とする。</p> <p>ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p>
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けないこととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造等の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア) 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく、かつ、利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>

	<p>(3) 前号ア及びイの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。)</p> <p>(4) 第1号の便所内に、車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造の便所とすること。  ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便秘器とすること。  イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。</p> <p>(5) 第1号の便所内に男子用小便秘器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。  ア 小便器は、1以上を床置き式の小便秘器、壁掛式の小便秘器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。  イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。</p>
9 浴室及びシャワー室	<p>(1) 多数の者が利用する浴室又はシャワー室(以下この項において「浴室等」という。)を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。  ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。  イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。  ウ 出入口は、次に掲げるものとする。  (ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。  (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
10 敷地内の通路	<p>(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。  ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。  イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。  (ア) 手すりを設けること。  (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。  (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。  (エ) 段がある部分の上端及び下端には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。点状ブロック等の敷設が利用上特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。  ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。  (ア) 手すりを設けること。  (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。  エ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。  ア 幅は、135センチメートル以上とすること。ただし、敷地の状況によりやむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、120センチメートル以上とすることができる。  イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。  ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。  エ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。  オ 傾斜路は、次に掲げるものとする。  (ア) 幅は、段に代わるものにあつては135センチメートル以上(床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、120センチメートル以上)、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。  (イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては8分の1以下、高さが75センチメートル以下のもの、敷地の状況等によりやむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は12分の1以下とすることができる。  (ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。  (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。  (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p>
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。  ア 幅は、350センチメートル以上とすること。  イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等についての誘導表示を設けること。な</p>

	<p>お、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする こと（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
12 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設があることを表示する次に掲げる要件を満たす標識を設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 表示すべき内容が容易に識別することができること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
13 案内設備	<p>(1) 集合住宅（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。以下この項において同じ。）又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 集合住宅又はその敷地には、集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、前2号の規定は適用しない。</p>
14 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から前項第2号に規定する設備又は同項第3号の案内所までの経路は、そのうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、集合住宅の内にある当該集合住宅を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める要件を満たすものである場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>イ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。</p> <p>ウ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分を除く。）</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等の部分</p>
15 公共的通路	<p>公共的通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 歩道状空地、屋外貫通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、歩行者の通行に支障のない高さ及び空間を確保すること。</p> <p>(イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>d 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(エ) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接</p>

	<p>する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 通路の床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>e 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(エ) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p>
--	---

備考

- 1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。
- 2 特定経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。



別表第13 集合住宅に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 特定経路	<p>(1) 道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上を多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この表において「特定経路」という。）とすること。</p> <p>(2) 特定経路上に階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満で、階数が3で戸数が29以下の場合及び階数が4で戸数が19以下の場合における階から階に至る階段については、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p>
3 廊下等	<p>(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(2) 特定経路を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
4 階段	<p>(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 多数の者が利用する階段（床面積の合計が2,000平方メートル以上の場合に限る。）のうち1以上は前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場に手すりを設けること。</p> <p>イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。</p> <p>ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 多数の者が利用する階段（床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合に限る。）は、第1号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場に手すりを設けること。</p> <p>イ けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。</p> <p>(4) 前2号の規定は、別表第3の6の項に定める要件を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</p>
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>(2) 特定経路を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。</p>
6 エレベーター及びその乗降ロビー	<p>特定経路を構成するエレベーター（次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、床面積の合計が2,000平方メートル未満で、階数が3で戸数が30以上の場合、階数が4で戸数が20以上の場合及び階数が5以上の場合並びに床面積の合計が2,000平方メートル以上の場合にあっては、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 籠は、各住戸、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満</p>

	<p>の場合は、車椅子を使用することができる奥行きがあること。</p> <p>エ 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、車椅子を回転させることができる空間を確保すること。</p> <p>オ 籠の内部及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ク 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>(1) 特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。</p> <p>イ 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>(2) 特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものとする。</p>
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 前号の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 便所(床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。)内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(3) 第1号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とする。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。</p>
9 浴室及びシャワー室	<p>(1) 多数の者が利用する浴室又はシャワー室(以下この項において「浴室等」という。)を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
10 敷地内の通路	<p>(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>エ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(2) 特定経路を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。</p> <p>オ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメ</p>

	<p>ートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p>
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの特定経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの特定経路についての誘導表示を設けること。</p>
12 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設があることを表示する次に掲げる要件を満たす標識を設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 表示すべき内容が容易に識別することができること(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。)</p>
13 案内設備	<p>(1) 集合住宅(床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。以下この項において同じ。)又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 集合住宅又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、前2号の規定は適用しない。</p>
14 公共的通路	<p>公共的通路の1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上)とし、通行に支障のない高さ及び空間を確保すること。</p> <p>(イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>d 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(エ) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>

	<p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 通路の床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>e 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(エ) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p>
--	--

備考

- 1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。
- 2 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号の規定の適用については、同号中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。

別表第14（第13条、第17条関係）

区分	添付書類
建築物	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
道路	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び標準断面図 3 その他区長が必要と認める書類
公園	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び詳細図 3 その他区長が必要と認める書類
公共交通施設	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
路外駐車場	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図及び配置図 3 その他区長が必要と認める書類
集合住宅	1 区長が別に定める集合住宅整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類

## 整備基準適合証交付申請書

世田谷区長 あて

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 第13条第2項  
第21条第1項において準用する同条例

第13条第2項の規定により、整備基準適合証の交付を下記のとおり申請します。  
記

1 所在地(住所)	世田谷区		
2 名 称			
3 種 類	建築物 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場 集合住宅		
4 主要用途			
5 面 積	延べ床面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>		
6 構造・階数	造 地上 階 地下 階		
7 工事着手年月	年 月	8 工事完了年月	年 月
9 代 理 人	所在地及び名称		
	担当者		電話番号

受付欄※	年 月 日 第 号			処 理 欄 ※	
	担 当	係 長	課 長		
決裁欄※					

- 注意
1. この申請書は、施設又は集合住宅ごとに提出してください。
  2. 「3 種類」の欄は該当項目を○で囲んでください。
  3. ※欄には、記入しないでください。
  4. 申請書は、正副2部提出してください。

第2号様式(第12条関係)

年 月 日

様

世田谷区長

## 公共的施設整備基準適合証

下記の公共的施設は、調査の結果、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例公共的施設整備基準に適合していることを証します。

記

1. 受付番号 第 号
2. 検査済年月日 平成 年 月 日
3. 公共的施設の名称
4. 所在地 世田谷区
5. 事業主  
住所  
氏名

第3号様式(第12条関係)

年 月 日

様

世田谷区長

## 集合住宅整備基準適合証

下記の集合住宅は、調査の結果、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例集合住宅整備基準に適合していることを証します。

記

1. 受付番号                    第            号
2. 検査済年月日            平成    年    月    日
3. 集合住宅の名称
4. 所在地                    世田谷区
5. 事業主  
住所  
氏名



第4号様式（第12条関係）



注意

②は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準に適合する設備を表しており、該当するものについて、①の下欄スペースに貼り付けることとする。

## 特定公共的施設整備計画(変更)届出書

世田谷区長 あて

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づき、特定公共的施設の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地			
2 名称			
3 種類	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場		
4 工事の種別	新設	改修	
5 規模等	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場	延長   駐車可能台数	m、面積 敷地面積 面積 台、面積
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 代理人	所在地及び名称		
	担当者	電話番号	

回答 (確認) 欄				
決 裁 欄	担 当	係 長	課 長	備考 1. この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(以下、「規則」という。)別表第1に定める道路、公園、公共交通施設及び路外駐車場で同表特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。 2. 種類及び工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。 3. 規則別表第14に掲げる書類等を必ず添付してください。 4. 回答欄、決裁欄には、記入しないでください。 5. 届出書は、正副2部提出してください。

## 特定公共的施設整備計画（変更）届出書（建築物）

世田谷区長 あて

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づき、特定公共的施設の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地	世田谷区				
2 名称					
3 主要用途					
4 工事の種別	新設 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替え 用途変更				
5 規模等			届出部分	届出以外の部分	合計
	延べ床面積 造・地上 階・地下		㎡	㎡	㎡
	内 訳	用途( ) 用途( ) 用途( )	㎡ ㎡ ㎡	㎡ ㎡ ㎡	㎡ ㎡ ㎡
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日		
8 代理人	所在地及び名称				
	氏名		電話番号		

回答 (確認) 欄					
決 裁 欄	担 当	係 長	課 長	備考 1. この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第1に定める建築物で特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。 2. 工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。 3. 案内図、配置図、各階の平面図及び2面以上の断面図並びに必要な応じて詳細図を添付してください。 4. 回答欄、決裁欄には、記入しないでください。 5. 届出書は、正副2部提出してください。	

# 集合住宅整備計画（変更）届出書

世田谷区長 あて

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 第14条  
第21条第2項において準用する同条例

第14条の規定に基づき、集合住宅の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地(住所)	世田谷区		
2 名 称			
3 主要用途	共同住宅	長屋	寮又は宿舎
4 工事の種別	新設 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替え 用途変更		
5 規 模 等	世帯者用 戸（高齢者 戸 障害者 戸）		
	単身者用 戸（高齢者 戸 障害者 戸）		
	造 地上	階 地下	階 延べ床面積 m <sup>2</sup>
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 代 理 人	所在地及び名称		
	担当者	電話番号	

※回答（確認）欄			
----------	--	--	--

※決裁欄	担 当	係 長	課 長

備考

- この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第4項に定める規模の集合住宅に使用してください。
- 主要用途及び工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 案内図、配置図、各階平面図及び2面以上の断面図並びに必要な応じて詳細図を添付してください。
- ※欄には、記入しないでください。
- 届出書は、正副2部提出してください。

受領日 年 月 日

資料編（関連法令等）

## 道路・公園・公共交通施設・路外駐車場 新設等整備計画報告書

世田谷区長 あて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第13条第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 工事件名						
2 工事場所						
3 工事の種別	新設	増築	改築	その他		
4 規模等	道路（	）延長	m、	面積	m <sup>2</sup>	
	公園（	）		敷地面積	m <sup>2</sup>	
	公共交通施設（	）		面積	m <sup>2</sup>	
	路外駐車場	駐車可能台数	台、	面積	m <sup>2</sup>	
5 工事着手予定日	年 月 日	6 工事完了予定日	年 月 日			
7 担当者	所属					
	氏名			電話番号		

担当者							

- 注意 1. 「3 工事の種別」の欄は、該当事項を○で囲んでください。  
 2. 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例規則別表第14に定める図書を必ず添付してください。

特定公共的施設整備完了届出書

世田谷区長 あて

下記の特定公共的施設の工事が完了したので、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地			
2 名称			
3 届出者	住所		
	氏名	電話番号	
4 届出年月日	年	月	日
5 届出番号	第	号	
6 完了年月日	年	月	日
7 代理人	住所及び名称		
	氏名	電話番号	
8 備考			

確認事項欄（記入しないでください）			
確認年月日	年 月 日		
回答欄 (確認欄)			
建築物・道路・公園・ 公共交通施設・路外駐車場			注意 1. 整備完了写真並びに写真の撮影位置及び方向を示した図面を添付してください。 2. 届出書は、正副2部提出してください。
決裁欄	担当	係長	

# 集合住宅整備完了届出書

世田谷区長                  あて

下記の集合住宅の工事が完了したので、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第21条第2項において準用する同条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

1 所在地	
2 名称	
3 届出者	住所
	氏名                                  電話番号
4 届出年月日	年 月 日
5 届出番号	第 号
6 完了年月日	年 月 日
7 代理人	住所及び名称
	氏名                                  電話番号
8 備考	

確認事項欄（記入しないでください）			
確認年月日	年 月 日		
回答欄 (確認欄)			
集合住宅			注意 1. 整備完了写真並びに写真の撮影位置及び方向を示した図面を添付してください。 2. 届出書は、正副2部提出してください。
決裁欄	担当	係長	

第10号様式（第16条関係）

第	号
身 分 証 明 書	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第16条第2項に規定する行為を行う権限を有する者であることを証明します。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
世田谷区長名	
印	

55mm

90mm

(裏)

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（抜粋）

第16条

2 前項の規定による届出があったときは、区長は、職員に、当該届出をした者の同意を得て、特定公共的施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。

4 第2項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第21条

2 前節（第13条の2を除く。）及び第7章の規定は、第19条の2に規定する規則で定める規模の集合住宅の新設又は改修について準用する。

第31条 区長は、第16条第2項に定めるもののほか、第15条、第17条第4項、次条及び第33条第1項の規定の施行に必要な限度において、特定公共的施設について調査を行うことができる。

2 第16条第2項及び第4項の規定は、前項の調査について準用する。



### 既存施設適合状況調査報告書

世田谷区長 あて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第17条第3項の規定により、特定公共的施設について下記のとおり報告します。

記

1 所在地(住所)	世田谷区			
2 特定公共的施設の名称				
3 所有者又は管理者	住所及び名称 氏名		電話番号	
4 種類	建築物 道路 公園・緑地等 動物園・植物園・遊園地 公共交通施設 路外駐車場			
5 規模等	面積	m <sup>2</sup>	構造等	
6 建築物概要	用途		その他の用途( )	
	地上	階	地下	階
	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>
7 工事完了年月日	年 月 日	8 増改築	年 月 日	
9 調査者(連絡先)	住所及び名称 氏名		電話番号	
10 その他				

受付欄※	年 月 日 第 号			処理欄※
決裁欄※	担当	係長	課長	

- 注意
- ※欄には、記入しないでください。
  - 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表14に定める図書を必ず添付してください。
  - 「4 種類」の欄は、該当事項を○で囲んでください。

## 既存施設改善計画届出書

世田谷区長                      あて

届出者 住所

氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

電話番号

改善計画の作成について、下記のとおり届け出ます。

### 記

1 所在地	世田谷区		
2 名称			
3 種類	集合住宅 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場建築物		
4 規模等	面積	m <sup>2</sup> 、延長	m、階数 地上 階・地下 階
	延べ床面積	m <sup>2</sup> 、	駐車可能台数 台
5 改善計画 の概要	整備項目	内容	整備項目 内容
6 連絡先	所在地及び名称		
	担当者	電話番号	

受付欄※	年	月	日	第	号	※処理欄
決裁欄※	担 当	係 長	課 長			

- 備考 1 種類の欄は、該当事項を○で囲んでください。  
 2 案内図、配置図、平面図その他必要な図面を添付してください。  
 3 図面の改善計画部分に○で表示してください。

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表（建築物）

(遵) 遵守基準		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの⇒読み替えあり(※1) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000㎡以上)				
(整) 整備基準		不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの				
整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置	審査
		(遵)	(整)			
経路 円滑化等	移 円			1 移動等円滑化経路等上には、階段又は段を設けない(※2) ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない ※道等からの段は2cm以内とする	緩和措置に該当する場合は、 数字に○を記入してください。	
出 入 口	移 円			1 幅85cm以上(直接地上に通じる出入口・EVの籠・昇降路の出入口を除く)		
				2 直接地上に通じる出入口の幅は100cm以上		
				3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし		
				4 直接地上へ通ずる出入口1以上の幅 85cm以上(移動等円滑化経路を除く。)		
				5 戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつ、その前後に高低差なし		
廊 下 等	一 般			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				2 (視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※3)を敷設		1
				3 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※3)を敷設		2
				4 (視) 傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※3)を敷設		3
				5 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保		4
	移 円			6 幅140cm以上 (*遵守基準:中規模建築物は幅90cm以上)		5
				7 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし		
				8 (視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※3)を敷設		6
				9 授乳及びおむつ交換のできる場所を設置(※4)		7
階 段	一 般			1 踊り場を除き、手すりの設置		
				2 踊り場を含め、連続した手すりの設置		
				3 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				4 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
				5 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
				6 (視) 段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※3)を敷設		8
				7 段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※3)を敷設		9
				8 主たる階段は回り階段でないこと		10
				9 けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定		
				10 階段のうち1以上は、次に掲げるもの (*遵守基準:中規模建築物は①に限る)		
				① 踊り場に、手すりの設置		11
		② 踊り場を含め、両側に連続して手すりの設置		11		
		③ けあげ18cm以下、踏面26cm以上		11		
		④ けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定		11		
		⑤ 階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす)		11		
傾 斜 路 ( 屋 内 )	一 般			1 勾配が1/12を超え、又は高さ16cmを超えるの傾斜がある部分に手すりの設置		
				2 手すりの設置		
				3 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				4 前後の廊下等と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
				5 (視) 傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等(※3)を敷設		12
	移 円			6 幅 140cm以上 (階段に併設する場合、*遵守基準:中規模建築物は幅90cm以上)		5
				7 勾配は1/12を超えないこと (*遵守基準:中規模建築物で高さ16cm以下の場合は、1/8以下)		
				8 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		
				9 手すりの設置 (中規模建築物を除く)		
				10 両側に側壁又は立上りの設置 (*遵守基準:中規模建築物を除く)		
				11 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置 (*遵守基準:中規模建築物を除く)		
				12 折り返し部分に、長さ150cm以上の水平部分を設置		

＜備 考＞

- ※1 読み替え規定により、多数の者が利用する建築物については「多数の者が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)」となる。
- ※2 移動等円滑化経路等とは、①道等から利用居室等までの経路②利用居室等(利用居室等がない場合は道等)から車椅子使用者用便房までの経路③利用居室等(利用居室等がない場合は道等)から車椅子使用者用駐車施設までの経路④公共用歩廊の類、一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、他方の側の道までの経路  
(遵)①の経路については幼稚園、保育所及び母子生活支援施設、理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス店舗、中規模建築物にあっては、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合、上下の移動に係る部分を除く。
- ※3 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※4 整備基準 ⇒ すべての建築物、遵守基準 ⇒ 次に掲げる建築物で床面積の合計が5,000㎡以上のもの  
病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)、保健所、税務署、官公署、公会堂、集会場、冠婚葬祭施設、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、劇場、観覧場、映画館、演芸場、博物館、美術館、図書館、展示場、その他これに類する店舗及び施設、複合施設

＜緩和措置＞

- 1 ①勾配1/20以下の傾斜 ②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜 ③自動車駐車施設内
- 2 ①勾配1/20以下の傾斜 ②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜
- 3 1①②に該当する場合
- 4 構造上やむを得ない場合 ⇒ 代替措置:主として視覚障害者に配慮した安全なもの
- 5 遵守基準:中規模建築物は90cm以上
- 6 ①中規模建築物 ②自動車駐車施設内 ③点状ブロック等の敷設が利用上特に支障になる場合
- 7 他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合
- 8 ①自動車駐車施設内 ②踊場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 9 踊場が250cm以下の直進のものである場合
- 10 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
- 11 主に高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設の場合(整備基準:「6 エレベーター及びその乗降ロビー」の整備基準に適合するもの、遵守基準:「6 エレベーター及びその乗降ロビー」の遵守基準に適合するもの)  
ただし、建築基準法施行令第25条に階段手すりの設置規定あり
- 12 整備基準 ⇒ 1①②、9いずれかに該当する場合、 遵守基準 ⇒ 1①②③に該当する場合、踊り場と連続して手すりを設ける場合

＜凡 例＞

- 移円:移動等円滑化経路等
- 一般:移動等円滑化経路等を含むすべて

資料編 (関連法令等)

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表（建築物）

整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置	審査	
		(遵)	(整)				
エレベーター及びその乗降ロビー	移円			1 利用居室、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用便房のある階、地上階に停止すること			
				2 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止			
				3 籠・昇降路の出入口の幅 80cm以上（建築物の床面積が5000㎡を超える場合は90cm以上）			
				4 籠の奥行き135cm以上			
				5 籠の幅 140cm以上 かつ 車椅子の転回に支障のない構造		13	
				6 床面積5,000㎡を超える場合 籠の幅 160cm以上		14	
				7 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き150cm以上			
				8 EV付近に階段を設ける場合、乗降ロビーに転落防止策			
				9 籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置			
				10 籠内・乗降ロビーの制御装置（車椅子使用者対応制御装置を除く）に、点字等（※5）視覚障害者が円滑に操作可能な構造			
				11 籠内に、停止予定階、籠の現在位置を表示する装置の設置			
				12 籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置			
				13 籠及び昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓の設置		15	
				14 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置			
				15 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置			
				16 (特) 籠の幅 140cm以上			
				17 (特) 車椅子の転回に支障のない構造			
				18 (視) 籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		16	
				19 (視) 籠内・乗降ロビーの制御装置（車椅子使用者対応制御装置を除く）に、点字等（※5）視覚障害者が円滑に操作可能な構造		16	
				20 (視) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置		16	
				21 乗降ロビーの制御装置に近接する部分に、点状ブロック等を敷設			
				22 その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造（※6）			
態又特 昇は殊 降用構 機形造	移円			1 エレベーターにあっては次に掲げるもの			
				① 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの			
				② 籠の幅 70cm以上 かつ 奥行き 120cm以上			
		③ 車椅子使用者が籠内で方向転換の必要ある場合は、籠の幅・奥行きを十分確保					
		2 エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定するもの					
便所	一般			1 出入口及び床面には、段差を設けない			
				2 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
				3 便所のうち1以上（男女別の場合はそれぞれ）は次に掲げるもの			
				① 車椅子使用者用便房を1以上設置し、その旨表示			
				a 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置			
				b 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保			
				c 車椅子使用者用便房以外に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置			
				② 水洗器具（オストメイト対応）が設置されている便房を1以上設置し、その旨表示			
				③ ベビーチェア等を設けた便房を1以上設置し、その旨表示（※7）			
				④ ベビーベッド等を設置し、その旨表示（※8）		17	
				⑤ 3-②④の表示は高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、JIS-Z8210に定められている場合はこれに適合			
		4 3①以外の便所を1以上設置（男女別の場合はそれぞれ）					
		① 大便秘器は腰掛式（1以上）					
		② 腰掛式とした大便秘器に手すりの設置（1以上）					
		5 小便器を設ける場合、次に掲げる小便器を1以上設置					
		① 受け口の高さ35cm以下					
		② 5①の規定により設けられた小便器の1以上に、手すりの設置					

＜備考＞

- ※5 ①文字等の浮き彫り ②音による案内 ③点字及び①②に類するもの
- ※6 (社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」  
「JEAS-515D 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮
- ※7 整備基準 ⇒ すべての建築物、遵守基準 ⇒ 次に掲げる建築物  
200㎡以上の病院、診療所、助産所、施術所、保健所、税務署、官公署、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、学校、公会堂・集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の面積が200㎡を超えるものに限る）、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、飲食店、郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、学習塾、華道教室、囲碁教室、博物館、美術館、図書館、その他これらに類する店舗及び施設
- 1,000㎡以上のホテル、旅館、劇場、観覧場、映画館、演芸場、展示場、体育館、水泳場、ボウリング場、公会堂・集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の面積が200㎡以下のものに限る）、その他これらに類する施設
- 2,000㎡以上の地下街またはこれに類する施設、複合施設
- ※8 整備基準 ⇒ すべての建築物、遵守基準 ⇒ 次に掲げる建築物  
1,000㎡以上の病院、診療所、助産所、施術所、保健所、税務署、官公署、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、学校、公会堂、集会場、冠婚葬祭施設、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、飲食店、郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、学習塾、華道教室、囲碁教室、博物館、美術館、図書館、ホテル、旅館、劇場、観覧場、映画館、演芸場、展示場、体育館、水泳場、ボウリング場、その他これらに類する店舗及び施設
- 2,000㎡以上の地下街またはこれに類する施設、複合施設

＜緩和措置＞

- 13 構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合
- 14 籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子使用者が円滑に利用できるもの、又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合
- 15 常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合、聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合
- 16 自動車駐車施設内に設けるもの
- 17 ほかにおむつ交換をすることができる場所を設ける場合

＜凡例＞

- 移円：移動等円滑化経路等
- 一般：移動等円滑化経路等を含むすべて

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表（建築物）

整備項目	経路 (道) (整)	チェック		整備内容	緩和措置	審査
		(道)	(整)			
敷地内の通路	一般			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				2 段がある部分は次に掲げるもの		
				① 手すりの設置		
				② 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能		
			③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
			④ 上下端には点状ブロック等(※3)を敷設	18		
			3 傾斜路は次に掲げるもの			
			① 勾配1/12を超え又は高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置			
			② 手すりの設置			
			③ 前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能			
			4 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保	4		
	移円			5 幅 140cm以上 (*遵守基準:中規模建築物は幅90cm以上)	5	
			6 戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし			
			7 排水溝、集水ます等を設けない	19		
			8 傾斜路は次に掲げるもの			
			① 幅 140cm以上 (階段に併設する場合、*遵守基準:中規模建築物は幅90cm以上)	5		
			② 勾配 1/20以下 (*遵守基準:中規模建築物で高さ16cmを超え75cm以下の場合は1/12以下、16cm以下の場合は1/8以下)			
		③ 手すりの設置				
		④ 両側に側壁又は立ち上がりの設置				
		⑤ 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置(*遵守基準:中規模建築物を除く)				
		⑥ 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置				
駐車場	一般		1 次に掲げる車椅子使用者用駐車施設を1以上設置 (*遵守基準:中規模建築物を除く)			
			車椅子使用者用駐車施設を、全駐車台数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置(1未満の端数は切上げ)			
			① 幅 350cm以上			
		② 車椅子用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置				
		2 車椅子使用者用駐車施設、又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置 (*整備基準:JIS-Z8210に定められている場合はこれに適合)				
標識	一般		1 移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※9)を設置			
案内設備	一般		1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置 (案内所を設ける場合を除く)			
			① 移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	20		
			② 移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※5)で視覚障害者に示す設備の設置			
案内経路	一般		1 (視)道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上	21		
			道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上	22		
			① 線状ブロック等(※10)、点状ブロック等(※3)を適切に敷設、又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	23		
			② 車路に近接する部分に点状ブロック等(※3)を敷設			
			③ 段の上端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※3)を敷設	24		
		④ 段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※3)を敷設	24			
シャワー室及び浴室	一般		1 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
			2 次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)			
			① 浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置			
			② 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保			
			③ 出入口の幅 85cm以上			
		④ 戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
洗面所等	一般		1 床面には、段差を設けない			
			2 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
			3 次に掲げる基準に適合する洗面器又は手洗い器を1以上設置			
			① 下部の空間を車椅子を使用した状態で車椅子使用者のひざ及び足先を入れることができるようにするなど車椅子使用者等の利用に配慮した構造			
		② 左右にカウンター又は手すりの設置				

＜備考＞

- ※3 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※5 ①文字等の浮き彫り ②音による案内 ③点字及び①②に類するもの
- ※9 高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z 8210に適合するもの)
- ※10 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

＜緩和措置＞

- 4 構造上やむを得ない場合 ⇒ 代替措置:主として視覚障害者に配慮した安全なもの
- 5 遵守基準:中規模建築物は90cm以上
- 18 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障になる場合 ⇒ 代替措置:段を識別しやすくする代替措置(仕上げの色を変えるなど)
- 19 建築物の配置上やむを得ず設ける場合 ⇒ 代替措置:車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないもの
- 20 当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合
- 21 常時勤務する案内所から出入口を容易に視認可能かつ道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路が(案内設備までの経路①～④)に適合する場合、自動車駐車施設に該当する場合
- 22 常時勤務する案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路(案内設備からの経路①～④)に適合する場合
- 23 整備基準 ⇒ 緩和なし、遵守基準 ⇒ 進行方向を変更する必要がない風除室内
- 24 ①勾配1/20以下の傾斜路の上端 ②高さ16cm以下、かつ、勾配1/12以下の傾斜路の上端
- ③段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等

＜凡例＞

- 移円: 移動等円滑化経路等
- 一般: 移動等円滑化経路等を含むすべて

資料編 (関連法令等)

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表（建築物）

整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置	審査
		(遵)	(整)			
脱衣室 更衣室 及び 浴室	一般			1 床面には、段差を設けない		
				2 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				3 必要な場所に手すりの設置		
観覧席・客席	一般			1 観覧席、客席を設ける場合は、次に定める構造とする		
				① 車椅子使用者等のための観覧席、客席を出入口から容易に到達でき、かつサイトライン(可視線)に配慮した位置に1以上設置		
				② 車椅子使用者等のための観覧席、客席を、出入口から容易に到達でき、かつサイトライン(可視線)に配慮した位置に、全席数が200以下の場合には1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置(1未満の端数は切上げ)		
			③ 集団補聴設備等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置			
公共的通路	一般			1 建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの	25	
				① 通路の有効幅200cm以上、通行に支障のない高さ及び空間を確保(※11)		
				② 通路面 段差を設けない	26	
				③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ		
				④ 敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	27	
				⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※12)		
				2 建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの	25	
				① 通路の有効幅200cm以上、当該部分の天井の高さ250cm以上		
				② 通路面 段差を設けない	27	
				③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ		
		④ 道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設				
		⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※12)				
光警報装置	一般			1 便所、授乳室、宿泊施設の客室、更衣室又は貸し会議室を設ける場合には、自動火災報知機と連動した光警報装置をこれらの部屋ごとに1以上設けること。(※13)		

＜備考＞

- ※3 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※11 法及び条例等で別に定められた幅員がある場合はその幅員
- ※12 ①踊場を含め両側に手すりの設置②踏面端部とその周辺部分との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ③段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものがない④段の上下端に近接する通路部分及び段の上下端に近接する踊場(250cm以下の直進ものを除く。)に点状ブロック等(※3)の敷設 ⑤主たる階段は回り階段ではない
- ⑥けあげ18cm以下、踏面26cm以上 ⑦階段の幅120cm以上(手すりは10cmを限度として幅に算入しない)
- ※13 整備基準 ⇒ 次に掲げる建築物  
200㎡以上の集会施設  
2,000㎡以上の公益施設・福祉施設・物品販売業を営む店舗・飲食店・サービス店舗・宿泊施設・興行施設・文化施設・運動施設・遊興施設・前記のものを含む複合施設

＜緩和措置＞

- 25 整備基準 ⇒ 緩和なし、遵守基準 ⇒ 公共的通路のうち1以上
- 26 「6 エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機を設けている場合、又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合、又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合 ①手すり設置 ②前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 ③幅は段に代わるもの 140cm以上、段に併設するもの90cm以上 ④勾配は1/20以下
- ⑤高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊り場を設置 ⑥両側に側壁又は立ち上がりを設置
- ⑦傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
- 27 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合の当該歩道状空地
- 28 「6 エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機を設けている場合、又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合、又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合 ①手すり設置 ②前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 ③傾斜の上端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等(※2)を敷設(勾配1/20以下のもの、高さ16cm以下のもの、直進で250cm以下の踊り場を除く。) ④幅は段に代わるもの 140cm以上、段に併設するもの90cm以上
- ⑤勾配は1/12以下 ⑥高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊り場を設置
- ⑦両側に側壁又は立ち上がりを設置 ⑧傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置

＜凡例＞

- 移円：移動等円滑化経路等
- 一般：移動等円滑化経路等を含むすべて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表（宿泊施設）

(遵) 遵守基準		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000㎡以上)				
(整) 整備基準		不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの				
整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置	審査
		(遵)	(整)			
車椅子使用者用客室	一般			1 全室数が50以上の場合、1/100を乗じた数以上(1未満の端数は切上げ)車椅子使用者用客室を設置 全室数が200以下の場合1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上 車椅子使用者用客室を設置(1未満の端数は切上げ)		
				2 車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	29	
				① 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				② 便所内に車椅子使用者用便房を設置		
				a 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置		
				b 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		
				③ 便所及び便房の出入口幅 80cm以上		
				④ 戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
				3 車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	30	
				① 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				② 車椅子使用者等が円滑に利用できる構造		
				a 浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置		
				b 車椅子使用者等が円滑に利用できる十分な空間の確保		
				③ 出入口幅 80cm以上		
		④ 戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
		4 車椅子使用者用客室内の必要な場所に手すりの設置				
		5 車椅子使用者用客室内の必要な場所に車椅子を回転することができる空間を確保				
		6 車椅子使用者用客室内の必要な場所に非常用押しボタンを設置				
		7 高齢者、障害者等の円滑な利用のための付属設備又は装置を設置				
一般客室	一般			1 一般客室は、次に掲げるもの。※1	31	
				① 宿泊者特定経路を1以上確保(傾斜路またはEVその他の昇降機を併設する場合を除く)(※2)	32	
				② 出入口の幅(開放時有効)80cm以上		
				③ 1以上の便所及び浴室等の出入口の幅(開放時有効)75cm(客室面積15㎡未満の場合は70cm)以上		
				④ 客室内には階段又は段を設けない。⇒ただし、次に定める部分を除く。 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分		
				a 勾配が、1/12を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 b 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分 c 浴室等及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅100cm(客室面積15㎡未満の場合は80cm)以上 ⑤ ③の便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅100cm(客室面積15㎡未満の場合は80cm)以上		
階段に代わり又はこれに併設する傾斜路	宿泊	移動等円滑化経路等の整備基準適用		① 勾配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置		
				② 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				③ 前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
				④ 幅 120cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)		
				⑤ 勾配 1/12以下 (高さ16cm以下の場合は1/8以下)		
				⑥ 高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置		
				⑦ 両側に側壁又は立上りの設置		
				⑧ 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		
エレベーター及びその乗降ロビー	宿泊	移動等円滑化経路等の整備基準適用		① 各一般客室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止		
				② 籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上		
				③ 籠の奥行き 115cm以上		
				④ 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上		
				⑤ 籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		
				⑥ 籠内に、停止予定階、籠の現在位置を表示する装置の設置		
				⑦ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置		
特殊な構造又は昇降機	宿泊	移動等円滑化経路等の整備基準適用		① エレベーターにあっては次に掲げるもの		
				a 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの		
				b 籠の幅 70cm以上 かつ 奥行き 120cm以上		
				c 車椅子使用者が籠内で方向転換の必要ある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること		
				② エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		

<緩和措置>

29 整備基準 ⇒ 緩和なし

遵守基準 ⇒ 同一階に不特定かつ多数の者が利用する車椅子使用者用便房が設けられた便所(男女別はそれぞれ)が1以上ある場合

30 整備基準 ⇒ 緩和なし、遵守基準 ⇒ 不特定かつ多数の者が利用する浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合

31 和室部分はこの限りでない。

32 遵守基準⇒敷地内の通路が地形の特性により宿泊者特定経路として整備できない場合は、当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路を宿泊者特定経路として整備する。

※1 ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設に限る。

※2 ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設に限る。

なお、一般客室までの経路はもとも移動等円滑化経路等の整備基準が適用されているため、宿泊者特定経路よりも厳しい移動等円滑化経路等の整備基準が優先的に適用される。

<凡 例>

移円：移動等円滑化経路等

一般：移動等円滑化経路等を含むすべて

宿泊：宿泊者特定経路

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例集合住宅整備項目表

(遵) 遵守基準		多数の者が利用するもの 特定経路等は、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあっては、地上階にあるものに限る。)までの経路のうち1以上					
(整) 整備基準		多数の者が利用するもの 特定経路等は、次に掲げる経路について、それぞれ1以上 ①道等から各住戸までの経路 ②集合住宅又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合における各住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路 ③集合住宅又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路 ④集合住宅又はその敷地に当該集合住宅の居住者のみが利用する集会室等を設ける場合における各住戸から当該集会室等までの経路					
整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置に該当する場合は、数字に○を記入してください	緩和措置	審査
		(遵)	(整)				
特定経路	特定		1	特定経路等上には、階段又は段を設けない → 床面積の合計が2,000㎡未満で、階数が3で戸数が29以下の場合及び階数が4で戸数が19以下の場合における階から階に至る階段については、この限りでない。 ※道等からの段は2cm以内とする			
出入口	特定		1	幅 80cm以上			
			2	幅 85cm以上(直接地上へ通ずる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く。)		1	
			3	直接地上へ通ずる出入口の幅 100cm以上		2	
			4	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつ、その前後に高低差なし			
			5	床面は、平たんで滑りにくい仕上げ			
	特定以外		6	直接地上へ通ずる出入口1以上の幅 85cm以上(特定経路等を除く。)		1	
			7	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつ、その前後に高低差なし			
廊下等	一般		1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
			2	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設		3	
			3	階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保		4	
			4	幅 120cm以上			
	特定		5	幅 140cm以上		5	
			6	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置			
			7	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつ、その前後に高低差なし			
			8	連続した手すりの設置			
階段	一般		1	踊り場を除き、手すりの設置			
			2	踊り場を含め、連続した手すりの設置			
			3	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
			4	踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能			
			5	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
			6	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設		6	
			7	主たる階段は回り階段でないこと		7	
			8	けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定			
			9	十分な照度が得られるよう照明器具を配置			
			10	勾配は、高齢者、障害者等が昇降しやすい程度			
			11	踊り場を設置			
			12	階段の1以上は、次に掲げるもの		8	
		①	踊り場に、手すりの設置				
		②	踊り場を含め、両側に連続した手すりの設置		3		
		③	けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定		3		
		④	けあげ及び踏み面の寸法は、それぞれ一定				
		⑤	階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。)		3		
傾斜路	一般		1	勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置			
			2	手すりの設置			
			3	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
			4	前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能			
			5	幅 120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)			
	特定		6	勾配 1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)			
			7	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置			
			8	両側に側壁又は立ち上がりの設置			
			9	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる水平部分の設置			

<備考>

※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

<緩和措置>

- 構造上やむを得ない場合、又は床面積の合計が 2,000㎡未満の場合 ⇒ 代替措置: 80cm以上
- 構造上やむを得ない場合、又は床面積の合計が 2,000㎡未満の場合 ⇒ 代替措置: 85cm以上
- 床面積の合計が 2,000㎡未満
- 構造上やむを得ない場合 ⇒ 代替措置: 主として視覚障害者に配慮した安全なもの
- 構造上やむを得ない場合、又は床面積の合計が 2,000㎡未満 ⇒ 代替措置: 120cm以上(50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける)
- 踊り場が250cm以下の直進のものである場合
- 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
- 主に高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設の場合(整備基準:「6 エレベーター及びその乗降ロビー」の整備基準に適合するもの、遵守基準:「6 エレベーター及びその乗降ロビー」の遵守基準に適合するもの)  
ただし、建築基準法施行令第25条に階段手すりの設置規定あり

<凡例>

- 特定: 特定経路等
- 一般: 特定経路等を含むすべて

資料編 (関連法令等)



# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例集合住宅整備項目表

整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置	審査
		(遵)	(整)			
エレベーター及びその乗降ロビー	特定			1 各住戸、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止		
				2 多数の者が利用する階に停止		
				3 籠・昇降路の出入口の幅 80cm以上		
				4 籠の奥行き 115cm以上		9
				5 籠の奥行き 135cm以上		9, 10
				6 籠の幅 140cm以上		10
				7 車椅子の転回に支障のない構造		10
				8 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上		11
				9 EV付近に階段を設ける場合、乗降ロビーに転落防止策		
				10 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置		
				11 籠内・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者対応制御装置を除く)に、点字等(※2)視覚障害者が円滑に操作可能な構造		
				12 籠内に、停止予定階、籠の現在位置を表示する装置の設置		
				13 籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		
				14 籠及び昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓の設置		12
				15 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置		
				16 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置		
				17 その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造(※3)		
態又特 のは殊 昇使な 降用構 機形造	特定			1 エレベーターにあっては次に掲げるもの		
				① 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの		
				② 籠の幅 70cm以上 かつ 奥行き 120cm以上		
				③ 車椅子使用者が籠内で方向転換の必要ある場合は、籠の幅・奥行きを十分確保		
				2 エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定するもの		
便所	一般			1 出入口及び床面には、段差を設けない		
				2 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				3 便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ)は次に掲げるもの		
				① 車椅子使用者用便房を1以上設置し、その旨表示		
				a 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置		
				b 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		
				c 車椅子使用者用便房以外に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置		
				② 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を1以上設置し、その旨表示		13
				4 3①②の表示は高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、JIS-Z8210に定められている場合はこれに適合		
				5 3①以外の便所を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)		
		① 大便秘器は腰掛式(1以上)				
		② 腰掛式とした大便秘器に手すりの設置(1以上)				
		6 小便器を設ける場合、次に掲げる小便器を1以上設置				
		① 受け口の高さ35cm以下				
		② 6①の規定により設けられた小便器の1以上に、手すりの設置				
浴室等	一般			1 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		3
				2 次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)		3
				① 浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置		
				② 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保		
				③ 出入口の幅 85cm以上		
				④ 戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		

<備考>

- ※2 ①文字等の浮き彫り ②音による案内 ③点字及び①②に類するもの
- ※3 (社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」  
「JEAS-515D 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

<緩和措置>

- 3 床面積の合計が2,000㎡未満
- 9 床面積の合計が2,000㎡未満、かつ、車椅子で利用できる奥行きがあること
- 10 車椅子で利用できる機種を採用する場合
- 11 床面積の合計が2,000㎡未満、かつ、車椅子を回転させることができる空間の場合
- 12 常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合、又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合
- 13 床面積の合計が1,000㎡未満

<凡例>

- 特定：特定経路等
- 一般：特定経路等を含むすべて

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例集合住宅整備項目表

整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置	審査
		(遵)	(整)			
敷地内の通路	一般			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				2 段がある部分は次に掲げるもの		
				① 手すりの設置		
				② 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能		
				③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
				④ 上下端には点状ブロック等(※1)を敷設	14	
				3 傾斜路は次に掲げるもの		
				① 勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ、こう配1/20を超える傾斜には手すりの設置		
				② 手すりの設置		
				③ 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
			4 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保	4		
			5 幅 120cm以上			
			6 幅 135cm以上	15		
			7 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	3		
			8 戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし			
			9 排水溝、集水ます等を設けない	16		
		特定		10 傾斜路は次に掲げるもの		
			① 幅 120cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)			
			② 幅 135cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	17		
			③ 勾配 1/12以下 (高さ16cm以下の場合は、1/8以下)			
			④ 勾配 1/20以下 (高さが16cm以下のものにあつては8分の1以下、高さが75cm以下のもの、敷地の状況等によりやむを得ない場合、又は床面積の合計が2,000㎡未満の場合は12分の1以下)			
			⑤ 両側に側壁又は立ち上がりの設置			
			⑥ 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	3		
		⑦ 高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	18			
駐車場	一般		1 車椅子使用者用駐車施設を1以上設置		13	
			① 幅 350cm以上			
			② 車椅子用駐車施設から各住戸までの経路の長さができるだけ短くなる位置			
		2 車椅子使用者用駐車施設、又は付近に各住戸までの経路についての誘導表示を設置				
		① 表示は高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、JIS-Z8210Iに定められている場合はこれに適合				
標識	一般		1 移動等円滑化措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※4)を設置			
案内設備	一般		1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置 (案内所を設ける場合を除く)		13	
			① 移動円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置		19	
			② 移動円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※2)で視覚障害者に示す設備の設置		13	
案内設備までの経路	一般		1 道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上		20	
			① 線状ブロック等(※5)、点状ブロック等(※1)を適切に敷設、又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置			
			② 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の色と輝度比において対比効果を発揮できるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択			
			③ 車路に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設			
			④ 段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設	21		

＜備考＞

- ※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※2 ①文字等の浮き彫り ②音による案内 ③点字及び①②に類するもの
- ※4 高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z 8210Iに適合するもの)
- ※5 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

＜緩和措置＞

- 3 床面積の合計が 2,000㎡未満
- 4 構造上やむを得ない場合 ⇒ 代替措置:主として視覚障害者に配慮した安全なもの
- 13 床面積の合計が1,000㎡未満
- 14 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障になる場合 ⇒ 代替措置:仕上げの色を変えるなど
- 15 敷地の状況によりやむを得ない場合、又は床面積の合計が2,000㎡未満の場合 ⇒ 代替措置:120cm以上
- 16 建築物の配置上やむを得ず設ける場合 ⇒ 代替措置:車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないもの
- 17 床面積の合計が2,000㎡未満の場合 ⇒ 代替措置:120cm以上
- 18 遵守基準 ⇒ 勾配が1/20以下の場合、整備基準 ⇒ 緩和措置なし
- 19 床面積の合計が 2,000㎡未満、かつ当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合
- 20 床面積の合計が 2,000㎡未満、又は集合住宅を管理する者等が常時勤務する案内所から出入口を容易に視認可能かつ道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路(案内設備までの経路1①～④)に適合する場合
- 21 ① 勾配1/20以下の傾斜路の上端 ② 高さ16cm以下、かつ、勾配1/12以下の傾斜路の上端
- ③ 段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等

＜凡例＞

- 特定: 特定経路等
- 一般: 特定経路等を含むすべて

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例集合住宅整備項目表

整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置	審査
		(遵)	(整)			
公共的通路	一般			1 建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの	22	
				① 通路の有効幅200cm以上、通行に支障のない高さ空間を確保(※6)		
				② 通路面 段差の禁止	23	
				③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ		
				④ 敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	24	
				⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※7)		
				2 建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの	22	
				① 通路の有効幅200cm以上、当該部分の天井の高さ250cm以上(※6)		
				② 通路面 段差の禁止	25	
				③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ		
④ 道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設						
⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※7)						

**<備考>**

- ※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※6 法及び条例等で別に定められた幅員がある場合はその幅員
- ※7 ① 踊り場を含め両側に手すりの設置 ② 踏面端部とその周辺部分との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの  
 ③ 段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものがない ④ 段の上下端に近接する通路部分及び段の上下端に近接する踊り場  
 (250cm以下の直進のものを除く。)に点状ブロック等(※3)の敷設 ⑤ 主たる階段は回り階段ではない  
 ⑥ けあげ18cm以下、踏面26cm以上 ⑦ 階段の幅120cm以上(手すりは10cmを限度として幅に算入しない)

**<緩和措置>**

- 22 整備基準 ⇒ 緩和措置なし、遵守基準 ⇒ 公共的通路のうち1以上を整備する
- 23 「6 エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機を設けている場合、又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合、又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合
  - ① 手すりの設置
  - ② 前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
  - ③ 幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上
  - ④ 勾配は1/20以下
  - ⑤ 高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置
  - ⑥ 両側に側壁又は立ち上がりを設置
  - ⑦ 傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
- 24 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合の当該歩道状空地
- 25 「6 エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機を設ける場合、又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合、又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合
  - ① 手すりの設置
  - ② 前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
  - ③ 傾斜の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等(※1)を敷設、  
 (勾配 1/20以下のもの、高さ16cm以下のもの、直進で250cm以下の踊り場を除く。)
  - ④ 幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上
  - ⑤ 勾配は1/12以下
  - ⑥ 高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置
  - ⑦ 両側に側壁又は立ち上がりを設置
  - ⑧ 傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置

**<凡例>**

- 特定：特定経路等
- 一般：特定経路等を含むすべて

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（小規模建築物）

(遵) 遵守基準		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの			
(整) 整備基準		不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路を含む) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
整備項目	経路	チェック	整備内容	緩和措置	審査
		(遵)			
		各整備内容の措置が講じられている場合に、空欄に○かレを記入してください。		緩和措置に該当する場合は、数字に○を記入してください。	
出入口	移円	1	幅 80cm以上		
		2	通行の際支障となる段差なし		1
		3	直接地上に通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保		2
便所	一般	1	便所のうち1以上は次に掲げるもの（整備基準；男女別の場合はそれぞれ）		
		①	車椅子使用者用便房を1以上設置し、その旨表示		
		a	腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置		
		b	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		
	c	直接地上へ通ずる出入口から当該便房までの通行可能な経路を確保		2	
敷地内通路	移円	1	幅 120cm以上		
		2	通行の際支障となる段差なし		3

<備考>

小規模建築物の整備基準は、建築物の整備基準を参照  
全ての整備(整備基準)を行う場合は、建築物の整備項目表を添付すること

<緩和措置>

- 1 敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けられないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができる
- 2 上下階の移動に係る部分
- 3 ①傾斜路又はエレベーターその他昇降機を併設する場合 ②敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けられないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができる

<凡例>

移円：移動等円滑化経路、一般：移動等円滑化経路を含むすべて

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（道路）

(遵)遵守基準	不特定かつ多数の者が利用する部分				
(整)整備基準	不特定かつ多数の者が利用する部分				
整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄	
				(遵)	(整)
1 歩道等	(1) 歩車道の分離				
	ア 歩道等と車道等は原則として分離	有 無			
	イ 歩道又は歩道等と車道等は原則として分離	有 無			—
	ウ 分離方法はセミフラット形式を原則	—	<input type="checkbox"/> セミフラット <input type="checkbox"/> マウントアップ <input type="checkbox"/> フラット		
	エ 歩道等に設ける縁石の車道に対する高さは15cm以上	cm			
	(2) 歩道等の有効幅員及び勾配				
	ア 有効幅員は原則として2.0m以上	m			
	イ 歩道等は空間を立体的かつ連続的に確保	有 無			
	ウ 歩道等の縦断勾配は5%以下 (地形の状況等やむを得ない場合8%以下)	%			
	エ 歩道等の横断勾配は1%以下 (地形の状況等やむを得ない場合2%以下)	%			
	オ 単断面道路の路肩部分の横断勾配は路面排水を考慮し、かつ最小限	%			—
	(3) 舗装等				
	ア 歩道等は平坦性、滑りにくさ、水はけの良さを考慮した舗装材料を選択	有 無			
	イ 歩道等は透水性舗装 (地形の状況等やむを得ない場合を除く)	有 無			—
ウ 車道等は可能な限り透水性舗装又は排水性舗装	有 無	<input type="checkbox"/> 透水性舗装 <input type="checkbox"/> 排水性舗装		—	
エ 排水溝、集水ます等には、つえ、キャスター等が落ちない滑りにくい構造の蓋の設置 [*溝幅=10mm]	有 無				
2 路肩の確保及び 区別化	路肩幅員の十分な確保 [*1.5m以上、困難な場合1.0m以上]	路肩幅員	m		—
	車道と路肩とを視覚又は触覚により区別		—	<input type="checkbox"/> 色調の変化 <input type="checkbox"/> 仕上げの材質の変化	—
3 歩道等と車道等の 段差	(1) 一般的事項				
	ア 車道等と歩道等の接続部分の段差は2cm	有 無	<input type="checkbox"/> 街きよ(155SF型) <input type="checkbox"/> その他( )		
	イ 接続部分は、必要に応じて傾斜を設ける。	有 無			
	ウ 接続部分の勾配は5%以下 (沿道の状況等からやむを得ない場合8%以下)	%			
	エ 可能な限り横断待ちのための平坦部を設置 [*1.5m四方]	有 無			
	(2) 交差点における切下げ				
	すべての者が円滑に通行できる構造 こう配5%以下、段差2cm、平坦部1.5m		有 無	<input type="checkbox"/> 全断面切下げ <input type="checkbox"/> 部分すりつけ <input type="checkbox"/> 平坦部を設けた部分すりつけ <input type="checkbox"/> 全面すりつけ <input type="checkbox"/> その他	
	(3) 枝道等と交差する場合				
	ア 歩道面が連続して平坦となるような構造	有 無	<input type="checkbox"/> 特殊街きよブロックによる切下げ <input type="checkbox"/> 切開き形式でハンプを設置 <input type="checkbox"/> 全断面切下げ		
	イ 切開き形式の場合は視覚障害者に配慮し、段差を設ける[*2cm]	有 無			
4 沿道施設との段差	出入口と接続する部分の段差を可能な限り縮小 [*2cm]		cm		—
5 橋の取付け部	(1) 可能な限り高低差を縮小 [*2cm]		cm		—
	(2) こう配を緩やかにする [*5%以下]		%		—
	(3) こう配の方向は歩行者等の通行動線と一致		する しない		—
6 車両乗入れ部	(1) 歩道等の路面が連続して平坦となる構造		有 無	<input type="checkbox"/> 街きよ(155-II型) <input type="checkbox"/> その他( )	
	(2) 縁石の段差は5cm		cm		
	(3) すりつけこう配は15%以下 特殊縁石を用いる場合は10%以下		%		
7 横断歩道	(1) 必要に応じ横断歩道設置		有 無		
	(2) 道路標識又は信号機及び道路標示設置		有 無		

※参考数値は[\* ]で示す

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（道路）

整備項目	整備基準		整備内容等		審査欄	
					(遵)	(整)
8 視覚障害者誘導用設備	(1) 視覚障害者が多く利用する歩行者通行部分に視覚障害者誘導用ブロックの設置	有 無	□視覚障害者誘導用ブロック □音声誘導装置 □リーディングライン □その他			
	視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色 (2) (ただし、周辺の舗装の色彩と輝度比を確保できない場合は他の色を選択可)	黄 他				
	(3) 輝度比が確保される措置	有 無	措置( )			
9 立体横断施設	(1) 安全性及び移動性に配慮	有 無	□エレベーター □エスカレーター □スロープ □手すり □点字表示 □視覚障害者誘導用ブロック □その他( )			
10 休憩施設 (ベンチ等)	(1) 必要に応じて設置	ベンチ [*座面高40~45cm]	箇所			
		上屋 [*高さ2.5m以上の空間]	箇所			
11 道路付属物及び占有物の整理	(1) 可能な限り道路付属物及び占有物の整理	有 無	整理箇所:( )箇所 整理内容:		—	
12 歩行者広場	(1) 歩行者の滞留が必要な部分へ可能な限り設置	箇所			—	
13 案内板等	(1) 要所に案内板等の設置	有 無				
	(2) 文字の大きさ、色調、明度への配慮	有 無				
	(3) 車椅子使用者にも見やすい高さ[*125cm]	cm				
14 照明施設	(1) 照明施設を設置し、歩行者等の通行部分の照度を確保	有 無	□歩行者用 □歩車両用		—	
15 階段	(1) やむを得ず階段を設置する場合は、安全性や歩行者の負担軽減に配慮	有 無			—	
	(2) 階段は次に掲げる構造とする	一定 不定	□ノンスリップ		—	
	ア 踏面及びげあげ寸法一定、つまずきにくい構造				—	
	けあげ [*16cm程度]	cm			—	
	踏 面 [*30cm以上]	cm			—	
	けこみ [*2cm以下]	cm			—	
	イ 階段の形状(回り階段としない)		□直階段 □折れ曲がり階段		—	
	ウ 幅は1.5m以上	m			—	
	エ 高低差3.0m以内ごと1.5m以上の踊り場の設置	有 無			—	
	オ 階段の始終点に1.5m以上の平たん部の設置	有 無			—	
カ 踊り場を含めて両側に手すりの設置	有 無	□二段 □一段		—		
キ 始終端部に視覚障害者誘導用ブロックの敷設	有 無			—		
(3) 傾斜路の併設 [*こう配25%以下]	%			—		
16 滑り止め等の交通安全施設	(1) 歩道のない道路の交差点に交通安全施設の設置	有 無	□反射鏡 □滑り止め □イメージハンブ		—	
	(2) 交差点に注意喚起表示の設置	有 無	□歩行者用 □自転車用		—	
17 駐車場 (道路付属物としての自動車駐車場)	(1) 車椅子使用者用駐車施設を1以上設置	台				
	ア 幅は3.5m以上	m			—	
	イ 歩行者の出入口までの経路が短くなる位置	有 無			—	
	ウ 車椅子使用者用駐車施設の表示	有 無			—	
	エ 傾斜部に設けない				—	
	オ 原則として透水性舗装				—	
	(2) 駐車場の歩行者の出入口から車椅子使用者用駐車施設の位置までの経路に案内表示	有 無			—	
	(3) 歩行者の出入口までの通路の1以上は以下に掲げる構造				—	
	ア 幅は1.4m以上	m			—	
	イ 段差を設けない	cm			—	
	排水溝、集水ます等を設けない ウ (設ける場合はつえ等が落ちない滑りにくい構造の蓋 [*溝幅=10mm])	有 無			—	
エ 原則として透水性舗装	有 無			—		

<備 考>

特定道路については、別表第6の2 特定道路に関する整備基準 及び別表第6の3 特定道路に関する遵守基準に適合するものとする。

※参考数値は[\* ]で示す

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（公園）

(遵)遵守基準	不特定かつ多数の者が利用する部分					
(整)整備基準	不特定かつ多数の者が利用する部分					
整備項目	整備基準	整備内容等			審査欄	
		有	無	理由:	(遵)	(整)
1 出入口	1 出入口は次の構造(3に定める園路に接続困難な出入口には、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板設置)	有	無	理由:		
	① 幅は120cm以上 *遵守基準:やむを得ない場合90cm以上		cm	理由:		
	② 車止め柵は、車椅子使用者等が円滑に通行できる構造 *遵守基準:車止め柵相互の間隔、1以上は90cm以上	良	否			
	③ 路面に段差を設けない	良	否			
	④ 出入口から公園内外へ150cm以上の平坦な部分を確保(やむを得ない場合を除く)		cm	理由:		
	⑤ 点状ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示	有	無	□点状ブロック □舗装材の変化		
	⑥ 直接車道と接する場合、境界部分に2cmの段差設置	有	無			
	2 道路等から出入口までの歩行者用通路と、車道を分離 この場合の歩行者用通路の構造は、3園路の整備基準準用	有	無		—	
	3 券売所及び入口は利用しやすい位置に設置	良	否		—	
	① 入口の1以上の幅は90cm以上		cm		—	
② 券売所から入口までに至る経路及び入口の通路の1以上に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設	有	無		—		
2 駐車場	全駐車可能台数		台		—	—
	1 車椅子使用者用駐車施設を設置 200台以下の場合:全数×1/50(1未満端数切り上げ)以上 200台を超える場合:全数×1/100(1未満端数切り上げ)+2以上		台			
	① 車椅子使用者用駐車施設の幅は350cm以上		cm			
	② 車椅子使用者用駐車施設は園路に接続しやすい位置に設置	良	否			
	③ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示	良	否			
	④ 車椅子使用者用駐車施設は傾斜部に設けない	良	否		—	
	2 駐車場出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路について誘導表示を設置	有	無		—	
	3 車椅子使用者用駐車施設から公園出入口までの通路の1以上				—	
	① 幅は、120cm以上		cm		—	
	② 通路面に段差を設けない	良	否		—	
3 園路(敷地境界から1に定める出入口に至る経路も含む)	1 次の構造の園路を1以上設置	有	無			
	① 1に定める出入口及び2に定める駐車場に接続	良	否			
	② 幅は180cm以上 *遵守基準:やむを得ない場合、50m以内ごとに車椅子が転回できる場所を確保した上で120cm以上		cm	理由:		
	③ 縦断こう配は4/100以下 *整備基準:5の項の傾斜路を併設する場合を除く *遵守基準:やむを得ない場合8/100以下		/100	理由:		
	④ 縦断こう配3/100以上4/100以下が50m以上続く場合、途中に150cm以上の平坦な部分を設置	有	無			
	⑤ 路面に段差を設けない *遵守基準:(5の項の傾斜路を併設する場合を除く)	良	否			
	⑥ 縁石、街きよ等により段差を生じる場合のすりつけこう配5/100以下(やむを得ない場合8/100以下、段差を残す場合2cm以下)		/100	理由:		
	⑦ 横断こう配1/100以下(特別な理由がある場合2/100以下)		/100	理由:		
	⑧ 園路に附帯する観覧場所、休憩場所には、車椅子が安定して停止できる平坦部分の設置	有	無			
	⑨ 出入口・便所に接続する園路の部分に視覚障害者誘導用設備を設置 *遵守基準:園路の要所に設置	有	無			

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
 特定公共的施設整備項目表（公園）

整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄		
				(遵)	(整)	
4 階段	1 回り階段としない *遵守基準: やむを得ない場合を除く	良	否	<input type="checkbox"/> 直階段 <input type="checkbox"/> 折れ曲がり階段		
	2 幅は150cm以上 *遵守基準: 120cm以上		cm			
	3 高さ300cm以内ごとに150cm以上の踊り場を設置	有	無			
	4 始終点に150cm以上の平たん部を設置	有	無			
	5 踊り場を含め、両側に連続して手すり設置 *遵守基準: やむを得ない場合を除く	有	無			
	6 手すり端部付近に、階段の通ずる場所を点字で貼付	有	無			
	7 両側に立ち上がりを設置(側面が壁面の場合は不要)	有	無			
	8 踏面及びけあげの寸法は一定	良	否			—
	9 踏面は識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造	良	否			
	10 園路に階段を設ける場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	有	無			
	11 始終端部に近接する路面に点状ブロックを敷設	有	無			
5 階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1 幅は180cm以上 *遵守基準: 120cm以上(階段等に併設する場合は90cm以上)		cm			
	2 縦断こう配は5/100以下(高さ75cm以下の場合、8/100以下)		/100			
	3 高さ75cm以内ごとに150cm以上の踊り場を設置		cm			
	4 始終点及び折り返し部分に150cm以上の平たん部を設置 *遵守基準: 始終点に150cm以上の平たん部を設置	有	無			
	5 横断こう配は設けない	良	否			
	6 両側に連続して手すり設置 (やむを得ない場合を除く)	有	無			
	7 *整備基準: 両側に縁石又は側壁を設置 (側面が壁面の場合は除く) *遵守基準: 両側に立ち上がり (側面が壁面の場合は除く)	有	無			
	8 始終端部に近接する路面に点状ブロックを敷設	有	無			—
6 舗装材料	1 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地は次のもの	—				—
	① 1の出入口、3の園路、4の階段、5の傾斜路	—				
	平たんであれども滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料( )		
	水はけの良い仕上げ	良	否			—
	② 2の駐車場	—				—
	平たんであれども滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料( )		—
	2 庭園は、次のもの	—				—
	① 1の出入口	—				
	平たんであれども滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料( )		
	水はけの良い仕上げ	良	否			—
② 2の駐車場	—				—	
平たんであれども滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料( )		—	
7 排水溝等	1 つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふた (溝幅=9mm程度)	有	無	溝幅= mm		
	2 園路と段差が生じないように設置	良	否			
8 転落防止設備	柵、視覚障害者誘導用ブロック等転落防止設備の設置	有	無	<input type="checkbox"/> 視覚障害者誘導用ブロック <input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> その他( )		
9 休憩所 (設ける場合)	1 休憩所を設ける場合、1以上は次のもの		箇所			
	① 出入口の幅は120cm以上(やむを得ない場合80cm以上)		cm	理由:		
	② 段差を設けない(5の項の傾斜路を併設する場合を除く)	良	否			
	③ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保	良	否			
	④ 戸を設ける場合、幅は80cm以上		cm			
	戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる	良	否			
⑤ カウンターを設ける場合、1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造 (常時勤務する者が容易に対応できる構造である場合は除く。)	良	否	理由:			
⑥ 便所を設ける場合、1以上の便所の構造は、13の項に定めるもの	良	否				



## 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（公園）

整備項目	整備基準	整備内容等	審査欄	
			(遵)	(整)
10 ベンチ・野外卓	1 ベンチは、休憩及び観賞等にふさわしい場所に設置	箇所		
	2 野外卓には150cm以上の平たん部を設置	cm		
	3 野外卓下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間設置	有 無	高さ__cm 奥行き__cm	
	4 売店又は飲食施設と一体の野外卓の椅子又はベンチは可動式等	有 無	□可動式 □その他( )	—
11 水飲み・手洗場	1 飲み口は上向き	良 否		
	2 飲み口までの高さは70cm以上80cm以下	cm		
	3 下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間設置	有 無	高さ__cm 奥行き__cm	
	4 使用方向に150cm以上×150cm以上の平たん部を設置	有 無	高さ__cm 奥行き__cm	
12 案内板等 (設ける場合)	1 案内板等は次のもの	箇所		
	① 園内の要所に案内板等を設置	有 無		
	② 車椅子で利用可能な園路及び施設を表示	良 否		
	③ 文字の大きさ、色調、明度に配慮	良 否		
	④ 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用 (JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有 無	□平仮名 □ピクト(絵文字) □ローマ字等( )	
	⑤ 分かりやすい場所に配置し、車椅子使用者等に配慮した高さ	cm	←表示板面の中心高	
	⑥ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置 (突出する場合は案内板下端が地上から250cm以上)	良 否		
	2 掲示板は次のもの	箇所		
	① 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造	良 否		
	② 当該掲示板に表示された内容を容易に識別することができる	良 否		
	③ 分かりやすい場所に配置し、車椅子使用者等に配慮した高さ	cm	←表示板面の中心高	
	3 園内の要所(園路・傾斜路・階段除く)に視覚障害者誘導用設備を設置	有 無		—
	13 便所	1 便所(男女別の場合はそれぞれ)は次の構造	—	
① 出入口幅は85cm以上 *遵守基準:やむを得ない場合80cm以上		cm	理由:	
② 段差を設けない(設ける場合は下記の構造の傾斜路併設)		良 否		
出入口前に150cm×150cm以上の平たん部を設置		有 無		—
傾斜路の幅は90cm以上		cm		
こう配は5/100以下(高さ16cm以下の場合12/100以下、高さ75cm以下の場合8/100以下)		/100		
③ 平たんな仕上げ		良 否	舗装材料( )	—
④ ぬれても滑りにくい仕上げ		良 否		
⑤ オストメイト対応汚物流しを設置		有 無		
⑥ オストメイト対応汚物流しを設置した旨を表示		有 無		—
⑦ 小便器は1以上を光感知式等の自動洗浄装置付の受け口の 高さ35cm以下とし、その1以上の付近に手すり設置		有 無		
2 同項1の便所内部又は近接した位置に車椅子使用者用便房を1以上設け、出入口にその旨を表示		有 無		
① 戸は車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		良 否		
② 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		有 無		
③ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切な位置に設置		有 無		
3 同項1の便所内部の車椅子使用者用便房以外の部分は次の構造		—		—
① 主たる出入口の戸は車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		良 否		
② 車椅子使用者が円滑に通行できる十分な空間を確保	良 否			
③ 大便器は1以上を腰掛式とし、手すり設置	箇所			
④ 便房の戸に腰掛式の大便秘器である旨を表示	有 無			
⑤ 主たる出入口に車椅子使用者を含むすべての者が利用することができる旨を表示	有 無			
4 車椅子使用者用便房を内部に設置しない便所に大便器を設ける場合は、次の構造	—		—	
① 大便器は1以上を腰掛式とし、手すり設置	箇所			
② 便房の戸に腰掛式の大便秘器である旨を表示	有 無			
5 ベビーベッドその他おむつ交換ができる設備を設置し、便所の出入口にその旨を表示	有 無		—	
6 表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設置 (JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有 無		—	

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
 特定公共的施設整備項目表（公園）

整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄	
				(遵)	(整)
14 屋根付広場 (設ける場合)	1 屋根付広場を設ける場合、1以上は次のもの	箇所		—	—
	① 出入口の幅は120cm以上(やむを得ない場合80cm以上)	cm	理由:		
	② 段差を設けない(5の項の傾斜路を併設する場合を除く)	良 否			
	③ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保	良 否			
15 野外劇場 ・野外音楽堂 (設ける場合)	1 野外劇場・野外音楽堂を設ける場合、次のもの	—		—	—
	① 出入口の幅は120cm以上(やむを得ない場合、80cm以上)	cm	理由:		
	② 段差を設けない(5の項の傾斜路を併設する場合を除く)	良 否			
	③ 車椅子使用者等が利用目的に沿い円滑に活動できる広さを確保	良 否			
	④ 通路の幅は120cm以上	cm			
	(やむを得ない場合、車椅子の転回に配慮した上、幅80cm以上)	cm	理由:		
	⑤ 縦断こう配は5/100以下(やむを得ない場合、8/100以下)	/100	理由:		
	⑥ 横断こう配は1/100以下(やむを得ない場合、2/100以下)	/100	理由:		
	⑦ 平坦でぬれでも滑りにくい仕上げ	良 否	舗装材料( )		
	⑧ 便所を設ける場合、1以上の便所の構造は、13の項に定めるもの	良 否			
16 公園内建築物・屋内設備	便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物(管理事務所等)並びに屋内設備は建築物の整備基準及び遵守基準を準用 便所を設置する場合は、13の項に定める便所の遵守基準を準用	良 否			
	⑨ 車椅子使用者用観覧スペース等を設置	席	計画収容者数( 席)	—	—
	200席以下の場合：全数×1/50(1未満端数切り上げ)以上 200席を超える場合：全数×1/100(1未満端数切り上げ)+2以上				
	⑩ 車椅子使用者用観覧スペース等は、次のもの			—	—
幅は90cm以上、奥行きは120cm以上	cm				
車椅子使用者等の利用に支障となる段差を設けない	良 否				
柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設置	有 無	□柵 □その他( )			
出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン(可視線)に配慮した位置に設置					
17 公園内運動施設	1 1に定める出入口の整備基準を準用	—		—	—
	① 幅は120cm以上	cm	理由:	—	—
	② 車止め柵は、車椅子使用者等が円滑に通行できる構造				
	③ 路面に段差を設けない	良 否	理由:	—	—
	④ 出入口から公園内外へ150cm以上の平坦な部分を確保(やむを得ない場合を除く)	cm		—	—
	⑤ 点状ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示	有 無	□点状ブロック □舗装材の変化	—	—
	⑥ 直接車道と接する場合、境界部分に2cmの段差設置	有 無		—	—
2 車椅子使用者等が休憩し、又は待機できる場所を設置	有 無		—	—	
18 券売機・電話ボックス	1 券売機の金銭投入口等は車椅子使用者の手が届く高さに設置	cm		—	—
	2 券売機カウンターに切込み又はけこみ付券売機	有 無	□切込み □けこみ付券売機	—	—
	3 券売機は、運賃等を点字で表示(機種により困難な場合は1以上を視覚障害者が支障なく利用できる機種)	有 無		—	—
	4 運賃表は、内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさとし高齢者、障害者に見やすい位置に設置	良 否		—	—
	5 電話ボックスは1以上を車椅子使用者が利用できる構造とし、出入口、売店付近又は主要な園路に接する平坦な位置に設置	有 無		—	—
19 その他の施設等	利用者が視覚、聴覚、きゆう覚等により、自然環境等を感じることができるような空間、施設等を配置する	有 無		—	—

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（公共交通施設）

整備項目	整備基準	整備内容等	審査欄		
			(遵)	(整)	
1 道路等から駅舎等の出入口までの経路	1 路面は平坦でぬれでも滑りにくい仕上げ	良 否 舗装材料( )	—		
	2 路面に段差を設けない	良 否	—		
	3 排水溝、集水ます等を設けない (やむを得ず設ける場合はつえ等が落ちない構造の蓋)	有 無 溝幅= mm	—		
2 移動等円滑化経路	1 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て、車両の乗降口に至る経路のうち1以上は移動等円滑化経路	良 否			
	2 主たる通路と移動等円滑化経路の長さの差はできる限り小さく	有 無			
	3 乗降場間の旅客の乗継ぎ経路に、移動等円滑化経路を乗降場ごとに1以上確保	有 無			
	4 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路の長さの差はできる限り小さく	有 無			
	5 線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある場合は、移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保(地方運輸局が認めた場合除く)	良 否			
3 駅舎等の出入口	1 床面に段差を設けない (7(遵守は8)の項の傾斜路を併設する場合はこの限りでない)	良 否			
	2 1以上の出入口については段差解消				
	*整備基準: 平坦でぬれでも滑りにくい仕上げとし、内外のすべりにくさは同等 *遵守基準: 平坦で濡れても滑りにくい床	良 否	材質( )		
	4 幅は90cm以上(構造上困難な場合は85cm以上)		cm		
	5 車椅子使用者のための停車区画を設ける場合にはその旨を見やすい方法により表示	有 無		—	
	6 出入口の上屋はコンコース・通路等が雨等によりぬれない構造	有 無		—	
4 駅舎等の駐車場(設ける場合)	1 車椅子使用者用駐車施設を1以上設置 全駐車台数200以下の場合1/50以上、200を超える場合1/100+2以上設置。(1未満の端数は切上げ)		台		—
	2 幅は350cm以上	良 否			
	3 駅舎等までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	良 否			
	4 車椅子使用者用駐車施設、又は付近に駅舎等への誘導表示を設置(JIS-Z8210に定められている場合はこれに適合)	有 無			
5 駅舎等の通路等	1 *整備基準: 幅は200cm以上 *遵守基準: 140cm以上(既存等で構造上困難な場合は車椅子が円滑に通行可能な構造とした上で120cm以上)		cm		
	2 床面に段差を設けない	良 否			
	3 壁面及び柱面の看板及び設置物を突出させない	良 否			
	4 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有 無			
	5 平坦でぬれでも滑りにくい仕上げ	良 否	材質( )		
6 駅舎等の出札、案内所等	1 カウンター下部に車椅子使用者の利用に支障ない空間の確保	有 無			
	2 出札、案内所等に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有 無			
	3 筆談用具等の準備及び当該用具のある旨を表示	有 無			
7 駅舎等の階段	1 主要な階段の踏面及びびけあげの寸法は一定	良 否			—
	2 主要な階段は回り階段でないこと	良 否	□直階段 □折れ曲がり階段		
	3 幅は120cm以上		cm		
	4 高さ300cm以内ごとに踊り場を設置	有 無			
	5 踏面は平坦でぬれでも滑りにくい仕上げ	良 否	材質( )		
	6 視覚障害者等が踏面の端部全体を識別しやすくつまぎにくい構造	良 否			
	7 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字表示	有 無			
	8 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有 無			
	9 階段下に視覚障害者等の歩行に必要な高さ、空間等の配慮	良 否			
	10 両側に立ち上がりの設置(側面が壁面の場合は不要)	有 無			
8 駅舎等の傾斜路	1 幅は120cm以上 *遵守基準: 段併設の場合90cm以上		cm		
	2 こう配 屋内1/12以下(16cm以下1/8)	1/			
	2 こう配 屋外1/20以下(16cm以下1/8、75cm以下1/12)	1/			
	3 高さ75cm以内ごとに、180cm以上の踊り場の設置 *遵守基準: 150cm以上	有 無			
	4 折り返し部分及び他の通路と出会う部分には、180cm以上の水平部分の設置 *遵守基準: 150cm以上	有 無			
	5 両側に35cm以上の立ち上がりを設置(側面が壁面の場合不要)	有 無			
	6 平坦で濡れても滑りにくい仕上げ	良 否	材質( )		
	7 こう配部分と接続する通路とを容易に識別できる	良 否			
8 屋外に設ける傾斜路には、上屋を設置	有 無			—	
9 駅舎等のエレベーター	1 改札口にできるだけ近い位置に設置	良 否			
	2 かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上 *遵守基準: 80cm以上		cm		
	3 かこの容量は11人乗り以上(既設駅舎等で構造上困難な場合、車椅子を転回せずに円滑に乗降できる機種設置の場合除く)		人乗り	理由:	
	4 高齢者、障害者等が支障なく利用できる附属設備・音声誘導装置等の設置	有 無	□付属設備 □音声誘導装置		
	5 乗降ロビーに車椅子が回転できる空間の確保	有 無			
	6 制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有 無			
6 かこの内外をお互いに視認できる構造	有 無	□ガラス窓 □画像表示設備			

**世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
特定公共的施設整備項目表（公共交通施設）**

整備項目	整備基準	整備内容等	(達)	(整)	
10 駅舎等のエスカレーター	1 改札口にてできるだけ近い位置に設置	良 否	—		
	2 上下専用	良 否	—		
	3 路面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げ	良 否			
	4 操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置	良 否			
	5 くし板	できるだけ薄く設置 原則として黄色で縁取り	良 否 有 無		
	6 前項に定めるエスカレーターの設置が困難な場合、車椅子対応型エスカレーターの設置	有 無	理由:		
	7 階段の端部全体が周囲と容易に識別できる	良 否			
	8 行先、昇降方向を知らせる音声案内装置の設置	有 無			
	9 エスカレーター上下端に近接する通路の床面に進入の可否の表示	有 無			
11 駅舎等の便所（設ける場合）	1 便所（男女別の場合はそれぞれ）は次に掲げるもの	有 無	—	—	
	① 便所への案内、誘導表示、男女別表示等を分かりやすく表示	有 無			
	② 平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良 否	材質( )		
	③ 出入口及び床面には段差を設けない	良 否			
	④ 出入口の幅は90cm以上 *遵守:85cm以上	cm			
	⑤ 大便器は1以上を腰掛けとし、手すり設置	箇所			
	⑥ 小便器は1以上を受け口の高さ35cm以下とし、手すり設置	箇所			
	⑦ 洗面器は1以上に手すり設置(車椅子使用者用以外)	箇所	—		
	⑧ オストメイト対応汚物流し等を設置した便房を1以上設置	箇所			
	⑨ ベビーチェア等を設置した便房を1以上設置	箇所			
	⑩ ベビーベッド等の設備を1以上設置	箇所			
	⑪ ⑧～⑩を設置した便所及び便所付近にその旨の表示 (*整備基準:JIS Z8210に定められているときはこれに適合)	有 無			
	2 便所内に次に掲げる車椅子使用者用便房を1以上設置し、便房及び便所の出入口その旨表示	有 無			
	ア 出入口の幅は90cm以上 *遵守:85cm以上	cm			
	イ 戸は車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	良 否			
	ウ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	良 否			
	エ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設置	良 否			
12 駅舎等の旅客待合所及び休憩施設（ベンチ等）	1 分かりやすく利用しやすい位置に設置	有 無			
	2 通路幅は140cm以上(構造上困難な場合は120cm以上)	cm			
	3 床面に段差を設けない(8の項の傾斜路を設ける場合除く)	良 否			
	4 床面は平たんで滑りにくい仕上げ	良 否	材質( )		
	5 壁面及び柱面の看板及び設置物を突出させない	良 否			
	6 車椅子使用者等が利用できる十分な広さを確保	良 否			
	7 高齢者、障害者等の利用しやすいベンチ等の設置	ベンチ テーブル 箇所 箇所	—		
	8 通路等又は乗降場に休憩設備を1以上設置	箇所			
	① 分かりやすく利用しやすい位置に休憩設備を設置し、通路等から休憩室への経路は高齢者、障害者等が円滑に利用できるもの	良 否		—	
	② 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ等を設置	箇所		—	
③ ②の設備に優先席を設ける場合、優先的に利用することができる者を表示する標識設置	有 無				
13 駅舎等の戸	1 幅は90cm以上 *遵守基準:85cm以上	cm			
	2 自動ドア又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	良 否			
	3 床面に段差を設けない	良 否			
14 駅舎等の案内板等	1 出入口付近に主要な設備の配置を表示した案内板の設置 (*遵守基準:主要な設備を容易に視認できる場合除く)	有 無			
	2 出入口付近に、周辺の施設等の案内板等を設置	有 無	—		
	3 駅舎等の要所に駅の名前を表示	有 無	—		
	4 路線の案内板、乗降場その他の主要な施設の案内板等を設置	有 無	—		
	5 移動等円滑化の措置がとられた設備の付近には、その存在を表示する標識の設置	有 無			
	6 わかりやすく車椅子使用者等に配慮した高さ	cm	←表示板面の中心高	—	
	7 案内板等の表示は文字の大きさ、色調、明度に配慮	有 無			
	8 案内板等の表記は平仮名、ピクトグラム、ローマ字等の併用 (JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有 無	□平仮名 □ピクトグラム(絵文字) □ローマ字等( )		
15 駅舎等の案内装置等	1 列車の到着及び通過、行き先を知らせる放送設備を設置	有 無	—		
	2 フラッシュ及び音声により聴覚障害者に緊急事態の発生を知らせるための点滅型誘導音装置付誘導灯を設置	有 無	—		
	3 連続した手すりの曲がり角及び端部付近に点字又は記号による案内表示	有 無	—		
	4 出入口付近に施設の配置を視覚障害者に示す設備の設置	有 無	□点字 □音声 □その他( )		
	5 乗降場に、列車の到着、通過、行き先を知らせるための文字による情報提供表示機を設置	有 無	—		
	6 列車の運行に関する情報を文字及び音声により提供するための設備の設置(代替措置がある場合除く)	有 無	□文字 □音声 □その他( ) 理由:		

**世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
特定公共的施設整備項目表（公共交通施設）**

整備項目	整備基準	整備内容等		(遵)	(整)	
16 視覚障害者誘導用ブロック	1 移動等円滑化経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロック又は音声等の誘導設備を設置 *遵守基準:ただし、視覚障害者を誘導する者が常駐する2以上の設備があり、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施される場合はその区間の通路は除く	有	無	<input type="checkbox"/> 視覚障害者誘導用ブロック <input type="checkbox"/> 音声誘導装置 <input type="checkbox"/> 遵守基準緩和		
	2 下記の間の経路を構成する通路に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 (*遵守基準:16-1のただし書きの経路を除く)	良	否			
	① 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター	有	無			
	② 駅舎等の設備を表示した設備等配置案内板等	有	無			
	③ 便所の出入口	有	無			
	④ 券売機及び出札	有	無			
	⑤ 案内所等	有	無			
	3 券売機から改札口までの経路及び改札口の通路に視覚障害者誘導用ブロックを1以上連続して敷設	有	無		—	
	4 下記の部分に点状ブロックを敷設	良	否			
	① 階段・傾斜路・エスカレーターの始末端部に近接する通路の床	有	無			
	② エレベーターの乗降ロビーの操作盤の前	有	無			
	③ 設備等配置点字案内板等の前	有	無			
	④ 便所の出入口の前	有	無			
	⑤ 券売機及び出札の前	有	無			
	⑥ 案内所等の前	有	無			
	5 敷設には目的地まで安全・確実に到達できるよう配慮	良	否			
	6 色は周辺の部分と輝度比において対比効果を発揮できるものとし、原則として黄色(状況に応じて色を選択)		色			
	7 視覚障害者が認識しやすい形状	有	無			
	8 材質は十分な強度、滑りにくく耐久性対磨耗性にすぐれたもの 退色又は輝度の低下が少ないこと	有	無	材質( )		
	17 駅舎等の手すり	1 主要な通路の両側に二段手すりを設置	有	無		—
2 傾斜路、階段等の両側に連続して二段手すりを設置 *遵守基準:一段手すりにできる		有	無			
3 手すりは、下記の構造		良	否		—	—
① 二段手すりの場合、下段が床面から65cm程度 上段が床面から85cm程度に設置				上段 cm 下段 cm		
② 一段手すりの場合は、床面から80cm程度に設置				cm		—
③ 手すりの形状は高齢者、障害者等が支障なく利用できるもの		良	否			
④ 手すりの材質は取付場所に合ったもの		良	否	材質( )		
⑤ 始末端部、分岐部等の要所に行き先、方面等を点字で表示		有	無			
4 便所、エレベーター等下記の移乗等動作補助用手すりを設置		有	無			
① 移乗等動作に応じて、水平型又は垂直型		良	否	<input type="checkbox"/> 水平型 <input type="checkbox"/> 垂直型	—	
② 手すりの形状は高齢者、障害者等が支障なく利用できるもの	良	否		—		
③ 手すりの材質は取付場所に合ったもの	良	否	材質( )	—		
18 駅舎等の券売機	1 金銭投入口等を車椅子使用者の手が届く高さに設置		cm			
	2 券売機カウンターに切込み又は蹴込み付券売機	有	無	<input type="checkbox"/> 切込み <input type="checkbox"/> 蹴込み付券売機		
	3 運賃等を点字で表示(機種により困難な場合は1以上を視覚障害者が支障なく利用できる機種)	有	無			
	4 運賃表は、内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさと高齢者、障害者に見やすい位置に設置	良	否		—	
19 駅舎等の公衆電話(設ける場合)	1以上を次に掲げる構造の台の上に設置	有	無		—	
	1 高さ70cm程度		cm		—	
20 駅前広場	2 台下部に高さ65cm以上、奥行き45cm程度の空間	有	無	高さ cm 奥行き cm	—	
	1 歩行者用通路は車道と分離	有	無		—	
	2 駅舎等の出入口付近に滞留空間・休憩施設の設置	有	無	<input type="checkbox"/> 滞留空間 <input type="checkbox"/> 休憩施設	—	
	3 歩行者用通路に視覚障害者誘導用ブロックの敷設	有	無		—	
	4 歩行者用通路は平坦でぬれも滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料( )	—	
	5 バス停留所を運行本数・路線数に応じて配置		路線数	本	停留所 箇所・降車場 箇所	—
	6 案内板、説明板、標識等の設置			箇所		—
	7 案内板等はわかりやすく車椅子使用者等に配慮した高さ		cm	←表示板面の中心高	—	
	8 案内板等の表示は文字の大きさ、色調、明度に配慮	良	否		—	
	9 案内板等の表記は平仮名、ピクトグラム、ローマ字等の併用 (JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有	無	<input type="checkbox"/> 平仮名 <input type="checkbox"/> ピクトグラム(絵文字) <input type="checkbox"/> ローマ字等( )	—	
21 自転車等駐車場	1 出入口は、車の通行等を考慮して安全な位置に設置	有	無		—	
	2 自転車等の入出庫は、入出が容易な構造	有	無		—	
	3 駐車方法は平置式	有	無		—	
	4 照明設備を設置	有	無		—	
	5 場内の見通しがきく	良	否		—	
	6 分かりやすい位置に案内板等を設置	有	無		—	
22 こせん橋	安全かつ円滑な移動に配慮した構造、配置等	良	否		—	

**世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
特定公共的施設整備項目表（公共交通施設）**

整備項目	整備基準			整備内容等	(遵)	(整)
23 踏切	1 歩行者が安全かつ円滑に通行できる通路部分を連続して確保	有	無		—	
	2 踏切の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保	有	無		—	
	3 踏切内は、平たんでぬれでも滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )	—	
	4 歩道等の踏切道手前部に点状ブロックによる注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に敷設し、注意喚起を行う点状ブロックに適切に誘導	有	無		—	
	5 踏切道内には、視覚障害者が車道及び線路に誤って侵入することを防ぐとともに、踏切の外に在ると誤認することを回避するため、表面に凹凸のついた誘導表示等(視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。)を設置。	有	無	形状( )	—	
24 鉄軌道駅の改札口	1 改札口通路のうち1以上の幅は90cm以上			cm		
	2 自動改札機への進入の可否をわかりやすく表示	良	否			
25 鉄道駅の乗降場	1 床面の水こぼ配は1/100程度とし、ぬれでも滑りにくい仕上げ	1/		材質( )		
	2 床面及びホーム先端のノンスリップタイルはぬれでも滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )		
	3 ホーム先端のノンスリップタイルはホーム縁端警告ブロックと対比するように配置	良	否		—	
	4 縁端及び両端にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設 (*遵守基準: ホームドア、ホームゲート等がある場合除く)	有	無	<input type="checkbox"/> 警告ブロック <input type="checkbox"/> 点状ブロック <input type="checkbox"/> ホームドア <input type="checkbox"/> ホームゲート		
	5 線路側以外の端部に、転落防止のための柵等の設置	有	無			
	6 乗降場と車両のすき間及び段差は最小限	良	否	すきま幅= mm		
	7 乗降に係る部分に上屋を設置	有	無		—	
	8 すべての車両の乗降口及び車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場にホームドア又はホームゲートの設置 (旅客の円滑な流動に支障がある場合: 視覚障害者の転落防止設備を設置)	有	無	<input type="checkbox"/> ホームドア <input type="checkbox"/> ホームゲート <input type="checkbox"/> 転落防止設備 理由:		
	9 25-8以外の乗降場にあつては、転落防止設備の設置	有	無	<input type="checkbox"/> ホームドア <input type="checkbox"/> ホームゲート <input type="checkbox"/> ホーム縁端警告ブロック等		
	10 列車の接近を文字及び音声で警告するための設備の設置。 代替措置がある場合は除く。	有	無	<input type="checkbox"/> 文字 <input type="checkbox"/> 音声 <input type="checkbox"/> その他( ) 理由:		
	11 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有	無			
	12 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には乗降場に位置の表示(乗降口の位置が一致していない場合を除く)	有	無	理由:		
26 軌道の停留所	1 乗降場は車椅子を回転させることができる幅を確保	有	無			
	2 平たんでぬれでも滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )		
	3 乗降場に至る経路及び乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設	有	無			
	4 乗降場の縁端及び両端に、ホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設	有	無			
	5 壁面及び柱面の看板及び設置物を突出させない	有	無	理由:		
27 バス停留所	1 分かりやすい場所に停留所の位置等を表示	有	無		—	
	2 行き先、経由地、運行予定表等を表示	有	無		—	
	3 バスターミナルに総合案内板(全体の運行系統、バス停留所等を表示)を設置	有	無		—	
	4 乗降場の床面はぬれでも滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )		
	5 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有	無		—	
	6 車両の通行、停留、駐車場所に接する乗降場の縁端に、視覚障害者の進入を防止するための設備を設置	有	無			
	7 停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造	有	無			
28 タクシー乗り場	1 タクシー乗り場である旨を表示	有	無		—	
	2 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有	無		—	

注記 1 整備内容等欄の□には、該当するものに○または▽を、その他は数値又は整備内容等を記入してください。  
2 数字は算用数字を用いてください。  
3 審査欄には記入しないでください。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
 特定公共的施設整備項目表(路外駐車場)

整備・遵守基準	不特定かつ多数の者が利用するもの		
整備項目	整備基準	整備内容等	審査欄
1 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	1 車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設を1以上設置	台 理由:	
	① 幅は350cm以上	cm	
	② 車椅子使用者用駐車施設かその付近にその旨表示	有 無	
	③ 傾斜部に設けない	良 否	
	④ 次項の経路ができるだけ短くなる位置に設置	良 否	
2 路外駐車場移動等円滑化経路	1 車椅子用駐車施設から道当までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路とする	良 否	
	2 路外駐車場移動等円滑化経路は次に掲げるものとする		
	① 段差を設けない	良 否	理由:
	② 出入口の幅は85cm以上	cm	
	③ 通路の幅は120cm以上	cm	
	④ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設置	有 無	
	⑤ 路面は平たんでぬれでも滑りにくい仕上げ	良 否	材質( )
	⑥ 排水溝、集水ます等を設けない (やむを得ず設ける場合は、つえ等が落ちない構造の蓋設置)	有 無	溝幅= mm
	⑦ 傾斜路は次に掲げるもの		
	幅は120cm以上(段併設の場合は90cm以上)	cm	
	勾配は1/20以下(*高さ16cm以下の場合1/8以下)	1/	
	高さ75cmごとに、150cm以上の踊場の設置	有 無	
	手すり設箇	有 無	
3 出入口付近に車椅子使用者等用駐車施設への経路の案内表示 (出入口から車椅子使用者等駐車施設を視認することができる場合を除く)	有 無		





### 3 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例

平成 19 年 3 月 14 日条例第 28 号  
最終改正：令和 5 年 6 月 27 日条例第 51 号

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等が特定建築物を安全で安心して円滑に利用しやすいように高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定により、特別特定建築物に追加する特定建築物その他必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

#### (特別特定建築物に追加する特定建築物)

第 3 条 法第 14 条第 3 項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校（令第 5 条第 1 号に規定する特定建築物を除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第 5 条第 9 号に規定する特定建築物を除く。）
- (4) 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設（令第 5 条第 11 号に規定する特定建築物を除く。）
- (5) 料理店

#### (特別特定建築物の建築の規模)

第 4 条 法第 14 条第 3 項の規定により条例で定める特別特定建築物（前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第 1 の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。）とする。

2 前項の規模に満たない特別特定建築物の建築については、当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計との合計が 2,000 平方メートル以上となる場合は、同項の規模を満たしているものとみなす。

#### (建築物移動等円滑化基準)

第 5 条 特別特定建築物のうち床面積の合計が 2,000 平方メートル未満の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第 11 条から第 24 条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち別表第 2 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計

の特別特定建築物（以下「中規模建築物」という。）を建築しようとする者は、当該中規模建築物を令第 19 条及び第 25 条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

3 前 2 項の規定は、当該建築をした特別特定建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

第 6 条 法第 14 条第 3 項の規定により条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 中規模建築物 次のア及びイに定めるもの並びに次条から第 15 条まで（第 13 条第 1 項第 5 号ア及びイ(ア)を除く。）及び第 16 条に定めるもの

ア 令第 11 条から第 13 条まで、第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 項、第 16 条、第 21 条（令第 20 条第 2 項の規定による案内設備又は同条第 3 項の規定による案内所を設ける場合に限る。）、第 22 条並びに第 24 条に規定する基準によるもの

イ 令第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる場合における移動等円滑化経路にあっては、同条第 2 項第 1 号（階から階に至る階段を除く。）、第 2 号、第 6 号及び第 7 号（同号イ中「百二十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同号ニ(1)中「段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートルとあるのは「九十センチメートル」と読み替えるものとする。）並びに同条第 3 項に規定する基準によるもの

(2) 中規模建築物以外の特別特定建築物 次条から第 16 条までに定めるもの

#### (廊下等)

第 7 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、階段、傾斜路等（以下「階段等」という。）の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるものとする。

#### (階段)

第 8 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち 1 以上は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) けあげの寸法は 18 センチメートル以下、踏面の寸法は 26 センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。
- (3) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、

手すりの幅は 10 センチメートルを限度としてないものとみなす。)は、120 センチメートル以上とすること。

2 前項の規定にかかわらず、中規模建築物及び特別特定建築物のうち床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の共同住宅(以下「中規模共同住宅」という。)における階段については、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。

3 前 2 項の規定は、令第 18 条第 2 項第 5 号に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

#### (便所)

第 9 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には段を設けないこととし(共同住宅については除く。)、並びに床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 前項の便所のうち 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものでなければならない。

(1) 別表第 3 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計である場合 ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所を 1 以上設け、当該便所及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

(2) 別表第 3 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計 1,000 平方メートル以上である場合 ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)

3 第 1 項の便所内に車椅子使用者用便所以外の便所を設ける場合には、そのうち 1 以上(男子用便所及び女子用便所の区別があるときは、それぞれの便所内の当該便所のうち 1 以上)は、次に掲げるものでなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。

- (1) 大便器のある便所に手すりを設けること。
- (2) 大便器は、腰掛便座とすること。

4 第 1 項の便所内に床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設ける場合には、そのうち 1 以上は、手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。

#### (浴室等)

第 10 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、床の

表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 浴室等のうち 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。ただし、中規模建築物及び中規模共同住宅については、この限りでない。

(3) 出入口は、次に掲げるものであること。ただし、中規模建築物及び中規模共同住宅については、この限りでない。

ア 幅は、85 センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

#### (敷地内の通路)

第 11 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるものとする。

#### (駐車場)

第 12 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、令第 18 条第 1 項第 3 号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。ただし、中規模建築物及び中規模共同住宅については、この限りでない。

#### (移動等円滑化経路等)

第 13 条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、85 センチメートル以上とすること(イに掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口並びに中規模建築物に設けられるものを除く。)

イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100 センチメートル以上(中規模建築物については、85 センチメートル以上)とすること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。

ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。

イ 階段の下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること(主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック

等の敷設が施設の利用に特に支障をきたす場合を除く。。

ウ 別表第4に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が5,000平方メートル以上のものにあつては、授乳及びおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上とすること。

イ 勾配は、12分の1を超えないこと。

ウ 手すりを設けること（令第13条第1号に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。

エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路は、次に掲げるものであること。

ア エレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあつては、90センチメートル以上とすること。

イ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸は、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、20分の1（中規模建築物については、傾斜路の高さが16センチメートルを超え75センチメートル以下のものにあつては12分の1、16センチメートル以下のものにあつては8分の1）を超えないこと。

(ウ) 手すりを設けること。

(エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

(オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。

ウ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築

物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。

2 建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。）に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち1以上を、令第18条第2項第1号から第6号まで及び前項第1号から第4号までの基準に適合させなければならない。ただし、中規模建築物については、この限りでない。

3 前項に規定する経路又はその一部が、移動等円滑化経路又はその一部となる場合にあつては、当該前項に規定する経路又はその一部については、同項の規定は適用しない。

4 令第18条第1項第1号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第5号の規定によることが困難である場合において、同項及び第2項の規定は、当該経路を建築物の車寄せから利用居室までの経路として適用する。

5 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号及び第1項第5号の規定によることが困難である場合（中規模建築物における場合に限る。）は、当該敷地内の通路については、令第18条第2項第1号の規定は適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が中規模建築物を円滑に利用することができる措置を講じなければならない。

#### （共同住宅）

第14条 共同住宅においては、道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあつては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、中規模共同住宅で、階数が3で戸数が29以下のもの及び階数が4で戸数が19以下のものにおける階から階に至る階段については、この限りでない。

(2) 当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。

(3) 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
- イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (4) 当該特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、令第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- イ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。
- ウ 傾斜路の高さが75センチメートルを超えるものにあつては、傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (5) 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降口ビームは、階数が3で戸数が30以上、階数が4で戸数が20以上及び階数が5以上の中規模共同住宅並びに床面積の合計が2,000平方メートル以上の共同住宅については、次に掲げるものであること。
- ア 籠は、各住戸、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車椅子を使用することができる奥行きがあること。
- エ 乗降口ビームは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車椅子を回転させることができる空間を確保すること。
- オ 籠内及び乗降口ビームには、車椅子使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。
- カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- キ 乗降口ビームに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- ク エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸は、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。
- (6) 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とすること。
- (7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第16条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
- イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。
- ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- (イ) 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。
- (ウ) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- (オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。
- オ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子利用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。
- 3 当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号アからオまでの規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅の車寄せ」とする。
- 4 特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は前条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあつては、当該特定経路となるべき経路又はその一部については、前3項の規定は適用しない。
- (ホテル又は旅館)
- 第14条の2 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第

- 122号)第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室(以下この条及び次条において「一般客室」という。)までの経路のうち1以上を、階段又は段を設けない経路(以下この条において「宿泊者特定経路」という。)にしなければならない。ただし、前条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーター又は同項第6号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。
- (1) 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第4号において同じ。)が15平方メートル未満の場合にあつては、70センチメートル以上)とすること。
- (3) 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)には、階段又は段を設けないこと。ただし、次のアからウまでに掲げる場合に依り、当該アからウまでに定める部分を除く。
- ア 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
- イ 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
- ウ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分
- (4) 第2号の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあつては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあつては、80センチメートル以上)とすること。
- 3 宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。
- 4 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第13条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあつては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又

はその一部については、第1項及び前項の規定は適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第15条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第1号において「増築等」という。)をする場合には、第7条から第13条までの規定(共同住宅にあつては第7条から第14条までの規定、前条第1項に規定するホテル又は旅館にあつては第7条から第13条まで及び前条の規定)は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸又は前条第1項に規定するホテル若しくは旅館の一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)又は前条第1項に規定するホテル若しくは旅館の一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(公立小学校等に関する読替え)

第15条の2 公立小学校等についての第7条から第13条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「公立小学校等」とする。

(条例で定めることにより特別特定建築物となるものに関する読替え)

第16条 第3条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第7条から第15条までの規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(制限の緩和)

第17条 第3条から第15条まで(第5条については、特別特定建築物のうち床面積の合計が500平方メートル未満のもの(中規模建築物を除く。))に限る。)の規定は、法令その他別に定めがあるもののほか、区長がこれらの規定によることなく高齢者、障

害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できると認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

**附 則**

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成 19 年 3 月世田谷区条例第 27 号)附則第 2 項の規定による廃止前の世田谷区福祉のいえ・まち推進条例(平成 7 年 11 月世田谷区条例第 68 号)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物については、第 4 条から第 15 条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、令附則第 4 条に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例の規定は適用せず、なお従前の例による。

**附 則 (平成 19 年 10 月 1 日条例第 49 号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和元年 12 月 9 日条例第 67 号)**

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 15 条の規定は、施行日以後に着手する増築又は改築(以下「増築等」という。)について適用し、施行日前に着手した増築等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第 4 条第 1 項に規定する特別特定建築物をいう。)で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)附則第 4 条第 5 号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第 15 条の規定は適用しない。

**附 則 (令和 3 年 3 月 9 日条例第 19 号)**

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 3 年 6 月 14 日条例第 61 号)**

- 1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条、第 6 条、第 13 条及び第 17 条の規定は、施行日以後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第 4 条第 1 項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。)にすることを含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に着手した建築については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)附則第 4

条第 4 号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第 5 条、第 6 条、第 13 条及び第 17 条の規定は適用しない。

**附 則 (令和 5 年 6 月 27 日条例第 51 号)**

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第 4 条第 1 項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。)にすることを含む。以下この項において同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)附則第 4 条第 5 号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例の規定は適用しない。

別表第 1 (第 4 条関係)

特別特定建築物	床面積の合計
学校	
病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)	
集会場(1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。 )又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	

自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	500 平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000 平方メートル以上
集会場（すべての集会室の床面積が 200 平方メートル以下のものに限る。）	
展示場	
ホテル又は旅館	
共同住宅	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

備考 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。

別表第 2（第 5 条関係）

特別特定建築物	床面積の合計
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	200 平方メートル以上 500 平方メートル未満
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	

別表第 3（第 9 条関係）

特別特定建築物	床面積の合計
幼稚園	200 平方メートル以上
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（1 の集会室の床面積が 200 平方メートルを超えるものに限る。）又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	500 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000 平方メー

集会場（すべての集会室の床面積が 200 平方メートル以下のものに限る。）	トル以上
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

別表第 4（第 13 条関係）

病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）
劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会場又は公会堂
展示場
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル又は旅館
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
博物館、美術館又は図書館

# 移動等円滑化基準チェックシート1(共同住宅・宿泊施設等は除く)

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令)

条例：世田谷区バリアフリー建築条例(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例)

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設★1(移動等円滑化経路を含む)  
 (視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る (特)不特定多数の者が利用する建築物で床面積2,000㎡以上

建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和措置	備考	審査
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		2 (視)階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有1	※1	
		3 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保	有2		
階段 令12、条例8		1 手すりの設置(踊場を含む)		有3	
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		3 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
		5 (視)段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等を敷設	有4	※1	
		6 主たる階段は回り階段でないこと	有5		
		7 けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする	有3		
		8 階段の幅120cm以上	有3		
傾斜路(屋内) 令13		1 勾配が1/12を超え、又は高さ16cmを超えるの傾斜がある部分に手すりの設置			
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 (視)傾斜がある部分の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有6	※1	
便所 令14、条例9		1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)		※2	
		① 腰掛便座、手すり等の適切な設置、車椅子使用者が利用できる空間の確保がされている便房を一以上設置		※3	
		② オストメイト対応設備が設置されている便房を一以上設置			
		2 小便器を設ける場合、床置き式等の小便器(受け口の高さ35cm以下)を一以上設置し、そのうち一以上に手すりの設置		※4	
		3 出入口及び床面には段差を設けない		※2	
		4 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		※2	
		5 ベビーチェア等の設備を設けた便房を設置し、便所の出入口にその旨表示		※5	
6 ベビーベッド等の設備を設置し、便所の出入口にその旨表示	有7	※5			
7 車椅子使用者用便房以外の便房は次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	① 大便器のある便房に手すりの設置		※6		
	② 大便器は腰掛便座				
浴室等 条例10		1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		※7	
		2 次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)		※7	
		① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置			
		② 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保			
③ 出入口の幅85cm以上					
④ 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし					
敷地内の通路 (屋外) 令16、条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		2 段がある部分は次に掲げるもの			
		① 手すりの設置			
		② 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造					
3 傾斜路は次に掲げるもの					
① 勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超えかつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置					
② 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる					
4 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保	有2				
駐車場 令17、条例12		1 次に掲げる車椅子使用者用駐車施設を一以上設置		※8	
		① 幅350cm以上			
② 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路をできるだけ短くし、誘導表示を設置					
標識 令19		1 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識を設置		※9	
案内設備 令20		1 建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	有8,9		
		2 " EVその他の昇降機、便所の配置を点字等で視覚障害者に示すための設備の設置	有9	※10	
案内設備までの経路 令21		1 (視)道等から案内設備等までの経路を一以上次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路とする	有10		
		① 線状ブロック、点状ブロック等を適切に敷設又は音声装置等の設置	有11	※1	
		② 車路及び段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有12	※1	

- ※1 突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの
- ※2 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※3 平成18年国土交通省告示第1496号参照(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
- ※4 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合
- ※5 対象となる用途と規模が限定されている。詳しくは、条例第9条第2項(1)、(2)及び別表第3参照
- ※6 条例第9条第1項の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合
- ※7 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
- ※8 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※9 平成18年国土交通省令第113号(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの))
- ※10 平成18年国土交通省告示第1491号参照(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)
- ※11 対象となる用途と規模が限定されている。詳しくは、条例13条1項(2)ウ及び別表第4参照

★1 令第24条・条例第16条による読み替えにより、多数の者が利用する条例で追加した特定建築物の建築物特定施設も対象  
 ★2 条例第13条第2項(幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋貸衣装屋等サービス業を営む店舗)



移動等円滑化経路とは？ 令18①	①道等から利用居室までの経路(一部の建築物(★2)は、地上階とその直上・直下階のみに利用居室がある場合は除外規定有) ②利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車椅子使用者用便房までの経路 ③利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車椅子使用者用駐車施設までの経路
---------------------	--

**移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設**

(移動等円滑化経路の場合、左表に掲げる基準に加えて、以下に掲げる基準を満たさなければならない)

建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)	緩和措置	備考	審査
段差の禁止 令18②一		1 移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと ⇒傾斜路、EVその他の昇降機を設ける場合はこの限りではない			
出入口 令18②二 条例13①(1)		1 幅85cm以上(直接地上に通じる出入口・EVの籠・昇降路の出入口を除く) 2 直接地上に通じる出入口の幅は100cm以上 3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
廊下等 令18②三 条例13①(2)		1 幅140cm以上 2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所を設けること 3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし 4 (視)階段の下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設 5 授乳及びおむつ交換のできる場所を設置		有13 ※1 有14 ※11	
傾斜路(屋内) 令18②四 条例13①(3)		1 幅140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上) 2 勾配は1/12を超えないこと 3 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置 4 手すりの設置 5 両側に側壁又は立上りの設置 6 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置			
エレベーター及び乗降ロビー 令18②五 条例13①(4)		1 利用居室、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用便房のある階、地上階に停止すること 2 籠・昇降路の出入口の幅80cm以上(建築物の床面積5,000㎡を超える場合は90cm以上) 3 籠の奥行き135cm以上 4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き150cm以上 5 籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置 6 籠内に、停止する予定の階、籠の現在位置を表示する装置の設置 7 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置 8 籠及び昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置 9(特) 籠の幅140cm以上 10(特) 車椅子の転回に支障のない構造 11(視) 籠内に、到着する階・出入口の閉鎖を知らせる音声装置の設置 12(視) 籠及び乗降ロビーの制御装置は、点字表示等視覚障害者が円滑に操作できる構造 13(視) 籠又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置		有15 有16 有17 有16	
特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機 令18②六		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること			
敷地内の通路(屋外) 令18②七 条例13①(5)		1 幅140cm以上 2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所を設けること 3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし 4 傾斜路は次に掲げるもの ① 幅140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上) ② 勾配1/20以下 ③ 手すりの設置 ④ 両側に側壁又は立上りの設置 ⑤ 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置 5 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車椅子使用者等の通行に支障のないもの			

- 有1 平成18年国土交通省告示第1497号第1(①勾配が1/20以下の傾斜②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③自動車の駐車施設内)
- 有2 条例第7条、第11条(構造上やむを得ず確保出来ない場合は、視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるもの)
- 有3 条例第8条第3項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置は適用外(階段の手すりは踊場のみ適用除外))
- 有4 平成18年国土交通省告示第1497号第2 (①自動車の駐車施設内②段がある部分と連続した手すりを設置)
- 有5 令第12条第6号(回り階段以外の空間確保が困難であるときを除く)
- 有6 平成18年国土交通省告示第1497号第3 (①勾配が1/20以下の傾斜②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③自動車の駐車施設内④傾斜がある部分と連続した手すりを設置)
- 有7 条例第9条第2項(2)(他におむつ交換のできる場所を設ける場合を除く)
- 有8 令第20条第1項(当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く)
- 有9 令第20条第3項(案内所を設ける場合)
- 有10 平成18年国土交通省告示第1497号第4  
(①自動車の駐車施設内②案内所から出入口を容易に視認可能かつ道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合)
- 有11 令第21条第2項第1号(進行方向を変更することが必要ない風除室を除く)
- 有12 平成18年国土交通省告示第1497号第5(①勾配が1/20以下の傾斜②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③段もしくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等)
- 有13 条例第13条第1項(2)イ(①自動車駐車施設内②点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障をきたす場合)
- 有14 条例第13条第1項(2)ウ(他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合)
- 有15 条例第13条第1項(4)イ(①常時勤務する者が同乗する場合②監視用カメラを設ける場合③聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合)
- 有16 平成18年国土交通省告示第1494号(自動車の駐車施設内)
- 有17 平成18年国土交通省告示第1493号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)、同告示第1494号(自動車の駐車施設内)

## 移動等円滑化基準チェックシート2(中規模建築物用(200㎡以上500㎡未満の店舗等))

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令)

条例：世田谷区バリアフリー建築条例(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例)

**不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設★1(移動等円滑化経路を含む)**  
(視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る

建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和規定	備考	審査
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		2 (視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有1	※1	
		3 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保	有2		
階段 令12、条例8		1 手すりの設置(踊場を含む)		有3	
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		3 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
		5 (視) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設	有4	※1	
		6 主たる階段は回り階段でないこと	有5		
		7 けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とする	有3		
傾斜路(屋内) 令13		1 勾配が1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置			
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 (視) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有6	※1	
便所 令14、条例9		1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)			※2
		① 腰掛便座、手すり等の適切な設置、車椅子使用者が利用できる空間の確保がされている便所を一以上設置			※3
		2 小便器を設ける場合、床置き式等の小便器(受け口の高さ35cm以下)を一以上設置し、そのうち一以上に手すりの設置			※4
		3 出入口及び床面には段差を設けない			※2
		4 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			※2
		5 車椅子使用者用便所以外の便所は次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)			※5
敷地の内通路(屋外) 令16、条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		2 段がある部分は次に掲げるもの			
		① 手すりの設置			
		② 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
		3 傾斜路は次に掲げるもの			
		① 勾配1/12を超え、又は、高さ16cmを超えかつ勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置			
		② 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
4 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保		有2			
標識 令19		1 移動等円滑化の措置がされたEV、便所の付近にその施設があることを表示する標識を設置			※6
案内設備までの経路(設置した場合) 令21		1 (視) 道等から案内設備までの経路を一以上次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路とする	有7		
		① 線状ブロック、点状ブロック等を適切に敷設又は音声装置等の設置	有8	※1	
		② 車路及び段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有9	※1	
浴室等 条例10		1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			※7
		2 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されている浴室等を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)			※7

★1 令第24条・条例第16条による読み替えにより、多数の者が利用する条例で追加した特定建築物の建築物特定施設も対象

※1 突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの
※2 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
※3 平成18年国土交通省告示第1496号参照(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便所)
※4 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合
※5 条例第9条第1項の便所内に車椅子使用者用便所以外の便所を設ける場合
※6 平成18年国土交通省令第113号参照(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの))
※7 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
※8 移動等円滑化経路②③に該当する経路の場合、階から階に至る階段を除く(条例第6条第1号イ参照)
※9 移動等円滑化経路①に該当する経路の場合(令第25条第1項参照)

移動等円滑化経路とは？ 令25① 条例6-イ	①道等から利用居室までの経路(地上階またはその直上階もしくはその直下階のみ利用居室がある場合にあっては、当該地上階とその直上階または直下階との間の階段を除く) ②利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車椅子使用者用便房までの経路 ③利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車椅子使用者用駐車施設までの経路
------------------------------	---

**移動等円滑化経路等を構成する建築物特定施設**  
 (移動等円滑化経路等の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)

建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)	緩和規定	備考	審査
段差の禁止 令18②一、条例5②		1 移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を設ける場合はこの限りではない		※8	
出入口 令18②二 条例13①(1)		1 幅80cm以上 2 直接地上に通じる出入口の幅85cm以上 3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
廊下等 令18②三		1 幅90cm以上 2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所を設けること 3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし		※9	
傾斜路(屋内) 令18条②四		1 幅90cm以上 2 勾配 1/12以下(高さ16cm以下の場合は勾配1/8以下) 3 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		※9	
エレベーター及び乗降ロビー 令18②五 条例13①(4)		1 利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること 2 籠・昇降路の出入口の幅80cm以上 3 籠の奥行き135cm以上 4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き150cm以上 5 籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置 6 籠内に、停止する予定の階、籠の現在位置を表示する装置の設置 7 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置 8 籠及び昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置 9(視) 籠内に、到着する階・出入口の閉鎖を知らせる音声装置の設置 10(視) 籠及び乗降ロビーの制御装置は、点字表示等視覚障害者が円滑に操作できる構造 11(視) 籠又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置		※9 ※9 ※9 ※9 ※9 ※9 有10 有11 有12 有11	※9 ※9 ※9 ※9 ※9 ※9 ※9 ※9 ※9
特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機 令18②六		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること			
敷地内の通路(屋外) 令18②七 条例13①(5)		1 幅90cm以上 2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所を設けること 3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし 4 傾斜路は次に掲げるもの ① 幅90cm以上 ② 勾配1/20以下(高さ16cmを超え高さ75cm以下の場合は勾配1/12以下、高さ16cm以下の場合は勾配1/8以下) ③ 手すりの設置 ④ 両側に側壁又は立上りの設置 5 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車椅子使用者等の通行に支障のないもの			

- 有1 平成18年国交省告示第1497号第1(①勾配が1/20以下の傾斜②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③自動車の駐車施設内)
- 有2 条例第7条、第11条(構造上やむを得ず確保出来ない場合は、視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるもの)
- 有3 条例第8条第3項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置は適用外(階段の手すりは踊場のみ適用除外))
- 有4 平成18年国交省告示第1497号第2 (①自動車の駐車施設内②段がある部分と連続した手すりを設置)
- 有5 令第12条第6号(回り階段以外の空間確保が困難であるときを除く)
- 有6 平成18年国交省告示第1497号第3  
(①勾配が1/20以下の傾斜②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③自動車の駐車施設内④傾斜がある部分と連続した手すりを設置)
- 有7 平成18年国交省告示第1497号第4  
(①自動車の駐車施設内②案内所から出入口を容易に視認可能かつ道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合)
- 有8 令第21条第2項第1号(進行方向を変更することが必要ない風除室を除く)
- 有9 平成18年国交省告示第1497号第5  
(①勾配が1/20以下の傾斜②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③段もしくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等)
- 有10 条例第13条第1項(4)イ(①常時勤務する者が同乗する場合②監視用カメラを設ける場合③聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合)
- 有11 平成18年国交省告示第1494号(自動車の駐車施設内)
- 有12 平成18年国交省告示第1493号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)、同告示第1494号(自動車の駐車施設内)

### 移動等円滑化基準チェックシート3(共同住宅用(2,000㎡以上))

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令)

条例：世田谷区バリアフリー建築条例(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例)

多数の者(令第24条・条例第16条による読み替えにより)が利用する建築物特定施設(移動等円滑化経路・特定経路を含む)					
建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和規定	備考	審査
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保	有1		
階段 令12、条例8		1 手すりの設置(踊場を含む) 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 5 主たる階段は回り階段でないこと 6 けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする 7 階段の幅120cm以上	有2     有3 有2 有2		
傾斜路(屋内) 令13		1 勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
便所 令14、条例9		1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) ① 腰掛便座、手すり等の適切な設置、車椅子使用者が利用できる空間の確保がされている便所を一以上設置 ② オストメイト対応設備が設置されている便所を一以上設置 2 小便器を設ける場合、床置き式等の小便器(受け口の高さ35cm以下)を一以上設置 3 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		※1 ※2 ※3 ※1	
敷地内の通路(屋外) 令16、条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 段がある部分は次に掲げるもの ① 手すりの設置 ② 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる ③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 3 傾斜路は次に掲げるもの ① 勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置 ② 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保			有1
駐車場 令17、条例12		1 次に掲げる車椅子使用者用駐車施設を一以上設置 ① 幅350cm以上 ② 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路をできるだけ短くし、誘導表示を設置		※4	
標識 令19		1 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識を設置		※5	
案内設備 令20		1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置 ① 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置 ② 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所の配置を点字等で視覚障害者に示す設備の設置		有4・5 有5	※6

不特定多数の者又は主として高齢者障害者等が利用する次の建築物特定施設を設ける場合 移動等円滑化経路のチェックが必要(チェックシート1を添付する)	便所、集会室、駐車場
---	------------

- ※1 多数の者が利用する便所を設ける場合
- ※2 平成18年国土交通省告示第1496号参照(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
- ※3 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合
- ※4 多数の者が利用する駐車場を設ける場合
- ※5 平成18年国土交通省令第113号参照(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの))
- ※6 平成18年国土交通省告示第1491号参照(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)
- ※7 条例14条第2項(5)(対象が限定:階数3で戸数30以上、階数4で戸数20以上、階数5以上の場合)

特定経路とは？ (条例14①)	道等から各住戸までの一以上の多数の者が円滑に利用できる経路 (地上階又は、その直上階もしくは直下階のみに住戸がある場合は、地上階にある住戸までの経路)
--------------------	--

**特定経路を構成する建築物特定施設（特定経路に追加される基準）**

建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準（特定経路）	緩和規定	備考	審査
段差の禁止 条例14②(1)		1 特定経路上には、階段又は段を設けないこと ⇒傾斜路、EVその他の昇降機を設ける場合はこの限りではない			
出入口 条例14②(2)		1 幅80cm以上 2 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし 3 床面は、平坦で滑りにくい仕上げ			
廊下等 条例14②(3)		1 幅120cm以上 2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所を設けること 3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
傾斜路(屋内) 条例14②(4)		1 幅120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上) 2 勾配は1/12を超えないこと(高さ16cm以下のものは、1/8を超えないこと) 4 高さ75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置 5 両側に側壁又は立上りの設置 6 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置			
エレベーター及び乗降ロビー 条例14②(5)		1 各住戸、車椅子利用者用便所又は車椅子利用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること 2 籠・昇降路の出入口の幅80cm以上 3 籠の奥行き115cm以上 4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き150cm以上 5 籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用することができる位置に制御装置の設置 6 籠内に、停止する予定の階、籠の現在位置を表示する装置の設置 7 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置 8 籠及び昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置		※7 ※7 ※7 ※7 ※7 ※7 有6 ※7	
特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機 条例14②(6)		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること			
敷地内の通路(屋外) 条例14②(7)		1 幅120cm以上 2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所を設けること 3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし 4 傾斜路は次に掲げるもの ① 幅120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上) ② 勾配は1/12を超えないこと(高さ16cm以下のものは、1/8を超えないこと) ③ 高さ75cmを超える場合(勾配1/20を超える場合に限り)は、傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置 ④ 両側に側壁又は立上りの設置 ⑤ 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置 5 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車椅子使用者等の通行に支障のないもの			

- 有1 条例第7条、第11条(構造上やむを得ず確保出来ない場合は、視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるもの)
- 有2 条例第8条第3項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置は適用外(階段の手すりは踊場のみ適用除外))
- 有3 令第12条第6号(回り階段以外の空間確保が困難であるときを除く)
- 有4 令第20条第1項(当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く)
- 有5 令第20条第3項(案内所を設ける場合)
- 有6 条例第14条第2項(5)ク(①常時勤務する者が同乗する場合②監視用カメラを設ける場合③聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合)

## 移動等円滑化基準チェックシート4(共同住宅用(1,000㎡以上2,000㎡未満))

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令)

条例：世田谷区バリアフリー建築条例(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例)

多数の者(令第24条・条例第16条による読み替えにより)が利用する建築物特定施設(移動等円滑化経路・特定経路を含む)					
建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和規定	備考	審査
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保	有1		
階段 令12、条例8		1 手すりの設置(踊場を含む) 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 5 主たる階段は回り階段でないこと 6 けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とする	有2    有3 有2		
傾斜路(屋内) 令13		1 勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
便所 令14、条例9		1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) ① 腰掛便座、手すり等の適切な設置、車椅子使用者が利用できる空間の確保がされている便房を一以上設置 ② オストメイト対応設備が設置されている便房を一以上設置 2 小便器を設ける場合、床置き式等の小便器(受け口の高さ35cm以下)を一以上設置 3 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		※1 ※2 ※3 ※1	
敷地内の通路(屋外) 令16、条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 段がある部分は次に掲げるもの ① 手すりの設置 ② 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる ③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 3 傾斜路は次に掲げるもの ① 勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置 ② 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保			有1
駐車場 令17		1 次に掲げる車椅子使用者用駐車施設を一以上設置 ① 幅350cm以上 ② 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路をできるだけ短くなる位置に設置		※4	
標識 令19		1 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識を設置		※5	
案内設備 令20		1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置 ① 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置 ② 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所の配置を点字等で視覚障害者に示す設備の設置		有4・5 有5	※6

不特定多数の者又は主として高齢者障害者等が利用する次の建築物特定施設を設ける場合 移動等円滑化経路のチェックが必要(チェックシート1を添付する)	便所、集会室、駐車場
---	------------

※1 多数の者が利用する便所を設ける場合

※2 平成18年国土交通省告示第1496号参照(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)

※3 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合

※4 多数の者が利用する駐車場を設ける場合

※5 平成18年国土交通省令第113号参照(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの))

※6 平成18年国土交通省告示第1491号参照(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)

※7 条例14条第2項(5)(対象が限定:階数3で戸数30以上、階数4で戸数20以上、階数5以上の場合)

特定経路とは？ (条例14①)	道等から各住戸までの一以上の多数の者が円滑に利用できる経路 (地上階又は、その直上階もしくは直下階のみに住戸がある場合は、地上階にある住戸までの経路)
--------------------	--

**特定経路を構成する建築物特定施設（特定経路に追加される基準）**

建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準（特定経路）	緩和規定	備考	審査
段差の禁止 条例14②(1)		1 特定経路上には、階段又は段を設けないこと ⇒傾斜路、昇降機を設ける場合、又は中規模共同住宅で、階数が3で戸数が29以下のもの及び階数が4で戸数が19以下のものにおける階から階に至る階段についてはこの限りではない			
出入口 条例14②(2)		1 幅80cm以上 2 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし 3 床面は、平坦で滑りにくい仕上げ			
廊下等 条例14②(3)		1 幅120cm以上 2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所を設けること 3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
傾斜路(屋内) 条例14②(4)		1 幅120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上) 2 勾配は1/12を超えないこと(高さ16cm以下のものは、1/8を超えないこと) 4 高さ75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置 5 両側に側壁又は立上りの設置 6 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置			
エレベーター及び乗降ロビー 条例14②(5)		1 各住戸、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること 2 籠・昇降路の出入口の幅80cm以上 3 籠の奥行きは、車椅子を使用することができる奥行きを確保 4 乗降ロビーは、車椅子を回転させることができる空間を確保 5 籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用することができる位置に制御装置の設置 6 籠内に、停止する予定の階、籠の現在位置を表示する装置の設置 7 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置 8 籠及び昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置		※7 ※7 ※7 ※7 ※7 ※7 有6	※7 ※7 ※7 ※7 ※7 ※7 ※7
特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機 条例14②(6)		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること			
敷地内の通路(屋外) 条例14②(7)		1 幅120cm以上 2 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし 3 傾斜路は次に掲げるもの ① 幅120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上) ② 勾配は1/12を超えないこと(高さ16cm以下のものは、1/8を超えないこと) ③ 高さ75cmを超える場合(勾配1/20を超える場合に限り)、傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置 ④ 両側に側壁又は立上りの設置 4 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車椅子使用者等の通行に支障のないもの			

- 有1 条例第7条、第11条(構造上やむを得ず確保出来ない場合は、視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるもの)
- 有2 条例第8条第3項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置は適用外(階段の手すりは踊場のみ適用除外)
- 有3 令第12条第6号(回り階段以外の空間確保が困難であるときを除く)
- 有4 令第20条第1項(当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く)
- 有5 令第20条第3項(案内所を設ける場合)
- 有6 条例第14条第2項(5)ク①常時勤務する者が同乗する場合②監視用カメラを設ける場合③聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合)

# 建築物移動等円滑化基準チェックシート5（宿泊施設用）

令和5年10月改訂

令：バリアフリー令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令）

条例：世田谷区バリアフリー建築条例（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例）

移動等円滑化経路とは？ （令第18条第1項） （条例第13条第2項）	1 道等から利用居室までの経路（一部の建築物（☆☆）を除き、地上階とその直上・直下階のみ利用居室がある場合の移動経路も対象） 2 利用居室（利用居室等がない場合は道等）から車椅子使用者用便房までの経路 3 車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室等がない場合は道等）までの経路 4 一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路（当該公共歩廊又は敷地にある部分のみ）
宿泊者特定経路とは？ （条例第11条の2第1項）	1 道等から一般客室までの経路 2 車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路 ※ 移動等円滑化経路と重なる部分は、移動等円滑化経路が優先される

☆☆ バリアフリー条例第13条第2項（幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋貸衣装屋等サービス業を営む店舗）

● 車椅子使用者用客室は、利用居室であり、当該客室までの経路は移動等円滑化経路  
 ・ 車椅子使用者用客室までの経路（移動等円滑化経路）⇒チェックシート1「建築物移動等円滑化基準（移動等円滑化経路）」表  
 ・ 車椅子使用者用客室⇒チェックシート5「車椅子使用者用客室」表

### 【車椅子使用者用客室】

建築物特定施設条：条例付加規定	チェック	建築物移動等円滑化基準（一般義務基準）	緩和措置	審査
車椅子使用者用客室 令15 条例13①ー	1	ホテル、旅館で客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置		
	2	客室の出入口の幅（開放時有効）85cm以上（※客室の出入口は移動等円滑化経路に該当し、条例10条第1項第一号イが適用）		
	3	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの		1
	①	便所内に車椅子使用者用便房を設置（※1）		
	②	車椅子使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅（開放時有効）80cm以上		
	③	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
	4	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの		2
	①	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造（※2）		
	②	出入口幅（開放時有効）80cm以上		
	③	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		

※1 国交省告示第1496号（腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房）

※2 国交省告示第1495号（浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造）

#### 【緩和措置】

- 1 バリアフリー令第15条2項1号（同一階に不特定かつ多数者が利用する便所（男女別の場合はそれぞれ）がー以上ある場合）
- 2 バリアフリー令第15条2項2号（不特定かつ多数者が利用する車椅子使用者用浴室等（男女別の場合はそれぞれ）がー以上ある場合）

● 一般客室※3は、利用居室ではないため、当該客室までの経路は宿泊者特定経路  
 ・ 一般客室までの経路（宿泊者特定経路）⇒チェックシート3「建築物移動等円滑化基準（宿泊者特定経路）」表  
 ・ 一般客室⇒チェックシート3「一般客室」表

整備項目	チェック	宿泊者特定経路を構成する建築物特定施設（宿泊者特定経路に追加される基準）	緩和措置	審査
段差の禁止 条例14の2①	1	宿泊者特定経路上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く		
傾斜路（屋内） 条例14の2① （条例14②四）	1	幅 120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）		
	2	勾配 1/12以下（高さ16cm以下の場合は、1/8以下）		
	3	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		
	4	両側に側壁又は立上りの設置		
	5	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		
エレベーター及び昇降ロビー 条例14の2① （条例14②五）	1	各住戸、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること		
	2	かご・昇降路の出入口の幅（開放時有効）80cm以上		
	3	かごの奥行き 115cm以上		
	4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上		
	5	かご及び乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置		
	6	かご内に、停止予定階、かごの現在位置を表示する装置の設置		
	7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置		
特殊な構造又は使用形態の昇降機 条例14の2①	1	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		

整備項目	チェック	整備内容	緩和措置	審査
一般客室 条例14条の2② （和室部分を除く）	1	客室の出入口の幅（開放時有効）80cm以上		
	2	15㎡以上の客室内のー以上の便所及びー以上の浴室等の出入口の幅（開放時有効）75cm以上	3	
		15㎡未満の客室内のー以上の便所及びー以上の浴室等の出入口の幅（開放時有効）70cm以上	3	
	3	客室内には、階段又は段を設けない。ただし、次に掲げる部分は除く。 ① メゾネット型客室で、廊下から客室に入る階以外の階の部分及び当該階への移動に係る階段又は段の部分 ② 勾配1/12以下の傾斜路を併設された階段又は段の部分 ③ 浴室等の内側で防水上必要な最低限の高低差		
	4	15㎡以上の客室内の便所及び浴室等の出入口に接する通路等の幅100cm以上 15㎡未満の客室内の便所及び浴室等の出入口に接する通路等の幅80cm以上	3 3	

【緩和措置】 3 和室部分および同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く

● 全ての客室までの経路は、不特定多数の者が利用するため一般義務基準適合  
 ・ 全ての客室までの経路⇒チェックシート1「建築物移動等円滑化基準（一般義務基準）」表



## 4 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

平成 10 年 9 月 30 日規則第 100 号  
最終改正：令和 3 年 3 月 31 日規則第 71 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）の施行について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成 19 年 3 月世田谷区条例第 28 号。以下「区条例」という。）及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）に基づき、区が処理することとされた高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成 15 年東京都条例第 155 号。以下「都条例」という。）に規定する特別特定建築物に係る制限の緩和の認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関する報告)

第 2 条 令第 30 条第 1 項の規定による特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（法第 14 条第 3 項の規定による条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関する報告は、特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書（第 1 号様式）に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に行うものとする。

2 令第 30 条第 2 項の規定による建築物特定事業が実施されるべき特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関する報告は、建築物特定事業が実施されるべき特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書（第 1 号の 2 様式）に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に行うものとする。

### (建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査)

第 2 条の 2 法第 17 条第 3 項の規定による計画の認定（以下「特定建築物の計画の認定」という。）又は法第 18 条第 1 項の規定による計画の変更の認定（法第 22 条の 2 第 5 項において準用する場合を除く。以下「特定建築物の計画の変更認定」という。）を受けようとする者は、法第 17 条第 4 項（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申出をする場合で、当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請をする場合に、同法第 6 条の 3 第 1 項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合

するかどうかの確認審査を要するものであるときは、区長が特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第 7 項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 3 条の 7 第 1 項第 1 号口(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定を受けようとする者は、法第 17 条第 4 項の規定による申出に併せて、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 9 条の 3 の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

### (計画の通知)

第 3 条 法第 17 条第 5 項（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第 2 号様式）に建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）を添えて、建築主事に行うものとする。

### (計画の変更)

第 4 条 特定建築物の計画の変更認定又は法第 22 条の 2 第 5 項において準用する法第 18 条第 1 項に規定する計画の変更の認定（以下「協定建築物の計画の変更認定」という。）を受けようとする者は、変更認定申請書（第 3 号様式）の正本及び副本（法第 18 条第 2 項において準用する法第 17 条第 4 項の規定により適合通知を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請書の正本及び副本並びに建築確認申請書の正本及び副本）に省令第 10 条第 2 項に規定する通知書（以下「認定通知書」という。）並びに当該計画の変更に係る書類及び図面を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請について認定をしたときは、変更認定通知書（第 4 号様式）に変更認定申請書の副本（法第 18 条第 2 項において準用する法第 17 条第 7 項の規定により適合通知を受けて計画の変更認定をした場合にあっては、変更認定申請書の副本及び当該適合通知に係る書類に添えられた建築確認申請書の副本）を添えて、申請をした者に通知するものとする。

### (建築主等の変更)

第 5 条 特定建築物の計画の認定を受けた計画（特定建築物の計画の変更認定を受けた場合にあっては、

その変更後のもの)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)又は法第22条の2第4項の規定による計画の認定(以下「協定建築物の計画の認定」という。)を受けた計画(協定建築物の計画の変更認定があったときは、その変更後のもの)に係る協定建築物(以下「認定協定建築物」という。)の工事が完了する前に特定建築物の計画の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)又は協定建築物の計画の認定を受けた者(以下「認定協定建築主等」という。)を変更しようとするときは、認定建築主等又は認定協定建築主等は、新たに認定建築主等又は認定協定建築主等になろうとする者と連署して、建築主等の変更届(第5号様式)の正本及び副本に認定通知書(特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画の変更認定を受けた場合)又は認定通知書及び変更認定通知書(以下同じ。)を添えて、区長に届け出なければならない。

2 建築主等の変更届の副本及び認定通知書は、変更後の認定建築主等に返還するものとする。

(認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告)

第6条 法第53条第4項の規定による報告又は同条第5項の規定による報告は、認定特定建築物又は認定協定建築物の工事の完了時その他特に区長が必要と認める場合に、認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全に関する報告書(第6号様式)に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に行わなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定を申請した者は、区長が当該特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第7号様式)の正本及び副本により区長に届け出なければならない。

2 区長は、第3条の通知を行った場合において取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書(第8号様式)により建築主事に通知しなければならない。

3 取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。

(認定特定建築物又は認定協定建築物の建築の取りやめ)

第8条 認定建築主等又は認定協定建築主等は、認定特定建築物又は認定協定建築物の工事を取りやめようとするときは、取りやめ届(第9号様式)の正本及び副本に認定通知書を添えて、区長に届け出なければならない。

2 取りやめ届の副本及び認定通知書は、認定建築主等又は認定協定建築主等に返還するものとする。

(建築基準法の特例の認定)

第9条 法第23条第1項の規定による既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定を受けようとする者は、特例認定申請

書(第10号様式)の正本及び副本に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、特例認定通知書(第11号様式)に特例認定申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(制限の緩和の認定)

第10条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき区が処理することとされた都条例第14条又は区条例第17条の規定による高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できること又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないことについての認定を受けようとする者は、認定申請書(第12号様式)の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他必要な資料を添えて、区長に申請しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ

2 区長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、認定通知書(第13号様式)に同項の認定申請書の副本及び添付図書を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(特別特定建築物に係る是正命令)

第11条 法第15条第1項の規定による是正命令は、特別特定建築物に係る是正命令書(第14号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第86号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第55号)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成16年6月30日規則第58号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成18年12月20日規則第124号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第30号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 31 年 2 月 28 日規則第 5 号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 71 号）**

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 1 号様式、第 1 号の 2 様式、第 3 号様式、第 5 号様式から第 7 号様式まで、第 9 号様式、第 10 号様式及び第 12 号様式の規定に基づき作成された様式のうち、用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

## 5 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則に関する関係告示

○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第 11 条第 2 項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

平成 31 年 4 月 16 日告示第 386 号  
最終改正：令和 5 年 9 月 28 日告示第 672 号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第 11 条第 2 項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

平成 25 年 11 月 1 日告示第 642 号の全部を次のように改正する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成 19 年 4 月世田谷区規則第 55 号。以下「規則」という。）第 11 条第 2 項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目は、別表第 1 のとおりとする。ただし、別表第 1 の 23 の項に規定する複合施設において、別表第 2 の左欄に掲げる複合施設内の用途が同表の右欄に掲げる複合施設内の用途の規模である場合には、当該用途に供する部分に係る規則第 11 条第 2 項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目は、観覧席及び客席に係る事項とする。

附 則（令和 5 年 9 月 28 日告示第 672 号）

この告示は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1

特定公共的施設の区分	建築物の用途及び規模	届出の対象となる計画に係る整備項目
1 医療等施設	(1) 患者の収容施設を有しない診療所、助産所、施術所及び薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。以下同じ。）の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	規則別表第 4 に掲げる整備項目 規則別表第 2 に掲げる整備項目（整備基準に適合する医療等施設に係るものに限る。）
	(2) 患者の収容施設を有しない診療所の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(3) 助産所、施術所及び薬局の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(4) 患者の収容施設を有しない診療所、助産所、施術所及び薬局の用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上のもの又は病院若しくは患者の収容施設を有する診療所	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
2 公益施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレ

		ベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路、光警報装置
3 福祉施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、宿泊施設の客室、公共的通路、光警報装置
4 学校等施設	すべてのもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、観覧席及び客席、公共的通路
5 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべてのもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、公共的通路
6 自動車関連施設	(1) 自動車の駐車のための施設の用途に供する部分の床面積の合計が 250 平方メートル以上で、かつ、駐車可能台数が 20 台以上のもの又は自動車の停留のための施設の用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(2) 自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの又は自動車洗車場の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(3) 自動車教習所の用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(4) 給油取扱所の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	規則別表第 4 に掲げる整備項目 規則別表第 2 に掲げる整備項目（整備基準に適合する自動車関連施設に係るものに限る。）
	(5) 給油取扱所の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路

7 公衆便所	すべてのもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
8 集会施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、観覧席及び客席、公共的通路、光警報装置
9 物品販売業を営む店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	規則別表第 4 に掲げる整備項目 規則別表第 2 に掲げる整備項目（整備基準に適合する物品販売業を営む店舗等に係るものに限る。）
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの（卸売市場に係るものを除く。）	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの（卸売市場に係るものを除く。）	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの（卸売市場に係るものを除く。）	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路、光警報装置
10 飲食店	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	規則別表第 4 に掲げる整備項目 規則別表第 2 に掲げる整備項目（整備基準に適合する飲食店に係るものに限る。）
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路

	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路、光警報装置
11 サービス業を営む店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	規則別表第 4 に掲げる整備項目 規則別表第 2 に掲げる整備項目（整備基準に適合するサービス業を営む店舗等に係るものに限る。）
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの（次項に該当するものを除く。）	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(3) 中規模建築物であって、用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(6) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路、光警報装置
12 宿泊施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、宿泊施設

		の客室、観覧席及び客席、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路、出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び乗降ロビー、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、宿泊施設の客室、観覧席及び客席、公共的通路、光警報装置
13 興行施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、観覧席及び客席、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路、光警報装置
14 文化施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路、光警報装置
15 展示施設	(1) 用途に供する部分の床面積（住宅の展示施設は敷地面積）の合計が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積（住宅の展示施設は敷地面積）の合計が 1,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路
16 運動施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレ





		びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
21 公共用歩廊	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
22 地下街	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
23 複合施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、宿泊施設の客室、公共的通路、光警報装置

別表第2

複合施設内の用途	複合施設内の用途の規模
学校等施設	すべてのもの
集会施設	すべてのもの
宿泊施設	すべてのもの
興行施設	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
文化施設	すべてのもの
展示施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
運動施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
公衆浴場	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設

平成25年11月1日告示第645号  
令和5年12月13日告示第802号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設（平成25年11月告示第645号）の一部を次のように改正する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成19年4月世田谷区規則第55号。以下「規則」という。）別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設を別紙のとおり定める。

附則

この告示による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設の規定は、令和5年10月1日から適用する。

別紙

1 規則別表第3の3の項第2号エに規定する区長が定める複合施設は、別表第1に掲げる複合施設内の各用途

の床面積の合計が、それぞれ 5,000 平方メートル以上であるものとする。

- 2 規則別表第 3 の 8 の項第 2 号ウに規定する区長が定める複合施設は、別表第 2 の左欄に掲げる複合施設内の各用途の床面積の合計が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計以上であるものとする。
- 3 規則別表第 3 の 8 の項第 2 号エに規定する区長が定める複合施設は、別表第 2 の左欄に掲げる複合施設内の各用途の床面積の合計が、それぞれ 1,000 平方メートル以上であるものとする。

別表第 1

複合施設内の用途
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル、旅館その他これらに類する施設
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
展示場又はこれに類する施設

別表第 2

複合施設内の用途	床面積の合計
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）、助産所、施術所、薬局	200 平方メートル以上
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	
学校	
公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設	
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	
地下街又はこれに類する施設	500 平方メートル以上
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所	
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
ホテル、旅館その他これらに類する施設	1,000 平方メートル以上
展示場又はこれに類する施設	
体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する施設	

○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第 11 条第 5 項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

令和 5 年 9 月 28 日告示第 673 号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第 11 条第 5 項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第 11 条第 5 項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目（平成 25 年 11 月 1 日世田谷区告示第 643 号）の全部を次のように改正する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成 19 年 4 月世田谷区規則第 55 号）第 11 条第 5 項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目は、別紙のとおりとする。

**附 則**

この告示は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別紙

集合住宅の規模	届出の対象となる計画に係る整備項目
1 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル未満かつ住戸の数が 20 以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、敷地内の通路

2 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの（次項に該当するものを除く。）	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備
3 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものであって、階数が3でかつ住戸の数が30以上のもの、階数が4でかつ住戸の数が20以上のもの又は階数が5以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備
4 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、浴室及びシャワー室、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、公共的通路

○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第11項の規定による集合住宅の用に供する部分の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

令和5年9月28日告示第674号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第11項の規定による集合住宅の用に供する部分の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第9項の規定による集合住宅の用に供する部分の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目（平成25年11月1日世田谷区告示第644号）の全部を次のように改正する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成19年4月世田谷区規則第55号）第11条第11項の規定による集合住宅の用に供する部分の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目は、別紙のとおりとする。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

別紙

規模	整備項目
1 集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものでかつ住戸の数が20未満のものであって、当該集合住宅の用に供する部分とそれ以外の用途に供する部分との床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、敷地内の通路
2 集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満かつ住戸、住室の数が20以上のものであって、当該集合住宅の用に供する部分とそれ以外の用途に供する部分との床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、敷地内の通路
3 集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの（次項に該当するものを除く。）	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備
4 集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものであって、階数が3でかつ住戸の数が30以上のもの、階数が4でかつ住戸の数が20以上のもの又は階数が5以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備
5 集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満のものであって、当該集合住宅の用に供する部分とそれ以外の用途に供する部分との床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、浴室及びシャワー室、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、公共的通路

## 6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号  
改正令和 2 年 6 月 10 日法律第 42 号

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条—第七条）
- 第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条—第二十四条）
- 第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第二十四条の二—第二十四条の八）
- 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条—第四十条の二）
- 第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条—第五十一条）
- 第五章の二 移動等円滑化施設協定（第五十一条の二）
- 第六章 雑則（第五十二条—第五十八条）
- 第七章 罰則（第五十九条—第六十六条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

#### （定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施

設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。

五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十六号八において同じ。）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号二において同じ。）を営む者及び旅客不定期航路事業者

ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

ト イからハまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

六 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イ 鉄道事業法による鉄道施設

ロ 軌道法による軌道施設

ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル

ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）

- ホ 航空旅客ターミナル施設
- 七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 九 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十一 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十三年法律第六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十三 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十七 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十二 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 前号イに掲げる要件
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十五 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。
- 二十六 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター

- ター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業
- イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業
- ハ 特定車両（軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業
- 二十七 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。
  - イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
  - 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
- 二十八 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。
- 二十九 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。
- 三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。
  - イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。□において同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
  - 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 三十一 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。
  - イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業
  - 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

- 三十二 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者（第三十六条の二において「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいう。
  - イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
  - 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

- 第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
  - 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
  - 三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項
    - イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項
    - 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項
    - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項
    - ニ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項
    - ホ イから二までに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
  - 四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
    - イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
    - 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
    - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
    - ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
    - ホ 二に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和三十九年法律百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地

再開発事業をいう。以下同じ。)その他の市街地開発事業(都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。)に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

#### (施設設置管理者等の責務)

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

#### (国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれら

の者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

### 第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

#### (公共交通事業者等の基準適合義務等)

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という。)を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等(新設旅客施設等を除く。)について、公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めるとともに、当該旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

7 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設旅客施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

8 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項の措置を講ずよう努めなければならない。

9 公共交通事業者等又は道路管理者(旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。第十条第十項において同じ。)が他の公共交通事業者等に対し前項又は同条第九項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼす



おそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等若しくは当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項)

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

二 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

四 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

五 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

六 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移

動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第九条の四 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(公表)

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

(勧告等)

第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）又は当該旅客特定車両停留施設（第三項において「新設旅客特定車両停留施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基

準を参酌して定めるものとする。

- 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設（以下この条において「新設特定道路等」という。）を道路移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路等を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。
- 5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。
- 6 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する新設特定道路についてこれらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を、その管理する旅客特定車両停留施設についてこれらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を、それぞれ適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 道路管理者は、その職員に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。
- 8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項（第二項を除く。）の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し第八条第八項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、当該措置により旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- 11 新設特定道路等についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

#### （路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

- 第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
  - 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
  - 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
  - 6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

#### （特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

- 第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
  - 3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### （公園管理者等の基準適合義務等）

- 第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、

主務省令)で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。
- 7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

**(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)**

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(以下この条において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等(第一項から第三項までの規定が適用さ

れる者を除く。)は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物(同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。
- 7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

**(特別特定建築物に係る基準適合命令等)**

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

- 3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

**(特定建築物の建築主等の努力義務等)**

第十六条 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変

更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定特定建築物の容積率の特例)

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号口を除く。）、第六十八条の五の四（第一号口を除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(認定特定建築物の表示等)

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定

等)

- 第二十二條の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設（以下この条において「協定建築物特定施設」という。）と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設（次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。）の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしよとするとときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設
  - 二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設
- 2 前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。）は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。
- 3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 協定建築物の位置
  - 二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
  - 三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
  - 四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画
  - 五 その他主務省令で定める事項
- 4 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
  - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定

を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二條の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二條の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）

第二十三條 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
- 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）

第二十四條 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項第一号に規定する昇降機並びに同項第二号に規定する共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置  
（移動等円滑化促進方針）

第二十四條の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
  - 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
  - 三 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関

係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。

5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

（移動等円滑化促進方針の評価等）

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合には、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

（協議会）

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市

町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（移動等円滑化促進方針の作成等の提案）

第二十四条の五 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者

二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（行為の届出等）

第二十四条の六 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものを行うようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

3 市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進

地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。

4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。

5 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

#### 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。）に基づき、単独又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点整備地区の位置及び区域
- 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村

の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。)

四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。

5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、第二十六条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならない。

8 市町村は、第二十六条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

10 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用

する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。

- 1 1 第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本構想の評価等)

第二十五条の二 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

(協議会)

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 基本構想を作成しようとする市町村
  - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
  - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(基本構想の作成等の提案)

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
  - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公共交通特定事業の実施)

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
- 二 公共交通特定事業の内容
- 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らし適切であり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないもの



は、同条第五号に規定する経費とみなす。

**(道路特定事業の実施)**

第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。

3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 道路特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。

6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。

7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

**(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)**

第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項

から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。

3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。

7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。

8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

**(路外駐車場特定事業の実施)**

第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
- 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

### (都市公園特定事業の実施)

第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

- 2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
  - 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
  - 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の十第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

### (建築物特定事業の実施)

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

- 2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
  - 二 建築物特定事業の内容
  - 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

### (交通安全特定事業の実施)

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

- 2 前項の交通安全特定事業（第二条第三十一号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
  - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
  - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

### (教育啓発特定事業の実施)

第三十六条の二 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画（以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。

- 2 教育啓発特定事業計画においては、実施しようとする教育啓発特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 教育啓発特定事業の内容及び実施予定期間
  - 二 その他教育啓発特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者（第二条第三十二号イに掲げる事業につ

いて定めようとする場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校)の意見を聴かなければならない。

- 4 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者(第二条第三十二号イに掲げる事業について定められた場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校)に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、教育啓発特定事業計画の変更について準用する。

**(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)**

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者(国又は地方公共団体を除く)は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

**(基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)**

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業(公園管理者が実施すべきものを除く。)又は第三十五条第一項の建築物特定事業若しくは第三十六条の二第一項の教育啓発特定事業(いずれも国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。)(以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。)が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等(公共交通特定事業又は教育啓発特定事業にあっては主務大臣、路外駐車場特定事業にあっては知事等、都市公園特定事業にあっては公園管理者、建築物特定事業にあっては所管行政庁。以下この条において同じ。)に通知することができる。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)**

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないうで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。

- 3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。
- 4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
- 5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条、第百二十六条、第百二十七条の二及び第百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

**(地方債についての配慮)**

第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

**(市町村による情報の収集、整理及び提供等)**

第四十条の二 第二十五条第十項において読み替えて準用する第二十四条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動

等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあった場合について準用する。

## 第五章 移動等円滑化経路協定

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第四十一条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
- 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
  - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
  - ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
- ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
- 三 移動等円滑化経路協定の有効期間
- 四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

- 3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、そ

の旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

- 2 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

- 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

- 2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給

法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

#### (移動等円滑化経路協定の効力)

第四十六条 第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者(当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

#### (移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

#### (移動等円滑化経路協定の廃止)

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意

をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

#### (土地の共有者等の取扱い)

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

#### (一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

#### (借主の地位)

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

#### 第五章の二 移動等円滑化施設協定

第五十一条の二 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設(移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であって移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるのを含む。次項において同じ。)の整備又は管理に関する協定(以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要

しない。

2 移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置

二 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の施設の移動等円滑化に関する基準

ロ 前号の施設の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化施設協定の有効期間

四 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

3 前章(第四十一条第一項及び第二項を除く。)の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第一項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「第五十一条の二第二項第一号の区域(以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。)」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

## 第六章 雑則

### (国の援助)

第五十二条 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

### (資金の確保等)

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

### (情報提供の確保)

第五十二条の三 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保に努めなければならない。

2 国は、前項の情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### (移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

第五十二条の四 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握

し、及び評価するよう努めなければならない。

### (報告及び立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画(同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (主務大臣等)

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。

2 第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二条の二第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第七項及び第八項(これらの

規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(不服申立て)

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(道路法の適用)

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(経過措置)

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の四の規定による提出をしなかった者
- 二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三

十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者
- 三 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十六条 第二十四条の八第一項(第四十条の第二項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第六十七条 第二十四条の八第一項(第四十条の第二項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定は、適用しない。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建

**建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)**

第四条 附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 第十五条の規定は、この法律の施行後（第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

**(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)**

第五条 附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この条において「旧移動円滑化法」という。）第六条第一項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第七条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第十条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第十一条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

2 旧移動円滑化法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

**(罰則に関する経過措置)**

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(検討)**

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一八年六月二一日法律第九二号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年三月三一日法律第一九号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年五月二日法律第三五号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年六月二二日法律第七〇号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第一百零二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百零四条、第一百零五条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第一百零四条、第一百零五条（都市再開発法第三十三条の改正規定に限る。）、第一百零五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第一百零五条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法百条の改正規定に限る。）、第一百零五条、第一百零五条、第一百零七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第一百零九条（密集市街地における防災街区の整備



の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第百五十三条、第百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百条の改正規定に限る。)、第百五十九条、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。))並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。))並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第百六十三条、第百六十六条、第百六十七条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第百七十五条及び第百八十六条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。))の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。)、第九十一条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第百一条、第百十三条、第百十五条及び第百十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマン

ションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三、第百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第百七条、第百八条、第百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第百八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。)、第百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第百四十五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の

促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、  
第百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。)、第百五十七条、第百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、  
第百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第百六十九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。))及び第百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第百十九条、第二百一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日  
**(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)**

第七十二条 第百六十二条の規定(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条

の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項から第三項までにおいて「新高齢者移動等円滑化法」という。)第十条第一項、第十三条第一項又は第三十六条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、新高齢者移動等円滑化法第十条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第十三条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第三十六条第二項の主務省令で定める基準は同項の条例で定める基準とみなす。

2 第百六十二条の規定の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項及び次項において「旧高齢者移動等円滑化法」という。)第十二条第三項若しくは第五十三条第二項の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に対して行った届出で、新高齢者移動等円滑化法第十二条又は第五十三条第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った命令その他の行為又は当該市長に対して行った届出とみなす。

3 第百六十二条の規定の施行前に旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第百六十二条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第百六十二条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

4 第百六十二条の規定(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。))並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第百六十二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

**(罰則に関する経過措置)**

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則**（平成二三年一二月一四日法律第一二二号）抄

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

**附 則**（平成二五年六月一四日法律第四四号）抄  
**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**(罰則に関する経過措置)**

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則**（平成二六年六月四日法律第五四号）抄  
**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五十二条第三項の改正規定（「部分（）」の下に「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は」を加える部分及び「又は」を「若しくは」に改める部分に限る。）及び同条第六項の改正規定並びに次条の規定及び附則第十三条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則**（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄  
**(施行期日)**

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

**(経過措置の原則)**

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るも

のについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**(訴訟に関する経過措置)**

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にある場合は、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

**(罰則に関する経過措置)**

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則**（平成二九年五月一二日法律第二六号）抄  
**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（平成三〇年五月二五日法律第三二号）抄  
**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

第二条 第二条の規定の施行の際現に工事中の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項の主務省令で定める大規模な改良については、同項の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の改正規定に限る。)の規定公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和二年五月二〇日法律第二八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次条第一項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第一項の規定により定められている移動等円滑化促進方針には、当該移動等円滑化促進方針が第一条の規定の施行後最初に変更されるまでの間は、同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第二項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を定めないことができる。

2 この法律の施行の際現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両停留施設については、第二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項、第三項及び第十一項の規定は、適用しない。この場合においては、当該旅客特定車両停留施設を新設旅客特定車両停留施設以外の旅客特定車両停留施設とみなして、同条第四項の規定を適用する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めると

きは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和二年五月二七日法律第三一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月三日法律第三六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条第三項第二号の改正規定、第十七条第三項の改正規定、第四十四条の改正規定、第四十五条の二第一項及び第四十六条の改正規定、第四十九条の三第一項の改正規定、第四十九条の六の改正規定、第五十条の二の改正規定、第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、第五十一条の二を削る改正規定、第五十一条の二の二の改正規定、同条を第五十一条の二とする改正規定、第五十一条の四第一項の改正規定、第六十三条の三の改正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の五第二項の改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十五条第一項第七号の改正規定、第七十五条の八第二項の改正規定、第八十八条の三の三の付記の改正規定、第八十八条の七の付記、第八十八条の十八の付記及び第八十八条の三十一の付記の改正規定、第一百条の二第五項の改正規定、第一百七十条の五の改正規定、第一百九条の二第一項第一号及び第一百九条の三第一項第一号の改正規定、第二百一十一條第一項第九号の改正規定並びに別表第一の改正規定並びに次条並びに附則第六条、第七条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定(「特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規

格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。)、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第三章の次に一章を加える改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定及び同法第七十八条の改正規定を除く。)及び第三条の規定並びに附則第十一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則 (令和五年五月一二日法律第二四号) 抄 (施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第六条第二項の改正規定(「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十条の規定(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十条第二項の改正規定(「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十一条の規定、附則第二十二条の規定(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十二条第二項の改正規定を除く。)、附則第二十三条の規定、附則第二十四条の規定(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十七条の五第二項の改正規定(「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。))、同法第二十七条の十九の改正規定(「第十五条」を「第十六条」に改める部分に限る。))及び同法第三十五条第二項の改正規定(「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十五条の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十三条第二項の改正規定(「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十六条の規定(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第十九条の三の改正規定(「第八条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定(文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第八条第二項の改正規定(「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。))を除

く。)並びに附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則 (令和五年六月一六日法律第五八号) 抄 (施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

## 7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

平成 18 年 12 月 8 日政令第 379 号  
改正令和 4 年 3 月 25 日政令第 84 号

### (特定旅客施設の要件)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
  - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
  - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。

- 三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

### (特定道路)

第二条 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

### (特定公園施設)

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例

の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

### (特定建築物)

第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四百三十三号第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(第二十三条及び第二十五条第三項第一号において「公立小学校等」という。)又は特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)  
若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

(建築物特定施設)

第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)
- 三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)

- 四 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)

- 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十六条において同じ。)が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。)の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等)

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項、第九条第一項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第九条第一項
- 二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第五条第一項及び第十条
- 三 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)第三条及び第十一条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第九条第三項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第十二条第二項

二 軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第十項

三 自動車ターミナル法第十一条第三項  
（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあっては、五十平方メートル）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十四条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。

（廊下等）

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（階段）

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

一 踊場を除き、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。

二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。



(ホテル又は旅館の客室)

第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。

ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号に掲げるものであること。

(敷地内の通路)

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識

別できるものとする。

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十五条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第

十一條の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三條の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもの

のほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六條の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第十九條 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当

該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

#### (案内設備)

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

#### (案内設備までの経路)

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

#### (増築等に関する適用範囲)

第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

#### (公立小学校等に関する読替え)

第二十三条 公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

#### (条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十四条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十二条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

#### (条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準)

第二十五条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号二（１）中「段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十六条の規定

によるほか、)とあるのは「第十六条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。)をする場合には、第十九条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分(当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。)に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一 公立小学校等

二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物

(認定特定建築物等の容積率の特例)

第二十六条 法第十九条(法第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

(移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為)

第二十七条 法第二十四条の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの(法第二十八条第一項の公共交通特定事業又は法第三十一条第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。)とする。

一 生活関連施設である旅客施設(以下この条において「生活関連旅客施設」という。)の建設又は改良であって、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と次のイ若しくは口に掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適するものとして国土交通省令で定める経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うもの

イ 他の生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設(移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。)

二 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、次のイ又はロに掲げる施設で当該道路に接するものが高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めて市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕

イ 生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設(移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。)

(道路管理者の権限の代行)

第二十八条 法第三十二条第五項の規定により市町

村が道路管理者に代わって行う権限(第四項において「市町村が代行する権限」という。)は、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号(道路法第四十六条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。)、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号(道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

4 市町村が代行する権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示された工事の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

(保留地において生活関連施設等を設置する者)

第二十九条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

(生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

第三十条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

(報告及び立入検査)

第三十一条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模(同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。)以上の特別特定建築物(同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。)への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若

しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

(類似の用途)

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

二 劇場、映画館又は演芸場

三 集会場又は公会堂

四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

五 ホテル又は旅館

六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

八 博物館、美術館又は図書館

附 則 （平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄

##### (施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

##### (罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

##### (罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年九月二〇日政令第二九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年九月二五日政令第三〇四号）

##### (施行期日)

1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十七号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合における同法第三十二条第五項の規定による権限の行使については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十八条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年五月二八日政令第一八七号）

##### 抄

##### (施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

附 則 （平成二七年一月二三日政令第二一号） 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年三月三一日政令第一八二号）

##### 抄

##### (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年九月二八日政令第二八〇号）

##### 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年九月三十日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月一九日政令第二九八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十二号)の施行の日(平成三十年十一月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条(見出しを含む。)の改正規定及び附則第三項の規定 平成三十一年四月一日

二 第十五条の改正規定(同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上」に改める部分に限る。)及び次項の規定 平成三十一年九月一日

(経過措置)

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一〇月二日政令第三〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等(この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。)の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

附 則 (令和二年十一月二〇日政令第三二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (令和二年十二月九日政令第三四五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月二四日政令第二六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行

の日(令和三年九月二十五日)から施行する。

附 則 (令和四年三月二五号政令第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月二九日政令第二九三号)

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

## 8 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 110 号  
改正令和 4 年 3 月 31 日国土交通省令第 30 号

### (法第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

一 次に掲げる便所又は便房であって、移動等円滑化の措置がとられたもの

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所又は便房

ロ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所又は便房

二 次に掲げる駐車施設又は停車施設であって、移動等円滑化の措置がとられたもの

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設

ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができる停車施設

三 次に掲げるエレベーター

イ 移動等円滑化された経路（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路をいう。以下同じ。）又は乗継ぎ経路（同条第十一項に規定する乗継ぎ経路をいう。）を構成するエレベーター

ロ 移動等円滑化された通路（移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号。八において「道路移動等円滑化基準省令」という。）第三十三条第二項に規定する移動等円滑化された通路をいう。）に設けられるエレベーター

ハ 旅客施設又は旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客施設又は旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（公共交通移動等円滑化基準省令第四条第三項前段又は道路移動等円滑化基準省令第三十三条第三項前段の規定が適用される場合に限る。）

四 次に掲げる車椅子スペース（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第五号に規定する車椅子スペースをいう。以下この号において同じ。）

イ 鉄道車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十一号に規定する鉄道車両をいう。以下同じ。）又は軌道車両（同項第十二号に規定する軌道車両をいう。以下同じ。）の客室に

設けられた車椅子スペース

ロ 乗合バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十三号に規定する乗合バス車両をいう。以下同じ。）又は貸切バス車両（同項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。以下同じ。）に設けられた車椅子スペース

ハ 船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十五号に規定する船舶をいう。以下同じ。）に設けられた車椅子スペース

五 次に掲げる優先席（主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この号において同じ。）又は基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第五十一条第一項に規定する基準適合客席をいう。二において同じ。）

イ 旅客施設又は旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備に設けられた優先席

ロ 鉄道車両又は軌道車両の客室に設けられた優先席

ハ 乗合バス車両に設けられた優先席

ニ 船舶に設けられた基準適合客席

### (法第二条第八号の主務省令で定める自動車)

第一条の二 法第二条第八号の主務省令で定める自動車は、座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

### (特定公園施設)

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令又は条例の規定の適用があるもの

二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの

三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

2 令第三条第一号の国土交通省令で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

### (建築物特定施設)

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施

設は、次に掲げるものとする。

- 一 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂（以下「劇場等」という。）の客席
- 二 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）

**（旅客施設の大規模な改良）**

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める旅客施設の大規模な改良は、次に掲げる旅客施設の区分に応じ、それぞれ次に定める改良とする。

- 一 法第二条第六号イ及びロに掲げる施設 全ての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良
- 二 法第二条第六号ハからホまでに掲げる施設 旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であって、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあつては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの

**（旅客施設の建設又は大規模な改良の届出）**

第五条 法第九条第二項前段の規定により旅客施設の建設又は大規模な改良の届出をしようとする者は、当該建設又は大規模な改良の工事の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置
- 四 工事計画
- 五 工事着手予定時期及び工事完成予定時期

2 前項の届出書には、当該旅客施設が法第八条第一項の公共交通移動等円滑化基準に適合することとなることを示す当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

**（変更の届出）**

第六条 法第九条第二項後段の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更の届出に係る工事の開始の日の三十日前までに（工事を要しない場合にあつては、あらかじめ）、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の名称及び位置
- 三 変更しようとする事項（新旧の書類又は図面を明示すること。）
- 四 変更を必要とする理由

2 前項の届出書には、前条第二項の書類又は図面のうち届け出た事項の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

**（法第九条の四の主務省令で定める要件）**

第六条の二 法第九条の四の主務省令で定める要件は、当該年度の前々年度までの過去三年度における公共交通事業者等の一年度当たりの輸送人員の平

均及び当該公共交通事業者等が設置又は管理する旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数その他の事情を勘案して国土交通大臣が定めるものとする。

**（移動等円滑化取組計画書）**

第六条の三 公共交通事業者等（前条の要件に該当する者に限る。）は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組計画書を提出しなければならない。

一 法第二条第五号イからロまでに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
二 法第二条第五号ホに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
三 法第二条第五号ハに掲げる者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下同じ。）に限る。）	国土交通大臣
四 法第二条第五号ヘに掲げる者（前号に掲げる者を除く。）又は同号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長
五 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

**（移動等円滑化取組報告書）**

第六条の四 前条の移動等円滑化取組計画書を提出した公共交通事業者等は、当該計画を提出した年度の翌年度の六月三十日までに、前条の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組報告書を提出しなければならない。

**（法第九条の五の主務省令で定める事項）**

第六条の五 法第九条の五の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 前年度における移動等円滑化の達成状況
- 二 第六条の二の要件に関する事項

**（公表）**

第六条の六 公共交通事業者等は、法第九条の四の規定による提出又は法第九条の五の規定による報告をしたときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

**（法第九条の六の主務省令で定める情報）**

第六条の七 法第九条の六の主務省令で定める移動



等円滑化に関する情報は、前年度における移動等円滑化の達成状況とする。

**(特定路外駐車場の設置等の届出)**

第七条 法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ 特定路外駐車場の区域

ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設

2 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

**(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)**

第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の

		位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合には、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合には、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車椅子使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、劇場等の客席の位置、車椅子使用者用客席（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十二条の二第一項に規定する車椅子使用者用客席をいう。以下この条において同じ。）の位置、幅及び奥行き、車椅子使用者用客席に隣接して設けられる同伴者用の客席又はスペースの位置、車椅子使用者用浴室等（同令第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等をいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	客席	車椅子使用者用客席から舞台等まで引いた可視線
	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並び

	に床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
浴室等	縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造

**（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）**

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

**（認定通知書の様式）**

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

**（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）**

第十一条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

**（表示等）**

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

**（移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等）**

第十二条の二 法第二十二條の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置
- 四 当該旅客施設が協定建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると認められる理由

2 前項の申請書には、同項第四号に係る事項として申請書に記載された内容の根拠となる当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十二條の二第一項の移動

等円滑化困難旅客施設の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

**（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）**

第十二条の三 法第二十二條の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第五号の四様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二条の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び移動等円滑化困難旅客施設
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、協定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、協定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合には、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合には、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段 縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法 傾斜路 縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーター 縮尺並びに籠、昇降路及び乗降ロビーの構造（籠内に設けられる籠の停止する予定の階を表示する装置、籠の現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着する籠の昇降方向を表示する装置の位置並びに籠内及び乗降ロビーに設けられる

	制御装置の位置及び構造を含む。）
便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び令第十四条第一項第二号に規定する便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造

2 前項の規定にかかわらず、所管行政庁は、前項の表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（法第二十二條の二第二項の主務省令で定める協定建築物特定施設等維持保全基準）

第十二條の四 法第二十二條の二第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 隣接する移動等円滑化困難旅客施設が、協定建築物特定施設等（協定建築物特定施設及び特定経路施設をいう。以下同じ。）と一体的に利用に供することにより公共交通移動等円滑化基準に適合することが移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二項第二号イに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号イに掲げる事項として定められ、かつ、公共交通移動等円滑化基準に適合すること。
- 二 移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二項第二号ロに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号ロに掲げる事項として、協定建築物特定施設等が隣接する移動等円滑化困難旅客施設の営業時間内において当該協定建築物特定施設等が常時利用できる旨が定められていること。

（協定建築物特定施設等維持保全基準適合の認定の申請等）

第十二條の五 法第二十二條の二第二項の規定により認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 令第六条各号に掲げる建築物特定施設の区分及び特定経路施設にあっては、道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設の別
- 三 当該協定建築物特定施設等の名称及び位置

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 法第四十三条第一項（法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の認可を受けた協定の写し及びその認可を証する書類
- 二 当該協定建築物特定施設等の構造及び設備に関する書類及び図面

3 国土交通大臣は、法第二十二條の二第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知す

るものとする。

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第十二條の六 法第二十二條の二第三項第五号の主務省令で定める事項は、協定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（認定通知書の様式）

第十二條の七 所管行政庁は、法第二十二條の二第四項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第五号の五様式による通知書に第十二條の三第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第二十二條の二第五項において準用する法第十八條第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十二條の八 法第二十二條の二第五項において準用する法第十八條第一項の主務省令で定める軽微な変更は、協定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（法第二十三條第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第十三條 法第二十三條第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

（法第二十三條第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四條 法第二十三條第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降口ビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降口ビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降口ビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

（令第二十七條第一号の国土交通省令で定める経路）

第十四條の二 令第二十七條第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路（令第二十七條第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接

するものとの間の経路を除く。)とする。

(令第二十七条第一号口及び第二号口の国土交通省令で定める一般交通用施設)

第十四条の三 令第二十七条第一号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 生活関連経路を構成する道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)による道路
- 二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

2 令第二十七条第二号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設(道路法による道路を除く。)のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

(令第二十七条第二号の規定により市町村が行う指定)

第十四条の四 令第二十七条第二号の規定により市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号口に掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であって、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

(行為の届出)

第十四条の五 法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

- 一 令第二十七条第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面
- 二 令第二十七条第二号に掲げる行為 平面図、縦断面図、横断面図その他必要な図面

第十四条の六 法第二十四条の六第一項の主務省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第十四条の七 法第二十四条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十七条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。)とする。

第十四条の八 法第二十四条の六第二項の規定による届出は、第五号の三様式による変更届出書を提出

して行うものとする。

2 第十四条の五の規定は、前項の届出について準用する。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第十四条の九 公共交通事業者等及び道路管理者は、法第二十四条の八第一項の規定による市町村の求めがあったときは、旅客施設及び特定道路に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる旅客施設及び特定道路の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十四条の十 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、法第二十四条の八第二項の規定による市町村の求めがあったときは、特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しよう努めなければならない。

2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(公共交通特定事業計画の認定申請)

第十五条 法第二十九条第一項の規定により公共交通特定事業計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の法第二条第六号イからホまでに規定する区分並びに名称及び位置又は公共交通特定事業を実施する特定車両の車種、台数及び運行を予定する路線
- 三 公共交通特定事業の内容
- 四 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付けを行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 六 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添

付しなければならない。

一 公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面

二 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付契約に係る契約書の写し

**(公共交通特定事業計画の変更の認定申請)**

第十六条 法第二十九条第三項の規定により公共交通特定事業計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項
- 三 変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、前条第二項に掲げる書類及び図面のうち公共交通特定事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

**(道路特定事業の協議の申出)**

第十七条 法第三十二条第三項の協議の申出は、第六号様式による協議書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出して行うものとする。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事計画書
- 二 工事費及び財源調書
- 三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

**(同意を要しない軽易な道路特定事業)**

第十八条 法第三十二条第三項ただし書の主務省令で定める軽易な道路特定事業は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 市町村は、前項の工事を行った場合においては、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

**(道路特定事業に関する工事の公示)**

第十九条 市町村は、法第三十二条第四項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、道路の種類、路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日（当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときにあっては、工事の完了の日）を公示するものとする。

**(移動等円滑化経路協定の認可等の申請の公告)**

第二十条 法第四十二条第一項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の名称
- 二 移動等円滑化経路協定区域
- 三 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

**(移動等円滑化経路協定の認可の基準)**

第二十一条 法第四十三条第一項第三号（法第四十四

条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二 法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十四条の二第三項の移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針又は法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、これらの基本的な方針に適合していなければならない。

三 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

**(移動等円滑化経路協定の認可等の公告)**

第二十二条 第二十条の規定は、法第四十三条第二項（法第四十四条第二項、第四十五条第四項、第四十七条第二項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

**(移動等円滑化施設協定に関する準用)**

第二十二条の二 前三条の規定は、法第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第二十条第二号及び第二十一条第一号中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と読み替えるものとする。

**(移動等円滑化実績等報告書)**

第二十三条 公共交通事業者等は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。ただし、第六条の三の移動等円滑化取組計画書及び第六条の四の移動等円滑化取組報告書を提出した場合には、この限りでない。

一 法第二条第五号イからニまでに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第六号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
二 法第二条第五号ホに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
三 法第二条第五号ヘに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長
四 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

**(臨時の報告)**

第二十四条 公共交通事業者等は、前条に定める移動等円滑化実績等報告書のほか、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長から、移動等円滑化のための事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

**(立入検査の証明書)**

第二十五条 法第五十三条第六項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

**(権限の委任)**

第二十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

権限		地方支分部局の長
一 法第九条第二項の規定による届出の受理	イ 法第二条第六号八に掲げる施設のうち専用バスターミナル（自動車のターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第七項に規定する専用バスターミナルをいう。以下同じ。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第六号二に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第六号二に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
二 法第九条第三項の規定による命令	イ 法第二条第六号八に掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十四号に規定する福祉タクシ	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄す

	一車両をいう。以下同じ。）に係るもの	る地方運輸局長
	ハ 法第二条第六号二に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第六号二に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 船舶に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
三 法第九条の三の指導及び助言並びに法第九条の七第一項の勧告及び同条第二項の規定による公表	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法（昭和三十九年法律第九十二号）第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号八に掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 鉄道車両のうち鉄道事業法第十三条第一項の確認（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二十条第二項及び第三項に規定するものに限る。）に係るもの、乗合バス車両に係るもの、貸切バス車両に係るもの又は福祉タクシー車両に係るもの	当該鉄道車両、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第六号二に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第六号二に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 船舶に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長

		(運輸監理部長を含む。)
	ハ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
	ト 特定本邦航空運送事業者の使用航空機以外の航空機(公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十六号に規定する航空機をいう。)に係るもの	当該航空機を使用する本邦航空運送事業者の主たる事務所を管轄する地方航空局長
四 法第二十二條の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定並びに同條第二項の認定及び同條第五項において準用する第十八條第二項の變更の認定	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
五 法第二十四條の六第五項の規定による勧告	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長

六 法第二十九條第一項の規定による申請の受理、同條第二項の認定、同條第三項の規定による變更の認定及び同條第五項の規定による認定の取消し	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ニ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
七 法第三十二條第三項の規定による協議及び同意		
八 法第三十八條第二項の規定による通知の受理及び同條第三項の規定による勧告	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ニ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長

		方航空局長
九 法 第三十八 条第四項 の規定に よる命 令	イ 法第二条第六号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長

2 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十四条の二第八項の助言（法第二十五条第十項において準用する場合を含む。）に係るもの並びに法第五十三条第一項の規定による報告、立入検査及び質問に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）、地方航空局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。

3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十四条の六第五項の勧告に係るもの（道路管理者に係るものに限る。）は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。

4 法に規定する道路管理者及び公園管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

**（書類の経由）**

第二十七条 第十五条第一項及び第十六条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書のうち、法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの、同号ロに掲げる施設及び同号ハに掲げる施設のうち一般バスターミナルに係るものは、当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

2 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき移動等円滑化実績等報告書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、法第二条第五号ハに掲げる者の主たる事務所を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

**附 則 抄**

**（施行期日）**

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十二年／運輸省／建設省／令第九号）

附 則 （平成二三年八月三〇日国土交通省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一月三〇日国土交通省令第八五号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一月一九日国土交通省令第八一号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。

附 則 （平成三一年三月八日国土交通省令第七号）

**抄**

**（施行期日）**

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成三十一年度においては、第一条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の三の規定の適用については、同条中「六月三十日」とあるのは、「十二月三十一日」とする。

附 則 （令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一月二三日国土交通省令第九八号）



(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年一月二〇日国土交通省令第一号)

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三〇日国土交通省令第一二号)

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第二十八号)の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一〇月一日国土交通省令第六二号)

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和三年十月一日)から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省令第三〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前にされた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第十七条第三項の認定(法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。)の申請であって、この省令の施行の際、まだその認定をどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に工事中の特定建築物で、認定を受けた計画又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる認定を受ける計画に係るものについての法第十八条第一項の規定による変更の認定に関する認定の基準については、当該工事が完了するまでの間に限り、なお従前の例による。

## 9 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 114 号  
改正令和 4 年 3 月 31 日国土交通省令第 30 号

### (建築物移動等円滑化誘導基準)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

### (出入口)

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
  - 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

### (廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。  
ただし、五十メートル以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
- 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が

生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

- 七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。
- 2 前項第一号及び第四号の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

### (階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。  
ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

### (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

### (階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

- 二 勾(こう)配は、十二分の一を超えないこと。
  - 三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
  - 四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
  - 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
  - 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2 前項第一号から第三号までの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。
- (エレベーター)
- 第七条 多数の者が利用するエレベーター(次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。
- 一 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室、第十二条の二第一項に規定する車椅子使用者用客席又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階
  - 二 直接地上へ通ずる出入口のある階
- 2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。
- 一 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
  - 二 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
  - 三 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
  - 四 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
  - 五 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- 3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。
  - 二 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
  - 三 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- 4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。
- 5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 籠の幅は、百六十センチメートル以上とすること。
  - 二 籠及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。
  - 三 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。
- 6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 一 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
  - 二 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
  - 三 籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)
- 第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。
- (便所)
- 第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 多数の者が利用する便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。
  - 二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房(多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。)の総数が二百以下の場合には当該便房の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該

階の便所の総数が二百を超える場合は当該便所の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。

三 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 多数の者が利用する便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。

2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車椅子使用者用浴室等」という。）であること。

ロ 出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（敷地内の通路）

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ 両側に手すりを設けること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

2 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該

敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

- 3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

#### (駐車場)

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

#### (劇場等の客席)

第十二条の二 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂（以下「劇場等」という。）に客席を設ける場合には、客席の総数が二百以下のときは当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客席の総数が二百を超え二千以下のときは当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上、客席の総数が二千を超えるときは当該客席の総数に一万分の七十五を乗じて得た数に七を加えた数以上の車椅子使用者用客席（車椅子使用者が円滑に利用できる客席をいう。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 2 車椅子使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百二十センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。
- 四 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
- 五 同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用客席に隣接して設けること。

- 3 客席の総数が二百を超える場合には、第一項の規定による車椅子使用者用客席を二箇所以上に分散して設けなければならない。

#### (浴室等)

第十三条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 車椅子使用者用浴室等であること。
- 二 出入口は、第十条第二項第三号口に掲げるものであること。

#### (標識)

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易

に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

#### (案内設備)

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

- 3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

#### (案内設備までの経路)

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

#### (増築等又は修繕等に関する適用範囲)

第十七条 建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等又は修繕等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの
- 四 第一号に掲げる部分から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの
- 六 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 七 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの
- 八 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 九 劇場等の客席のうち一以上のもの

十 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客席までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

十一 多数の者が利用する浴室等

十二 第一号に掲げる部分から車椅子利用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。

3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

4 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

5 第一項第九号に掲げる建築物の部分について第十二条の二の規定を適用する場合には、同条第一項中「客席の総数が二百以下のときは当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客席の総数が二百を超え二千以下のときは当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上、客席の総数が二千を超えるときは当該客席の総数に一万分の七十五を乗じて得た数に七を加えた数以上」とあるのは、「一以上」とする。

（特別特定建築物に関する読替え）

第十八条 法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。）における第二条から前条まで（第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第二条第一項及び第七条第三項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、

便所」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子利用者用客室」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

（協定建築物に関する読替え）

第十九条 法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物における第二条から第十七条まで（第七条第二項から第五項まで、第九条第一項第二号及び第四号、第十条、第十一条第二項、第十二条から第十三条まで並びに第十七条第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までを除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第七条第二項から第五項まで、第九条第一項第二号及び第四号、第十条、第十一条第二項、第十二条から第十三条まで並びに第十七条第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までの規定は適用しない。

第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条、第六条第一項、第十一条第一項	多数の者が利用する	協定建築物特定施設である
第二条第一項	除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る	除く
第二条第二項	多数の者が利用する直接地上	協定建築物特定施設であって直接移動等円滑化困難旅客施設又は当該移動等円滑化困難旅客施設への経路
第七条第一項	多数の者が利用するエレベーター	協定建築物特定施設であるエレベーター
第七条第一項第一号	多数の者が利用する居室、車椅子利用者用便所、車椅子利用者用駐車施設、車椅子利用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子利用者用浴室等	協定建築物特定施設である便所
第七条第一項第二号	地上	移動等円滑化困難旅客施設又は当該移動等円滑化困難旅客施設への経路
第七条第六項	不特定かつ多数の者が利用し、又は主と	協定建築物特定施設である

	して視覚障害者が利用する	
	乗降口ビーム	乗降口ビーム（同項各号に規定する階にあるものに限る。以下この項において同じ。）
	第三項又は前項	前項
第八条	昇降機	昇降機（協定建築物特定施設であるものに限る。）
第九条第一項	多数の者が利用する便所は	協定建築物特定施設である便所は
第九条第一項第一号	多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房
	便房を	便房を一以上
第九条第一項第三号	便房が設けられている便所	便所
第九条第二項	多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に	協定建築物特定施設である男子用小便器のある便所には
第十四条第一項、第十五条第一項	、便所又は駐車施設	又は便所
第十六条	道等	協定建築物特定施設
第十七条第一項	増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含み。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）	増築、改築、修繕又は模様替（協定建築物特定施設に係るものに限る。以下「増築等」という。）
	次に掲げる建築物の	当該増築等に係る

**附 則**

この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

**附 則**（平成三十一年三月八日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円

滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則**（令和三年一月二〇日国土交通省令第一号）この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和四年三月三十一日国土交通省令第三〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

## 10 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係告示

### ○ 国土交通省告示第 1492 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成 18 年 12 月 15 日

平成 18 年国土交通省令第 112 号

第 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第 18 条第 2 項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

一 昇降行程が 4 m 以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が 15m 毎分以下で、かつ、その床面積が 2.25 m<sup>2</sup> 以下のもの

二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m 毎分以下とし、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第 2 令第 18 条第 2 項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一 第 1 第一号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。

イ 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第九号に規定するものとする。

ロ かごの幅は 70cm 以上とし、かつ、奥行きは 120cm 以上とすること。

ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二 第 1 第二号に掲げるエスカレーターにあつては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものであること。

### 附則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の施行の日（平成 18 年 12 月 20 日）から施行する。

2 平成 15 年国土交通省告示第 178 号は、廃止する。

### ○ 建設省告示第 1413 号

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法

平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1413 号

改正平成 28 年 4 月 25 日 国土交通省告示第 707 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 3 第 2 項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 3 第 2 項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号、第二号及び第四号から第十号までの規定は、それぞれ適用しない。

一～八 省略

九 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が 15m 以下で、かつ、その床面積が 2.25 m<sup>2</sup> 以下のものであつて、昇降行程が 4 m 以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 令第 129 条の 7 第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。ただし、昇降行程が 1 m 以下のエレベーターで手すりを設けたものにあつては、この限りでない。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(i) かごの昇降の操作をかご内の人が行うことができない一人乗りのエレベーター 出入口の部分を除き、高さ 65cm 以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から 7 cm (出入口の幅が 80cm 以下の場合にあつては、6 cm) 以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ 65cm 以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

(ii) (i) 以外のエレベーター 出入口の部分を除き、高さ 1 m 以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ 15cm 以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ 1 m 以上の丈夫な手すりを設けた部



分にあつては、この限りでない。

(2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。

(3) 用途、積載量(kgで表した重量とする。)及び最大定員(積載荷重を平成12年建設省告示第1415号第5号に定める数値とし、重力加速度を9.8m毎秒毎秒とし、一人当たりの体重を65kg、車いすの重さを110kgとして計算した定員をいう。)並びに一人乗りのエレベーターにあつては車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

□ 昇降路は、次に定める構造とすること。

(1) 高さ1.8m以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあつては、この限りでない。

(2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、4cm以下とすること。

(3) 釣合おもりを設ける場合にあつては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。

(4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。

ハ 制御器は、昇降行程が1.0mを超えるものにあつては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとする。

二 次に掲げる安全装置を設けること。

(1) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあつては、次に掲げる装置

(i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置

(ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置

(iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置

(2) かごが着脱式のものにあつては、かごとレールが確実に取り付けられていなければかごを昇降させることができない装置

(3) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあつては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

## ○ 建設省告示第1417号

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件

平成12年5月31日 建設省告示第1417号

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の12第1項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

一 踏段側部とスカートガードのすき間は、5mm以下とすること。

二 踏段と踏段のすき間は、5mm以下とすること。

三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面(以下「交差部」という。)の水平距離が50cm以下の部分にあつては、保護板を次のように設けること。

イ 交差部の下面に設けること。

ロ 端は厚さ6mm以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に20cm以下の高さまで届く長さの構造とすること。

ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

第2 令第129条の12第1項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度とする。

一 勾配が8度以下のもの 50m

二 勾配が8度を超過30度(踏段が水平でないもの)にあつては15度)以下のもの 45m

## 附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

# 11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 第十九条に規定する標識に関する省令

平成 18 年国土交通省令第 113 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十九条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令を次のように定める。

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

## 附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

# 12 移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令

平成 18 年 12 月 19 日国土交通省令第 116 号  
改正令和 3 年 3 月 30 日国土交通省令第 12 号

## 目次

- 第一章 総則（第一条―第二条の二）
- 第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第三条―第十条）
- 第三章 立体横断施設の構造（第十一条―第十六条）
- 第四章 乗合自動車停留所の構造（第十七条・第十八条）
- 第五章 路面電車停留場等の構造（第十九条―第二十一条）
- 第六章 自動車駐車場の構造（第二十二條―第三十二条）
- 第七章 旅客特定車両停留施設の構造（第三十三条―第四十三条）
- 第八章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第四十四条―第四十八条）
- 第九章 旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法（第四十九条―第五十八条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号の一般国道にあっては法第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準）並びに同条第三項及び第四項の主務省令で定める基準を定めるものとする。

##### （用語の定義）

第二条 この省令における用語の意義は、法第二条、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条（第四号及び第十三号に限る。）及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員又は道路構造令第四十一条第一項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除

いた幅員をいう。

- 二 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。
- 三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

##### （災害等の場合の適用除外）

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備、当該旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法並びに災害等のためこの省令に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この省令の規定によらないことができる。

## 第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

### （歩道）

第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

### （有効幅員）

第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

- 2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造令第三十九条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造令第四十条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

### （舗装）

第五条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

#### (勾配)

第六条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

#### (歩道等と車道等の分離)

第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

#### (高さ)

第八条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

#### (横断歩道に接続する歩道等の部分)

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

#### (車両乗入れ部)

第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

### 第三章 立体横断施設の構造

#### (立体横断施設)

第十一条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

#### (エレベーター)

第十二条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 籠の内法幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とすること。

二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とすること。

三 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては八十センチメートル以上とすること。

四 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

六 籠内に手すりを設けること。

七 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

十 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

十一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

#### (傾斜路)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設け

る傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。
  - 二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。
  - 三 横断勾配は、設けないこと。
  - 四 二段式の手すりを両側に設けること。
  - 五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
  - 六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
  - 七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
  - 八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
  - 九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
  - 十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を設けること。
- （エスカレーター）

第十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- 一 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置すること。
- 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- 三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- 四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- 五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- 七 踏み段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

（通路）

第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の

高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

- 二 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- 三 二段式の手すりを両側に設けること。
- 四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（階段）

第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。
- 二 二段式の手すりを両側に設けること。
- 三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- 四 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 五 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- 九 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- 十 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- 十一 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては一・二メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

#### 第四章 乗合自動車停留所の構造

（高さ）

第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

（ベンチ及び上屋）

第十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

## 第五章 路面電車停留場等の構造

### (乗降場)

第十九条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては二メートル以上とし、片側を使用するものにあつては一・五メートル以上とすること。
- 二 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- 三 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- 四 横断勾配は、一パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 六 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- 七 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

### (傾斜路の勾配)

第二十条 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- 一 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。
- 二 横断勾配は、設けないこと。

### (歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第二十一条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

## 第六章 自動車駐車場の構造

### (障害者用駐車施設)

第二十二条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。
- 3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
  - 一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
  - 二 有効幅員は、三・五メートル以上とすること。
  - 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

### (障害者用停車施設)

第二十三条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

- 一 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 車両への乗降のために供する部分の有効幅員は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

### (出入口)

第二十四条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- 一 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅員は、一・二メートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅員を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- 三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

### (通路)

第二十五条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とすること。
- 二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- 三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

### (エレベーター)

第二十六条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。
- 3 第十二条第一号から第四号までの規定は、第一項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）につ

いて準用する。

4 第十二条の規定は、第二項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第二十七条 第十三条の規定は、前条第一項の傾斜路について準用する。

(階段)

第二十八条 第十六条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第二十九条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十五条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第三十条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第三十一条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

一 第二十五条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過でき

る構造とすること。

六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に定める構造とするものとする。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

第三十二条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第三十条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

## 第七章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第三十三条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を一・二メートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第一項の一以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エ

スケーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第三十五条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第三十六条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

イ 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

#### (出入口)

第三十四条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

#### (エレベーター)

第三十五条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 籠の内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあつては、この限りでない。

二 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇

降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第一号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第十二条第五号から第十三号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

#### (傾斜路)

第三十六条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

一 有効幅員は、一・二メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、九十センチメートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、十二パーセント以下とすることができる。

三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第十三条第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

#### (エスカレーター)

第三十七条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第三号及び第四号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうちのみが適合していれば足りるものとする。

一 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

二 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

三 踏み段の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

四 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第十四条第二号から第五号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。



(階段)

第三十八条 第十六条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第三十九条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所(以下この号において「旅客特定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

五 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第四十条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第四十一条 第三十条から第三十二条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第三十一条第一項第一号中「第二十五条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第二十五条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第四十二条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第三十三条第一項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通

過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第四十三条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第八章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第四十四条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第三十三条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

### (視覚障害者誘導用ブロック)

第四十五条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第十二条第十一号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第六項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第四十二条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。
- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
- 4 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 5 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

### (休憩施設)

第四十六条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

### (照明施設)

第四十七条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留

場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

### (防雪施設)

第四十八条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

## 第九章 旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法

### (通路)

第四十九条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについては、次に掲げる基準を遵守するものとする。

- 一 籠内については、第三十五条第一号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、開閉する籠の出入口が音声により知らされるようにすること。
  - 二 籠内については、第十二条第九号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖が音声により知らされるようにすること。
  - 三 乗降口ビーについては、第十二条第十三号本文の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、到着する籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。
  - 四 籠内については、第十二条第十三号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。
- 2 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターその他の昇降機（エレベーターを除く。）であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものについては、車椅子使用者が当該昇降機を円滑に利用するために必要となる役務を提供するものとする。ただし、当該昇降機を使用しなくても円滑に昇降できる場合は、この限りでない。
- 3 移動等円滑化された通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保するものとする。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

### (エスカレーター)

第五十条 旅客特定車両停留施設のエスカレーターについては、第三十七条第三項の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向が音声により知らされるようにするものとする。

### (階段)

第五十一条 旅客特定車両停留施設の階段については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保するものとする。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

#### (乗降場)

第五十二条 旅客特定車両停留施設の乗降場については、スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に乗降するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供するものとする。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

#### (運行情報提供設備)

第五十三条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにするものとする。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

2 旅客特定車両の運行に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにするものとする。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

#### (便所)

第五十四条 便所の出入口付近については、第三十条第一項第一号の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造が音により視覚障害者に示されるようにするものとする。

2 移動等円滑化された通路と第三十条第二項第一号の便所が設けられた便所又は同項第二号の便所との間の経路における通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保するものとする。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

#### (乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第五十五条 乗車券等販売所については、次に掲げる基準を遵守するものとする。

一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の経路における通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

二 第四十二条第一項第三号ただし書の規定が適用される場合には、車椅子使用者からの求めに応じ、常時勤務する者がカウンターの前に出て対応すること。

2 前項の規定は、待合所及び案内所について準用する。この場合において、前項第二号中「第四十二条第一項第三号ただし書」とあるのは、「第四十二条第二項の規定により準用される同条第一項第三号ただし書」と読み替えるものとする。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）については、第四十二条第三項の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図るものとする。

#### (券売機)

第五十六条 第四十三条ただし書の規定が適用される場合には、同条ただし書の窓口については、高齢者、障害者等からの求めに応じ、乗車券等の販売を行うものとする。

#### (旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置の案内)

第五十七条 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所については、第四十四条第六項の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置が音により視覚障害者に示されるようにするものとする。

#### (視覚障害者を誘導する設備等)

第五十八条 第四十五条第一項の通路については、同条第五項の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、音声により視覚障害者を誘導するものとする。

2 第四十五条第二項ただし書の規定が適用される場合には、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備間の誘導を適切に実施するものとする。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

#### (経過措置)

2 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第三条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「二メートル」とあるのは、

「メートル」とする。

**附 則**（平成二四年三月一日国土交通省令第一〇号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和三年三月三〇日国土交通省令第一二号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二十八号）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

# 13 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令

平成 18 年 12 月 19 日国土交通省令第 115 号  
改正平成 24 年 3 月 1 日国土交通省令第 10 号

## (趣旨)

第 1 条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 13 条第 1 項に規定する都市公園移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（国の設置に係る都市公園にあっては同項に規定する都市公園移動等円滑化基準）を定めるものとする。

## (一時使用目的の特定公園施設)

第 2 条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この省令の規定によらないことができる。

## (園路及び広場)

第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)第 3 条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90 センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90 センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120 センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。

ハ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ハ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90 センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、8 パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

二 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ハ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第 11 条第二号に規定する点状ブロック等及び令第 21 条第 2 項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 次条から第 11 条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ 1 以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 2 条第二項の主要な公園施設に接続していること。

#### （屋根付広場）

第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

#### （休憩所及び管理事務所）

第 5 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

（1）幅は、80 センチメートル以上とすること。

（2）高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 カウンターを設ける場合は、そのうち 1 以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 8 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち 1 以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

#### （野外劇場及び野外音楽堂）

第 6 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、第 4 条第 1 項第一号の基準に適合するものであること。

二 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を 80 センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。

ハ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

- 三 当該野外劇場の収容定員が 200 以下の場合には当該収容定員に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、収容定員が 200 を超える場合は当該収容定員に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
- 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 8 条第二項、第 9 条及び第 10 条の基準に適合するものであること。
- 2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - 一 幅は 90 センチメートル以上であり、奥行きは 120 センチメートル以上であること。
  - 二 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
  - 三 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 3 前 2 項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

（駐車場）

- 第 7 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち 1 以上に、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合には当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- 2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
    - 一 幅は、350 センチメートル以上とすること。
    - 二 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- （便所）

- 第 8 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - 二 男子用小便器を設ける場合は、1 以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
  - 三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げ

る基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- 一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
  - 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 第 9 条 前条第 2 項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 幅は、80 センチメートル以上とすること。
    - ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
    - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
    - ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
  - ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - （1） 幅は、80 センチメートル以上とすること。
    - （2） 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
  - 二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- 2 前条第 2 項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
    - 一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
    - 二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
    - 三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
    - 四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。
  - 3 第 1 項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。
- 第 10 条 前条第 1 項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第 2 項第二号から第四号までの規定は、第 8 条第 2 項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第 2 項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
- （水飲場及び手洗場）
- 第 11 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

**(掲示板及び標識)**

第 12 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第 13 条 第 3 条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 3 条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

**附 則**

**(施行期日)**

第 1 条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日（平成 18 年 12 月 20 日）から施行する。

**(経過措置)**

第 2 条 この省令の施行の日から起算して 6 月を経過する日までの間は、第 3 条から第 11 条まで及び第 13 条の規定は適用しない。

**附 則（平成 24 年 3 月 1 日国土交通省令第 10 号）**

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 1 条第二号に掲げる規定の施行の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。



# 14 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令

平成 18 年 12 月 19 日国土交通省令第 111 号  
改正令和 4 年 3 月 31 日国土交通省令第 37 号

## 目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）	
第二章 旅客施設の構造及び設備	
第一節 総則（第三条）	
第二節 共通事項	
第一款 移動等円滑化された経路（第四条）	
第二款 通路等（第五条—第九条）	
第三款 案内設備（第十条—第十二条）	
第四款 便所（第十三条—第十五条）	
第五款 その他の旅客用設備（第十六条—第十八条）	
第三節 鉄道駅（第十八条の二—第二十一条）	
第四節 軌道停留場（第二十二条）	
第五節 バスターミナル（第二十三条）	
第六節 旅客船ターミナル（第二十四条—第二十六条）	
第七節 航空旅客ターミナル施設（第二十七条—第二十九条）	
第三章 車両等の構造及び設備	
第一節 鉄道車両（第三十条—第三十三条）	
第二節 軌道車両（第三十四条・第三十五条）	
第三節 乗合バス車両（第三十六条—第四十三条）	
第三節の二 貸切バス車両（第四十三条の二）	
第四節 福祉タクシー車両（第四十四条・第四十五条）	
第五節 船舶（第四十六条—第六十一条）	
第六節 航空機（第六十二条—第六十七条）	
第四章 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法	
第一節 総則（第六十八条）	
第二節 旅客施設	
第一款 総則（第六十九条）	
第二款 共通事項（第七十条—第七十八条）	
第三款 鉄道駅（第七十九条）	
第四款 軌道停留場（第八十条）	
第五款 バスターミナル（第八十一条）	
第六款 旅客船ターミナル（第八十二条）	
第七款 航空旅客ターミナル施設（第八十三条・第八十四条）	
第三節 車両等	
第一款 鉄道車両（第八十五条—第八十七条）	
第二款 軌道車両（第八十八条）	
第三款 乗合バス車両（第八十九条—第九十三条）	
第四款 貸切バス車両（第九十四条）	
第五款 福祉タクシー車両（第九十五条・第九十六条）	

第六款 船舶（第九十七条—第一百八条）
第七款 航空機（第九十九条—第一百十一条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （定義）

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準並びに同条第二項の新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準並びに同条第三項の旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準は、この省令の定めるところによる。

#### （定義）

- 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 視覚障害者誘導用ブロック 線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせることで床面に敷設したものをいう。
  - 二 線状ブロック 床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格 T 9251 に適合するものに限る。）をいう。
  - 三 点状ブロック 床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格 T 9251 に適合するものに限る。）をいう。
  - 四 内方線付き点状ブロック 点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせることで配列したブロックであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格 T 9251 に適合するものに限る。）をいう。
  - 五 車椅子スペース 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。
  - 五の二 優先席 主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。
  - 六 鉄道駅 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
  - 七 軌道停留場 軌道法（大正十年法律第七十六号）

による軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

八 バスターミナル 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

九 旅客船ターミナル 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十 航空旅客ターミナル施設 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十一 鉄道車両 鉄道事業法による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十二 軌道車両 軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十三 乗合バス車両 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。）をいう。

十三の二 貸切バス車両 道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものに限る。）をいう。

十四 福祉タクシー車両 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第一条の二に規定するものに限る。）をいう。

十五 船舶 海上運送法による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。）又は旅客不定期航路事業を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。

十六 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

2 前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。（災害等の場合の適用除外）

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客施設又は車両等の構造及び設備、当該旅客施設又は車両等

を使用した役務の提供の方法並びに災害等のためこの省令に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この省令の規定によらないことができる。

## 第二章 旅客施設の構造及び設備

### 第一節 総則

（適用範囲）

第三条 旅客施設の構造及び設備については、この章の定めるところによる。

### 第二節 共通事項

#### 第一款 移動等円滑化された経路

（移動等円滑化された経路）

第四条 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

2 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（第六項の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（第七項の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

- 5 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 幅は、百四十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。
  - 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
    - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
  - 三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - 四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
  - 五 照明設備が設けられていること。
- 6 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 一 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。
  - 二 勾配は、十二分の一以下であること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一以下とすることができる。
  - 三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内に踏幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。
- 7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
  - 二 籠の内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
  - 三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。
  - 四 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されて
- いることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。
- 五 籠内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。
  - 六 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。
  - 七 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備が設けられていること。
  - 八 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。
  - 九 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。
  - 十 籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。
  - 十一 乗降ロビーの幅は百五十センチメートル以上であり、奥行きは百五十センチメートル以上であること。
  - 十二 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。
- 8 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。
- 9 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。
- 一 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。
  - 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - 三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
  - 四 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。
  - 五 くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。
  - 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、

この限りでない。

七 幅は、八十センチメートル以上であること。

八 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

10 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

11 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（次項及び第七十条第四項において「乗継ぎ経路」という。）のうち、第二項から第九項までの基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

12 主たる乗継ぎ経路と前項の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

## 第二款 通路等

### （通路）

第五条 通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。

ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

### （傾斜路）

第六条 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。

四 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

### （エスカレーター）

第七条 エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けなければならない。

### （階段）

第八条 階段（踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限

りでない。

二 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

三 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

四 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

五 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。

六 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

七 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

八 照明設備が設けられていること。

### （視覚障害者誘導用ブロック等）

第九条 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施される時は、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と第四条第七項第十号の基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、第十二条第二項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第十六条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

3 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設しなければならない。

## 第三款 案内設備

### （運行情報提供設備）

第十条 車両等の運行（運航を含む。第七十四条において同じ。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

### （標識）

第十一条 エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（次条において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。

2 前項の標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合す

るものでなければならない。

#### (移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内)

第十二条 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。次項及び第七十五条において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第四条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

#### 第四款 便所

##### (便所)

第十三条 便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（次条において「車椅子使用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられていること。

二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。

第十四条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

四 出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

五 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上であること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の車椅子使用者用便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が車椅子使用者用便房であることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備が設けられていること。

3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

4 前条第二項第一号の高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房には、出入口に当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けたものであることを表示する標識を設けなければならない。

第十五条 第十三条第二項第二号の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けなければならない。

2 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに同条第二項第二号及び第三号の規定は、第十三条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房が車椅子使用者用便房」とあるのは「当該便所が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」と読み替えるものとする。

#### 第五款 その他の旅客用設備

##### (乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第十六条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上であること。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上であること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ハ 二に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過

する際に支障となる段がないこと。

二 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。  
（券売機）

第十七条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

（休憩設備）

第十八条 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けなければならない。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

2 前項の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

### 第三節 鉄道駅

（移動等円滑化された経路）

第十八条の二 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第四条第一項の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けなければならない。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。

（改札口）

第十九条 鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。

2 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示しなければならない。

（プラットホーム）

第二十条 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅

客に対しこれを警告するための設備を設けること。

二 プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。

三 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

四 排水のための横断勾配は、一パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

六 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）が設けられていること。

七 前号に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

八 プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

九 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

十 照明設備が設けられていること。

2 前項第四号及び第九号の規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しない。

（車椅子使用者用乗降口の案内）

第二十一条 鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項又は第二項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

### 第四節 軌道停留場

（準用）

第二十二条 前節の規定は、軌道停留場について準用する。

## 第五節 バスターミナル

### (乗降場)

第二十三条 バスターミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の乗合バス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「乗合バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- 三 当該乗降場に接して停留する乗合バス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

## 第六節 旅客船ターミナル

### (乗降用設備)

第二十四条 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下この節及び第八十二条において「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。
- 二 幅は、九十センチメートル以上であること。
- 三 手すりが設けられていること。
- 四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

### (視覚障害者誘導用ブロックの設置の例外)

第二十五条 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、第九条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

### (転落防止設備)

第二十六条 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けなければならない。

## 第七節 航空旅客ターミナル施設

### (保安検査場の通路)

第二十七条 航空旅客ターミナル施設の保安検査場（航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下同じ。）において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車椅子使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けなければならない。

- 2 前項の通路の幅は、九十センチメートル以上でなければならない。
- 3 保安検査場の通路に設けられる戸については、第四条第五項第二号口の規定は適用しない。
- 4 保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎

通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示するものとする。

### (旅客搭乗橋)

第二十八条 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第三号及び第四号については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上であること。
- 二 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。
- 三 勾配は、十二分の一以下であること。
- 四 手すりが設けられていること。
- 五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

2 旅客搭乗橋については、第九条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

### (改札口)

第二十九条 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。

## 第三章 車両等の構造及び設備

### 第一節 鉄道車両

#### (適用範囲)

第三十条 鉄道車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

#### (旅客用乗降口)

第三十一条 旅客用乗降口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 旅客用乗降口の床面の縁端とプラットホームの縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。
- 二 旅客用乗降口の床面とプラットホームとは、できる限り平らであること。
- 三 旅客用乗降口のうち一列車ごとに一以上は、幅が八十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 四 旅客用乗降口の床面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 五 旅客用乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備が設けられていること。
- 六 車内の段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、車内の段を容易に識別できるものであること。

#### (客室)

第三十二条 客室（特別急行料金等（鉄道事業法施行

- 規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十二条第一項に規定する特別急行料金等をいう。次項において同じ。）を適用する車両のものを除く。）には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一列車ごとに二以上（三両以下の車両で組成する列車にあっては、一以上）、特別車両以外の車両の座席の近傍に設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 一 車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。
  - 二 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
  - 三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - 四 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
  - 五 車椅子スペースである旨が表示されていること。
- 2 特別急行料金等を適用する車両の客室には、前項各号（新幹線鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道をいう。第二号において同じ。）の用に供する車両の客室にあっては、同項第二号を除く。）の基準に適合する車椅子スペースを一列車ごとに三以上（座席定員五百人以上の列車にあっては四以上、座席定員千一人以上の列車にあっては六以上）、次に掲げる基準に適合するように設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 一 特別車両以外の車両の座席の近傍に設けられていること。
  - 二 当該車椅子スペースのうち二以上（座席定員五百人未満の列車（新幹線鉄道の用に供するものを除く。）にあっては、一以上）は、窓に隣接していること。
  - 三 当該車椅子スペースのうち二以上（座席定員五百人未満の列車にあっては、一以上）は、座席に隣接していること。
  - 四 背当の角度を調整することができる車椅子を利用している二人以上の者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。
- 3 客室に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。
- 4 通路及び客室内には、手すりを設けなければならない。
- 5 便所を設ける場合は、そのうち一列車ごとに一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 6 前条第三号の基準に適合する旅客用乗降口と第一項又は第二項の規定により設けられる車椅子スペースとの間の通路のうち一以上及び一以上の車椅子スペースと前項の基準に適合する便所との間の通路のうち一以上の幅は、それぞれ八十センチメートル以上でなければならない。ただし、構造上の

理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

7 客室には、次に停車する鉄道駅の駅名その他の当該鉄道車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

8 客室内の旅客用乗降口の戸又はその付近には、当該列車における当該鉄道車両の位置その他の位置に関する情報を文字及び点字により表示しなければならない。ただし、鉄道車両の編成が一定していない等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

#### （車体）

第三十三条 鉄道車両の連結部（常時連結している部分に限る。）には、プラットホーム上の旅客の転落を防止するための設備を設けなければならない。ただし、プラットホームの設備等により旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

2 車体の側面に、鉄道車両の行き先及び種別を見やすいように表示しなければならない。ただし、行き先又は種別が明らかな場合は、この限りでない。

### 第二節 軌道車両

#### （準用）

第三十四条 前節の規定は、軌道車両（次条に規定する低床式軌道車両を除く。）について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十二条第一項に規定する特別急行料金等」とあるのは、「軌道法施行規則（大正十二年／内務／鉄道／省令）第二十一条第二項第二号に規定する料金」と読み替えるものとする。

#### （低床式軌道車両）

第三十五条 前節（第三十一条第三号ただし書並びに第三十二条第一項ただし書、第五項ただし書及び第六項ただし書を除く。）の規定は、低床式軌道車両（旅客用乗降口の床面の軌条面からの高さが四十センチメートル以下の軌道車両であって、旅客用乗降口から客室の主要部分までの通路の床面に段がないものをいう。）について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十二条第一項に規定する特別急行料金等」とあるのは、「軌道法施行規則（大正十二年／内務／鉄道／省令）第二十一条第二項第二号に規定する料金」と読み替えるものとする。

### 第三節 乗合バス車両

#### （適用範囲）

第三十六条 乗合バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

#### （乗降口）

第三十七条 乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。

2 乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 幅は、八十センチメートル以上であること。



二 スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

#### （床面）

第三十八条 国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

2 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

#### （車椅子スペース）

第三十九条 乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四 車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六 車椅子スペースである旨が表示されていること。

七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。

#### （優先席）

第三十九条の二 乗合バス車両に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

#### （通路）

第四十条 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2 通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

#### （運行情報提供設備等）

第四十一条 乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2 乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

3 乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければ

ならない。

#### （意思疎通を図るための設備）

第四十二条 乗合バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗合バス車両内に表示するものとする。

#### （基準の適用除外）

第四十三条 地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した乗合バス車両については、第三十七条から前条まで（第三十七条第一項、第三十八条第二項及び前条を除く。）に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該乗合バス車両ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 車名及び型式

三 車台番号

四 使用の本拠の位置

五 認定により適用を除外する規定

六 認定を必要とする理由

4 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定の取消しを求める申請があったとき。

二 第二項の規定による条件に違反したとき。

### 第三節の二 貸切バス車両

#### （準用）

第四十三条の二 前節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条の二、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の規定は貸切バス車両について準用する。この場合において、第四十一条第一項中「次に停車する停留所の名称」とあるのは「目的地」と、「文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備」とあるのは「音声により提供するための設備」と読み替えるものとする。

### 第四節 福祉タクシー車両

#### （適用範囲）

第四十四条 福祉タクシー車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

#### （福祉タクシー車両）

第四十五条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。第九十六条第一項において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 スロープ板、リフト、寝台等（寝台及び担架をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。）その他の車椅子使用者又は寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられ

ていること。

二 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。

三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。

四 事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。

五 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備が備えられていること。

2 回転シート車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条の二に規定する設備を備えたものをいう。第九十六条第二項において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 折り畳んだ車椅子を備えておくスペースが一以上設けられていること。

二 事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。

三 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備が備えられていること。

## 第五節 船舶

### （適用範囲）

第四十六条 船舶の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

### （乗降用設備）

第四十七条 船舶に乗降するためのタラップその他の設備を備える場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。

二 幅は、八十センチメートル以上であること。

三 手すりが設けられていること。

四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

### （出入口）

第四十八条 旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう。第九十九条第一項において同じ。）のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、八十センチメートル以上であること。

二 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

2 車両区域の出入口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、八十センチメートル以上であること。

二 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

三 高齢者、障害者等が車両から乗降するための場所であって、次に掲げる基準に適合するもの（以下この号において「乗降場所」という。）が設けら

れていること。

イ 幅は、三百五十センチメートル以上であること。

ロ 車両区域の出入口に隣接して設けられていること。ただし、乗降場所と車両区域の出入口との間に幅が八十センチメートル以上である通路を一以上設ける場合は、この限りでない。

ハ 乗降場所であることを示す表示が設けられていること。

### （客席）

第四十九条 航行予定時間が八時間未満の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 椅子席、座席又は寝台であること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

三 手すりが設けられていること。

四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

2 航行予定時間が八時間以上の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 椅子席、座席又は寝台であること。

二 椅子席が設けられる場合は、その収容数二十五人ごとに一以上は、前項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。

三 座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数二十五人ごとに一以上は、前項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。

### （車椅子スペース）

第五十条 旅客定員百人ごとに一以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを車椅子使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。ただし、航行予定時間が八時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。

一 車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。

二 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

四 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

五 車椅子を固定することができる設備が設けられていること。

六 車椅子スペースである旨が表示されていること。

### （通路）

第五十一条 第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項の基準に適合する車両区域の出入口と第四十九条第一項又は第二項の基準に適合する客席（以下「基準適合客席」という。）及び前条の規定により設けられた車椅子スペース（以下「船内車椅子スペース」という。）との間の通路のうちそれぞれ一以上は、次に掲げる基準に適合するも

のでなければならない。

- 一 幅は、八十センチメートル以上であること。
- 二 手すりが設けられていること。
- 三 手すりの端部の付近には、当該通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 五 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
- 六 当該通路の末端の付近の広さは、車椅子の転回に支障のないものであること。

2 前項の規定は、基準適合客席及び船内車椅子スペースと船内旅客用設備（便所（第五十四条第三項の規定により準用される第十三条第二項の基準に適合する便所に限る。）、第五十五条の基準に適合する食堂、第五十六条の基準に適合する売店及び総トン数二十トン以上の船舶の遊歩甲板（通常の航行時において旅客が使用する暴露甲板（通路と兼用のものは除く。）であって、基準適合客席と同一の甲板にあるものをいう。第五十七条において同じ。）をいう。以下同じ。）との間の通路のうちそれぞれ一以上について準用する。この場合において、前項第一号中「八十センチメートル」とあるのは「百二十センチメートル」と、同項第六号中「支障のないものであること」とあるのは「支障のないものであり、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回し及び車椅子使用者同士がすれ違うことができる広さの場所が設けられていること」と読み替えるものとする。

- 3 前二項の通路に戸（暴露されたものを除く。）を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - 一 幅は、八十センチメートル以上であること。
  - 二 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

#### （階段）

第五十二条 第八条（同条第一号ただし書、第三号ただし書及び第八号を除く。）の規定は、前条第一項及び第二項の通路に設置される階段について準用する。この場合において、第八条第一号中「手すりが両側に」とあるのは、「手すりが」と読み替えるものとする。

#### （昇降機）

第五十三条 第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項の基準に適合する車両区域の出入口と基準適合客席又は船内車椅子スペースが別甲板にある場合には、第五十一条第一項の基準に適合する通路に、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを一以上設けなければならない。

- 2 前項の規定により設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - 一 籠の広さは、車椅子使用者が乗り込むのに十分なものであること。
  - 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたもの

であること。

- 3 第四条第七項第一号、第五号、第七号及び第十一号の規定は、第一項の規定により設けられるエレベーターについて準用する。この場合において、同号中「幅は百五十センチメートル以上」とあるのは「幅は百四十センチメートル以上」と、「奥行きは百五十センチメートル以上」とあるのは「奥行きは百三十五センチメートル以上」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定により設けられるエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - 一 エスカレーターが一のみ設けられる場合にあつては、昇降切換装置が設けられていること。
  - 二 勤務する者を呼び出すための装置が設けられていること。
- 5 第四条第九項（同項第一号及び第六号を除く。）の規定は、第一項の規定により設けられるエスカレーターについて準用する。
- 6 基準適合客席又は船内車椅子スペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、第五十一条第二項において準用する同条第一項の基準に適合する通路にエレベーターを一以上設けなければならない。
- 7 第四条第七項（同項第四号を除く。）及び第二項第二号の規定は、前項の規定により設けられるエレベーターについて準用する。

#### （便所）

第五十四条 便所を設ける場合は、腰掛便座及び手すりが設けられた便房を一以上設けなければならない。

- 2 第十三条第一項の規定は、船舶に便所を設ける場合について準用する。
- 3 第十三条第二項、第十四条（同条第一項第一号、第三号ただし書並びに第四項を除く。）及び第十五条第二項の規定は、他の法令の規定により便所を設けることとされている船舶の便所について準用する。この場合において、第十三条第二項第一号中「及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上」とあるのは「が一以上」と、第十四条第一項第四号中「車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房」とあるのは「車椅子使用者用便房」と、同条第二項第三号中「腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備」とあるのは「手を洗うための水洗器具」と、第十五条第二項中「前条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「前条第一項第二号、第三号（ただし書を除く。）」と、「高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」とあるのは「車椅子使用者が円滑に利用することができる構造のもの」と、同項第三号中「腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備」とあるのは「手を洗うための水洗器具」と読み替えるものとする。

### (食堂)

第五十五条 専ら旅客の食事の用に供する食堂を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
- 二 出入口には段がないこと。
- 三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 四 椅子の収容数百人ごとに一以上の割合で、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造を有するテーブルを配置すること。
- 五 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備が備えられていること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該食堂に表示すること。

### (売店)

第五十六条 一以上の売店（専ら人手により物品の販売を行うための設備に限る。第五十五条において同じ。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該売店に表示するものとする。

### (遊歩甲板)

第五十七条 総トン数二十トン以上の船舶の遊歩甲板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
- 二 段を設ける場合は、スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
- 三 戸（遊歩甲板の出入口の戸を除く。）を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 幅は、八十センチメートル以上であること。
  - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- 四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 五 手すりが設けられていること。

### (点状ブロック)

第五十八条 階段及びエスカレーターの上端及び下端並びにエレベーターの操作盤に近接する通路には、点状ブロックを敷設しなければならない。

### (運航情報提供設備)

第五十九条 目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

### (基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置の案内)

第六十条 基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。

2 基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

### (基準の適用除外)

第六十一条 一般定期航路事業の用に供する総トン数五トン未満の船舶及び旅客不定期航路事業の用に供する総トン数二百トン未満の船舶については、この省令の規定によらないことができる。

- 2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）が、その構造又は航行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した船舶については、第四十七条から前条までに掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該船舶ごとに指定したものは、適用しない。
- 3 第四十三条第二項から第四項まで（同条第三項第二号を除く。）の規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「車台番号」とあるのは「船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号」と、同項第四号中「使用の本拠の位置」とあるのは「就航航路」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により準用される第四十三条第三項の申請書は、運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

## 第六節 航空機

### (適用範囲)

第六十二条 航空機の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

### (乗降用設備)

第六十二条の二 旅客搭乗橋が設けられていないことその他の理由により旅客搭乗橋を使用できない場合に備えて航空機に乗降するためのタラップその他の設備（以下この条及び第一百十条において「乗降用設備」という。）を備えるときは、そのうち一以上は、次の各号のいずれかに掲げるものでなければならない。ただし、高齢者、障害者等の円滑な乗降のために十分な強度を有する器具が一以上備えられている場合又は航空機の形状上の理由により当該乗降用設備及び当該器具のいずれも使用できない場合は、この限りでない。

- 一 リフトを設けることにより高齢者、障害者等が円滑に航空機に乗降することが可能な乗降用設備
  - 二 傾斜路を設けることにより高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま航空機に乗降することが可能なタラップ
- 2 前項第一号に規定する乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 リフトの出入口の幅及び広さは、第六十五条の規定により備え付けられる車椅子を使用する者が乗り込むのに十分なものであること。
  - 二 リフト内に手すりが設けられていること。
  - 三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 3 第一項第二号に規定するタラップは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。
- 二 幅は、第六十五条の規定により備え付けられる車椅子を使用する者が円滑に通行することができるものであること。
- 三 当該タラップの縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。
- 四 手すりが設けられていること。
- 五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

**(通路)**

第六十三条 客席数が六十以上の航空機の通路は、第六十五条の規定により備え付けられる車椅子を使用する者が円滑に通行することができる構造でなければならない。

**(可動式のひじ掛け)**

第六十四条 客席数が三十以上の航空機には、通路に面する客席（構造上の理由によりひじ掛けを可動式とできないものを除く。）の半数以上について、通路側に可動式のひじ掛けを設けなければならない。

**(車椅子の備付け)**

第六十五条 客席数が六十以上の航空機には、当該航空機内において利用できる車椅子を備えなければならない。

**(運航情報提供設備)**

第六十六条 客席数が三十以上の航空機には、当該航空機の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

**(便所)**

第六十七条 通路が二以上の航空機には、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所を一以上設けなければならない。

**第四章 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法**

**第一節 総則**

**(旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準の遵守に係る体制の確保)**

第六十八条 公共交通事業者等は、この章に定める旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を遵守するため、人員の配置その他の必要な体制の確保を図らなければならない。

**第二節 旅客施設**

**第一款 総則**

**(適用範囲)**

第六十九条 旅客施設を使用した役務の提供の方法については、この節の定めるところによる。

**第二款 共通事項**

**(移動等円滑化された経路)**

第七十条 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターについては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 籠内については、第四条第七項第二号ただし書

の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、開閉する籠の出入口が音声により知らされるようにすること。

二 籠内については、第四条第七項第八号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖が音声により知らされるようにすること。

三 乗降ロビーについては、第四条第七項第十二号本文の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、到着する籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

四 籠内については、第四条第七項第十二号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

2 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターその他の昇降機（エレベーターを除く。）であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものについては、車椅子使用者が当該昇降機を円滑に利用するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該昇降機を使用しなくても円滑に昇降できる場合は、この限りでない。

3 移動等円滑化された経路を構成する通路については、照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保しなければならない。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

4 前各項の規定は、乗継ぎ経路について準用する。

**(エスカレーター)**

第七十一条 エスカレーターについては、第七条の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向が音声により知らされるようにしなければならない。

**(階段)**

第七十二条 階段については、照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保しなければならない。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

**(視覚障害者を誘導する設備等)**

第七十三条 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものについては、第九条第一項本文の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、音声その他の方法により視覚障害者を誘導しなければならない。

2 第九条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定が適用される場合には、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備間の誘導を適切に実施しなければならない。

**(運行情報提供設備)**

第七十四条 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにしなければならない。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

2 車両等の運行に関する情報を音声により提供す

るための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにしなければならない。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

#### (旅客施設の構造及び主要な設備の配置の案内)

第七十五条 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所については、第十二条第二項の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、旅客施設の構造及び主要な設備の配置が音により視覚障害者に示されるようにしなければならない。

#### (便所)

第七十六条 便所の出入口付近については、第十三条第一項第一号の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造が音により視覚障害者に示されるようにしなければならない。

2 移動等円滑化された経路と第十三条第二項第一号の便所が設けられた便所又は同項第二号の便所との間の経路における通路については、照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保しなければならない。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

#### (乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第七十七条 乗車券等販売所については、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路については、照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

二 第十六条第一項第三号ただし書の規定が適用される場合には、車椅子使用者からの求めに応じ、常時勤務する者がカウンターの前に出て対応すること。

2 前項の規定は、待合所及び案内所について準用する。この場合において、前項第二号中「第十六条第一項第三号ただし書」とあるのは、「第十六条第二項の規定により準用される同条第一項第三号ただし書」と読み替えるものとする。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）については、第十六条第三項の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図らなければならない。

#### (券売機)

第七十八条 第十七条ただし書の規定が適用される場合には、同条ただし書の窓口については、高齢者、障害者等からの求めに応じ、乗車券等の販売を行わなければならない。

### 第三款 鉄道駅

#### (プラットホーム)

第七十九条 鉄道駅のプラットホームについては、次

に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 第二十条第一項第三号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

二 列車の接近を文字等により警告するための設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、当該接近について文字等により警告が受けられるようにすること。

三 列車の接近を音声により警告するための設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、当該接近について音声により警告が受けられるようにすること。

四 照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

### 第四款 軌道停留場

#### (準用)

事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報が音により視覚障害者に示されるようにすること。ただし、同号ただし書の規定が適用される場合には、同号ただし書の者がこれらの情報を提供すること。

四 第四十五条第一項第五号の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図ること。

2 回転シート車については、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 第四十五条第二項第二号の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報が音により視覚障害者に示されるようにすること。ただし、同号ただし書の規定が適用される場合には、同号ただし書の者がこれらの情報を提供すること。

二 第四十五条第二項第三号の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図ること。

### 第六款 船舶

#### (適用範囲)

第九十七条 船舶を使用した役務の提供の方法については、この款の定めるところによる。

#### (乗降用設備)

第九十八条 船舶に乗降するためのタラップその他の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

#### (出入口)

第九十九条 旅客が乗降するための出入口については、第四十八条第一項第二号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に通過するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円

滑に通過できる場合は、この限りでない。

- 2 車両区域の出入口については、第四十八条第二項第二号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に通過するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に通過できる場合は、この限りでない。

(車椅子スペース)

第百条 船内車椅子スペースについては、第五十条第五号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、車椅子を固定するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても車椅子を固定できる場合又は車椅子の構造上の理由により車椅子の固定が困難な場合は、この限りでない。

(通路)

第百一条 第五十一条第一項の通路については、同項第五号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に通過するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に通過できる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第五十一条第二項の通路について準用する。この場合において、前項中「同項第五号」とあるのは、「同条第二項の規定により準用される同条第一項第五号」と読み替えるものとする。

(昇降機)

第百二条 第五十一条第二項において準用する同条第一項の基準に適合する通路に設けられたエレベーターについては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 籠内については、第五十三条第七項の規定により準用される第四条第七項第二号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、開閉する籠の出入口が音声により知らされるようにすること。
  - 二 籠内については、第五十三条第七項の規定により準用される第四条第七項第八号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖が音声により知らされるようにすること。
  - 三 乗降口ビーについては、第五十三条第七項の規定により準用される第四条第七項第十二号本文の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、到着する籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。
  - 四 籠内については、第五十三条第七項の規定により準用される第四条第七項第十二号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。
- 2 第五十一条第一項の基準に適合する通路に設けられたエスカレーターその他の昇降機（エレベーターを除く。）であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものについては、車椅子使用者が当該昇降機を円滑に利用するために必要となる役務

を提供しなければならない。ただし、当該昇降機を使用しなくても円滑に昇降できる場合は、この限りでない。

(便所)

第百三条 便所の出入口付近については、第五十四条第二項の規定により準用される第十三条第一項第一号の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造が音により視覚障害者に示されるようにしなければならない。

(食堂)

第百四条 専ら旅客の食事の用に供する食堂については、第五十五条第五号の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図らなければならない。

(売店)

第百五条 売店については、第五十六条の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図らなければならない。

(遊歩甲板)

第百六条 総トン数二十トン以上の船舶の遊歩甲板については、第五十七条第二号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に通過するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に通過できる場合は、この限りでない。

(運航情報提供設備)

第百七条 目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにしなければならない。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

- 2 目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにしなければならない。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

(基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置の案内)

第百八条 第六十条第二項の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置が音により視覚障害者に示されるようにしなければならない。

第七款 航空機

(適用範囲)

第百九条 航空機を使用した役務の提供の方法については、この款の定めるところによる。

(乗降用設備)

第百十条 乗降用設備又は第六十二条の二第一項ただし書の器具が備えられた場合には、当該乗降用設備又は器具を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降

するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該乗降用設備又は器具を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

#### (運航情報提供設備)

第百十一条 客席数が三十以上の航空機については、当該航空機の運航に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合第八十条 前条の規定は、軌道停留場について準用する。この場合において、前条第一号中「第二十条第一項第三号」とあるのは、「第二十二條の規定により準用される第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

### 第五款 バスターミナル

#### (乗降場)

第八十一条 バスターミナルの乗降場については、スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に乗降するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

### 第六款 旅客船ターミナル

#### (乗降用設備)

第八十二条 旅客船ターミナルについては、乗降用設備が設置された場合には、当該乗降用設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該乗降用設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

### 第七款 航空旅客ターミナル施設

#### (保安検査場)

第八十三条 航空旅客ターミナル施設の保安検査場については、第二十七条第四項の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図らなければならない。

#### (旅客搭乗橋)

第八十四条 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋については、第二十八条第一項第二号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

## 第三節 車両等

### 第一款 鉄道車両

#### (適用範囲)

第八十五条 鉄道車両を使用した役務の提供の方法については、この款の定めるところによる。

#### (旅客用乗降口)

第八十六条 旅客用乗降口については、第三十一条第五号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、旅客用乗降口の戸の開閉する側が音声により知らされるようにしなければならない。

#### (客室)

第八十七条 客室については、次に停車する鉄道駅の駅名その他の当該鉄道車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場

合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにしなければならない。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

2 客室については、次に停車する鉄道駅の駅名その他の当該鉄道車両の運行に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにしなければならない。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

## 第二款 軌道車両

#### (準用)

第八十八条 前条の規定は、軌道車両について準用する。この場合において、第八十六条中「第三十一条第五号」とあるのは、「第三十四条又は第三十五条の規定により準用される第三十一条第五号」と読み替えるものとする。

## 第三款 乗合バス車両

#### (適用範囲)

第八十九条 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法については、この款の定めるところによる。

#### (乗降口)

第九十条 乗降口については、第三十七条第二項第二号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

#### (車椅子スペース)

第九十一条 車椅子スペースについては、第三十九条第三号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子を固定するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても車椅子を固定できる場合又は車椅子の構造上の理由により車椅子の固定が困難な場合は、この限りでない。

#### (運行情報提供設備等)

第九十二条 乗合バス車両内については、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにしなければならない。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

2 乗合バス車両内については、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにしなければならない。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

3 乗合バス車両については、車外用放送設備が設けられた場合には、当該車外用放送設備を使用して、行き先その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報が音声により適時に提供されるようにしなければならない。



(意思疎通を図るための設備)

第九十三条 乗合バス車両内については、第四十二条の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図らなければならない。

第四款 貸切バス車両

(準用)

第九十四条 前款(第九十二条第一項及び第三項を除く。)の規定は、貸切バス車両について準用する。この場合において、第九十条中「第三十七条第二項第二号」とあるのは「第四十三条の二の規定により準用される第三十七条第二項第二号」と、第九十一条中「第三十九条第三号」とあるのは「第四十三条の二の規定により準用される第三十九条第三号」と、第九十二条第二項中「次に停車する停留所の名称」とあるのは「目的地」と、第九十三条中「第四十二条」とあるのは「第四十三条の二の規定により準用される第四十二条」と読み替えるものとする。

第五款 福祉タクシー車両

(適用範囲)

第九十五条 福祉タクシー車両を使用した役務の提供の方法については、この款の定めるところによる。

(福祉タクシー車両)

第九十六条 車椅子等対応車については、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 第四十五条第一項第一号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者又は寝台等を使用している者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

二 第四十五条第一項第三号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子又は寝台等の用具を固定するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該設備を使用しなくても車椅子若しくは当該用具を固定できる場合又は車椅子若しくは当該用具の構造上の理由により車椅子若しくは当該用具の固定が困難な場合は、この限りでない。

三 第四十五条第一項第四号の設備(音によるものに限る。)が設けられた場合には、当該設備を使用して、には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにしなければならない。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

2 客席数が三十以上の航空機については、当該航空機の運航に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにしなければならない。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

(移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準の廃止)

第二条 移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(平成十二年運輸省・建設省令第十号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行前に法附則第二条第二号による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第五条第二項の規定による届出をした旅客施設の建設又は改良については、第四条第五項第五号、第六条第三号、第七条、第八条第八号、第十一条、第十九条第二項並びに第二十条第一項第六号及び第十号の規定は適用せず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する鉄道車両又は軌道車両については、第三十二条第八項(第三十四条及び第三十五条において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 平成十四年五月十五日前に製造された鉄道車両であって、公共交通事業者等がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するもののうち、地方運輸局長が認定したのものについては、この省令の規定のうちから当該地方運輸局長が当該鉄道車両ごとに指定したものは、適用しない。

4 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

5 第三項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 車種及び記号番号
- 三 車両番号
- 四 使用区間
- 五 製造年月日
- 六 認定により適用を除外する規定
- 七 認定を必要とする理由

6 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定の取消しを求める申請があったとき。
- 二 第四項の規定による条件に違反したとき。

7 第三項から前項までの規定は、平成十四年五月十五日前に製造された軌道車両であって、公共交通事業者等がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するものについて準用する。この場合において、第三項、第五項及び前項中「地方運輸局長」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

8 第三項から第六項までの規定は、平成十二年十一月十五日前に道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十八条第一項に規定する自動車検査証の交付を受けたバス車両であって、公共交通事業者等がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するものについて準用する。この場合において、第五項第二号中「車種及び記号番号」とあるのは「車

名及び型式」と、同項第三号中「車両番号」とあるのは「車台番号」と、同項第四号中「使用区間」とあるのは「使用の本拠の位置」と、同項第五号中「製造年月日」とあるのは「自動車検査証の交付を受けた年月日」と読み替えるものとする。

9 第三項から第六項まで（第五項第二号を除く。）の規定は、平成十四年五月十五日前に船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書の交付を受けた船舶であって、公共交通事業者等がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するものについて準用する。この場合において、第三項及び第五項各号列記以外の部分中「地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同項第三号中「車両番号」とあるのは「船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号」と、同項第四号中「使用区間」とあるのは「就航航路」と、同項第五号中「製造年月日」とあるのは「船舶検査証書の交付を受けた年月日」と、第六項中「地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と読み替えるものとする。

10 前項の規定により準用される第五項の申請書は、運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

11 第三項から第六項まで（第五項第四号を除く。）の規定は、平成十四年五月十五日前に航空法第十条第一項に規定する耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空証明を受けた航空機その他これに準ずるものとして国土交通大臣が認める航空機であって、公共交通事業者等がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するものについて準用する。この場合において、第三項及び第五項各号列記以外の部分中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と、同項第二号中「車種及び記号番号」とあるのは「種類及び型式」と、同項第三号中「車両番号」とあるのは「国籍記号及び登録記号」と、同項第五号中「製造年月日」とあるのは「耐空証明を受けた年月日（これに準ずるものとして国土交通大臣が認める航空機にあつては、その準ずる事由及び当該準ずる事由が生じた年月日）」と、第六項中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

**附 則 （平成三〇年三月三〇日国土交通省令第一三三号）**

**（施行期日）**

1 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

**（経過措置）**

2 この省令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第九条第一項の申請又は同条第二項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出をした旅客施設の建設又は改良については、この省令による改正後の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第四条第八項及

び第十項から第十二項まで、第十三条から第十五条まで、第十八条の二並びに第二十条第一項第六号及び第七号の規定は適用せず、なお従前の例による。

**附 則 （平成三〇年九月二〇日国土交通省令第七一号） 抄**

**（施行期日）**

第一条 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

**附 則 （平成三一年三月八日国土交通省令第七号） 抄**

**（施行期日）**

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

**（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）**

第三条 施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成三十一年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて、平成三十五年四月一日前に船舶所有者に引き渡されたもの（旅客不定期航路事業者が施行後に新たにその事業の用に供するものうち、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認定したものに限る。）については、この省令の規定のうちから当該地方運輸局長が当該船舶ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 船名及び船舶番号

三 就航航路

四 建造契約が結ばれた年月日（建造契約がない船舶にあつては、建造に着手した年月日）及び船舶所有者に引き渡された年月日

五 認定により適用を除外する規定

六 認定を必要とする理由

4 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定の取消しを求める申請があつたとき。

二 第二項の規定による条件に違反したとき。

5 第三項の申請書は、運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

**附 則 （令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則 （令和二年一〇月三〇日国土交通省令第八五号）**

**（施行期日）**

第一条 この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に製造に係る契約が結ばれた新幹線鉄道の用に供する鉄道車両であって、令和四年一月三十一日前に鉄道事業者を引き渡されたもの（当該鉄道事業者がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するもののうち、当該鉄道事業者の申請によりやむを得ない理由があると地方運輸局長が認定したものに限る。）については、第二条の規定による改正後の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令第三十二条第二項の規定のうちから当該地方運輸局長が当該鉄道車両ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 車種及び記号番号

三 車両番号

四 使用区間

五 製造に係る契約が結ばれた年月日及び鉄道事業者を引き渡された年月日

六 認定により適用を除外する規定

七 認定を必要とする理由

4 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定の取消しを求める申請があったとき。

二 第二項の規定による条件に違反したとき。

附 則 (令和三年一月二〇日国土交通省令第一号)  
この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日国土交通省令第三七号)  
(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 鉄道事業者は、この省令による改正後の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（第三項及び第五項において「新令」という。）第三十二条第二項の規定が適用される鉄道車両（同項に規定する新幹線鉄道の用に供するものを除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものについて、地方運輸局長に同項の規定の全部又は一部の適用の除外を申請することができる。

一 この省令の施行前に製造に係る契約が結ばれたものであること。

二 令和五年六月三十日前に当該鉄道事業者に引き渡されるものであること。

三 当該鉄道事業者がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するものであること。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 車種及び記号番号

三 車両番号

四 使用区間

五 製造に係る契約が結ばれた年月日及び鉄道事業者を引き渡される年月日

六 認定により適用を除外する規定

七 認定を必要とする理由

3 地方運輸局長は、第一項の規定による申請があった場合において、鉄道事業の円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあることその他の新令第三十二条第二項の規定の全部又は一部を適用しないことについて相当な理由があると認めるときは、同項の規定のうち適用しないこととするものを指定して、その認定をするものとする。

4 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

5 第三項の認定を受けた鉄道車両については、新令第三十二条第二項の規定の全部又は一部（第三項の規定により指定されたものに限る。）は、適用しない。

6 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定の取消しを求める申請があったとき。

二 第四項の規定による条件に違反したとき。

7 前各項の規定は、軌道車両について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第五項中「第三十二条第二項」とあるのは「第三十四条又は第三十五条において準用する第三十二条第二項」と、第一項から第三項まで及び前項中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

# 15 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

平成 18 年 12 月 5 日国土交通省令第 112 号

## (趣旨)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 11 条第 1 項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）及び駐車場法施行規則（平成 12 年／運輸省／建設省／令第 12 号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

## (路外駐車場車いす使用者用駐車施設)

第 2 条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を 1 以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、350 センチメートル以上とすること。
- 二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- 三 次条第 1 項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

## (路外駐車場移動等円滑化経路)

第 3 条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち 1 以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
- 二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。
- 三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
  - イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。
  - ロ 50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- 四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
  - イ 幅は、段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。

ハ 高さが 75 センチメートルを超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

## (特殊の装置)

第 4 条 前 2 条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前 2 条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

## 附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日（平成 18 年 12 月 20 日）から施行する。

# 16 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定道路の構造の基準に関する条例

平成 25 年 3 月 5 日条例第 28 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この条例において「特定道路」とは、生活関連経路を構成する道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）で使用する用語の例による。

## (歩道等に係る基準)

第 3 条 道路には、歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設けるものとする。ただし、道路の敷地の形状により設けることが困難な場合は、この限りでない。

2 歩道等は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (立体横断施設に係る基準)

第 4 条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設を設けるものとする。ただし、道路の敷地の形状により設けることが困難な場合は、この限りでない。

2 立体横断施設は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (乗合自動車停留所に係る基準)

第 5 条 乗合自動車停留所を設ける場合は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (路面電車停留場に係る基準)

第 6 条 路面電車停留場を設ける場合は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (自動車駐車場に係る基準)

第 7 条 自動車駐車場を設ける場合は、規則で定める

基準の細目に適合するものでなければならない。

## (移動等円滑化のために必要なその他の施設等に係る基準)

第 8 条 第 3 条及び第 4 条に規定するもののほか、道路には、移動等円滑化のために必要な次に掲げる施設等を設けるものとする。

- (1) 案内標識
- (2) 視覚障害者誘導用設備
- (3) 休憩施設
- (4) 照明施設

2 前項各号に掲げる施設等は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## 附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

# 17 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定道路の構造の基準に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 29 日規則第 59 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定道路の構造の基準に関する条例（平成 25 年 3 月世田谷区条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

## (歩道等に係る基準の細目)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規則で定める基準の細目は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 歩道等と車道等の分離 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成 19 年 4 月世田谷区規則第 55 号。以下「ユニバーサルデザイン規則」という。）別表第 6 の 3 の 1 の項遵守基準の欄に定める基準
- (2) 有効幅員等 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 2 の項遵守基準の欄に定める基準
- (3) 横断歩道 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 3 の項遵守基準の欄に定める基準
- (4) 歩道等と車道等との段差 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 6 の項遵守基準の欄、7 の項遵守基準の欄及び 8 の項遵守基準の欄に定める基準
- (5) 車両乗入れ部 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 9 の項遵守基準の欄に定める基準
- (6) 舗装等 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 10 の項遵守基準の欄に定める基準
- (7) 縦断勾配 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 11 の項遵守基準の欄に定める基準
- (8) 横断勾配 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 12 の項遵守基準の欄に定める基準

## (立体横断施設に係る基準の細目)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 4 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (乗合自動車停留所に係る基準の細目)

第 5 条 条例第 5 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 17 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (路面電車停留場に係る基準の細目)

第 6 条 条例第 6 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 18 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (自動車駐車場に係る基準の細目)

第 7 条 条例第 7 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 16 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (移動等円滑化のために必要なその他の施設等に係る基準の細目)

第 8 条 条例第 8 条第 2 項の規則で定める基準の細目は、次の各号に掲げる施設等に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 案内標識 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 14 の項遵守基準の欄に定める基準
- (2) 視覚障害者誘導用設備 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 13 の項遵守基準の欄に定める基準
- (3) 休憩施設 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 5 の項遵守基準の欄に定める基準
- (4) 照明施設 ユニバーサルデザイン規則別表第 6 の 3 の 15 の項遵守基準の欄に定める基準

## (委任)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

## 附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

# 18 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定公園施設の設置の基準等に関する条例

平成 25 年 3 月 5 日条例第 23 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準等を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

## (一時使用目的の特定公園施設)

第 3 条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

## (園路及び広場に係る基準)

第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する令第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (屋根付広場に係る基準)

第 5 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (休憩所に係る基準)

第 6 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (野外劇場及び野外音楽堂に係る基準)

第 7 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (駐車場に係る基準)

第 8 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (便所に係る基準)

第 9 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、規則

で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (水飲場及び手洗場に係る基準)

第 10 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗場は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (管理事務所に係る基準)

第 11 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (掲示板及び標識に係る基準)

第 12 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識は、規則で定める基準の細目に適合するものでなければならない。

## (特定公園施設以外の公園施設に係る基準)

第 13 条 区長は、第 4 条から前条までに定める特定公園施設のほか、移動等円滑化が必要と認められる公園施設を規則で定めることができる。

2 前項の規定により公園施設を規則で定めた場合において、当該公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、規則で定める基準の細目に適合させなければならない。

## (身近な広場施設への準用)

第 14 条 第 3 条から第 12 条まで及び前条第 2 項の規定は、世田谷区立身近な広場条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第 19 号）第 2 条に規定する身近な広場施設の新設、増設又は改築について準用する。

## 附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

# 19 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定公園施設の設置の基準等に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 29 日規則第 56 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定公園施設の設置の基準等に関する条例(平成 25 年 3 月世田谷区条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 115 号)及び条例において使用する用語の例による。

## (園路及び広場に係る基準の細目)

第 3 条 条例第 4 条の規則で定める基準の細目は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 出入口 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成 19 年 4 月世田谷区規則第 55 号。以下「ユニバーサルデザイン規則」という。)別表第 8 の 1 の項遵守基準の欄に定める基準
- (2) 通路 ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 3 の項遵守基準の欄に定める基準
- (3) 階段 ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 4 の項遵守基準の欄に定める基準
- (4) 階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 5 の項遵守基準の欄に定める基準
- (5) 舗装材料 ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 6 の項遵守基準の欄に定める基準
- (6) 排水溝等 ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 7 の項遵守基準の欄に定める基準
- (7) 転落防止設備 ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 8 の項遵守基準の欄に定める基準

## (屋根付広場に係る基準の細目)

第 4 条 条例第 5 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 14 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (休憩所に係る基準の細目)

第 5 条 条例第 6 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 9 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (野外劇場及び野外音楽堂に係る基準の細目)

第 6 条 条例第 7 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 15 の項遵守基

準の欄に定める基準とする。

## (駐車場に係る基準の細目)

第 7 条 条例第 8 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 2 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (便所に係る基準の細目)

第 8 条 条例第 9 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 13 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (水飲場及び手洗場に係る基準の細目)

第 9 条 条例第 10 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 11 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (管理事務所に係る基準の細目)

第 10 条 条例第 11 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 16 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (掲示板及び標識に係る基準の細目)

第 11 条 条例第 12 条の規則で定める基準の細目は、ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 12 の項遵守基準の欄に定める基準とする。

## (特定公園施設以外の公園施設に係る基準の細目)

第 12 条 条例第 13 条第 1 項に規定する公園施設は次の各号に掲げるものとし、当該公園施設の新設、増設又は改築を行う場合における基準の細目は当該各号に定めるものとする。

- (1) ベンチ及び野外卓 ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 10 の項遵守基準の欄に定める基準
- (2) 特定公園施設以外の公園内の建築物及び屋内設備 ユニバーサルデザイン規則別表第 8 の 16 の項遵守基準の欄に定める基準

## (委任)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

## 附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。